今月の窓

深刻な不足と過剰

農村での高齢化の進展等による担い手不足はよく指摘されるところであるが，最近の情勢は加速度をつけて担い手不足が進行しており，正直暗たんたる思いにとらわれざるを得ない。

東京から車で１時間半ほどにある山梨県のブドウ，リンゴ等を中心とする山あいの集落の氏神様は，ほんの数年前までは手入れも行き届き，毎年のお祭りには何人もの香具師が店を並べ，境内はけっこうな人で賑わったそうだ。しかし高齢化がすすんで担い手は減少し，今では神社も雨風にさらされて荒れ放題，参道にはイノシシが土中にあるイモ類を食べるために掘り返した大きな穴が散在し，お祭りの賑わいも今は昔の話となってしまった。

愛知県東部の東名高速道路すぐ側の一大柿産地にある50戸ほどの集落では，40〜50歳過ぎの農業者で結婚できないでいるものが８人もいるという。もっと若い層を含めても結婚できている農業者のほうがむしろ少ないそうだ。また，広島県の中山間地帯にある農協の管内には約８千戸の農家があるが，ここには“フィリピンの花嫁”が数十人もいるという話も小耳にした。

さらには千葉県の成田周辺の園芸地帯にあるハウスで働く労働者の半分近くは外国人であるという。こうした中で今般，これまで我が国で外国人が研修生として農業分野で学びながら働くことは１年間しか認められていなかったものを，労働力の確保をも期待して技能実習生としてさらに２年間の延長が認められるように制度化された。

ところで景気は底打ちしたとも言われているものの，相変わらず雇用情勢は厳しく“就職氷河期”が続き，都会は就職のできない若者であふれ返り，また結婚しない女性も多い。すなわち都会には労働力等の過剰が存在し，農村には不足が顕在化するという労働力等の地域的アンバランスが極端な形で発生しているのである。

こうした我が国の担い手確保問題，嫁不足問題を解決していくためには，都会から農村への人の移動，定着化の条件を整備することが不可欠であるが，法人化が推進され，定年帰農を含めて就農希望者は増加しており，道路網・生活環境も整備され情報化の進展等によって都会と農村との実質的時間距離は大幅に短縮されつつあるなど徐々に御膳立てはすすみつつあるように思われる。

しかしながら農業・農村に人が移動・定着する流れを本格化させるためには，農地法の改正，農家・農村の保守性の改善とあわせて，何よりも農業により安定した経営と生活を営むことが可能な，日本農業の将来展望を描いていくことが必要である。東北のＩ県ではこの10年で基幹労働力の半減が見込まれるなど，我が国農業はここ数年の間に抜本的対策なしには滅びかねないギリギリのところまで追い込まれているのである。

（(株)農林中金総合研究所取締役基礎研究部長　蔦谷栄一・つたやえいいち）

農林金融　第53巻　第5号〈通巻651号〉

目　次

今月のテーマ

担い手確保と農協の役割

今月の窓　㈱農林中金総合研究所取締役基礎研究部長　蔦谷栄一

集落営農組織育成の今日的意味

地域農業再編と農協の役割　木原　久 ―― 2

JAの存在意義を問う法人経営の動き

企業の農業参入状況と農業法人の動向　蔦谷栄一 ―― 32

家族労働評価をめぐるノート

農業構造の変動条件とその政策的含意　須田敏彦 ―― 52

談話室　キューバの海はコバルト・ブルー　日本ルネッサンス研究所代表　石見　尚 ―― 30

本棚　オンノフランク・ファン・ベックム他　著
小楠　湊　監訳
㈱農林中金総合研究所海外農協研究会　訳
『EUの農協　21世紀への展望』
国学院大学名誉教授　三輪昌男 ―― 51

統計資料 ―― 76

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

地域農業再編と農協の役割

―― 集落営農組織育成の今日的意味 ――

〔要　　旨〕

1．日本農業の根幹をなす稲作農業が抱える最大の課題は，零細・分散錯圃的農地所有から，集団的・効率的利用への転換を図り，そしてその利用主体，すなわち担い手をどう確立していくかにある。それなくしては，コメを中心とする国民食料の生産を将来にわたって安定的に供給していくことはできないであろう。

2．この双方の課題に十分に応え得る農業生産システムとして，集落営農組織を再評価することが重要である。実態調査によると，協業経営による集落営農の多くは，その合意形成機能によって転作を含めた集団的農地利用をはじめ，機械・施設の効率的利用や労働力の編成を行い，経営革新を見事に実現している。

3．農協による地域農業の組織化の経緯をみると，戦後の創設期はもとより，1960年代の農業基本構想，70年代の協同活動強化運動，さらには80年代以降の組織化方針のなかには，農家組合組織，集落営農組織，集落営農集団，地域農場型農業等の育成・強化が謳われているが，それらすべては集落機能に依拠して展開されてきており，今日でも原則的には変わっていない。

4．90年代に入り，農家の高齢化等による担い手不足が深刻化するなかで，農協が農地保有合理化事業等による農用地の利用・調整に積極的にかかわる必要性が広く認識されるようになり，従来の流通過程を中心とした組織化は，生産過程に踏み込んだ組織化に転換つつある。また地域によっては，農協自らが直接・間接に農業経営を行うケースも出現しており，農協が地域農業における新たな役割・機能を担っていこうとする姿勢が明確にみられる。

5．本稿で取り上げた四つの事例をみると,すべての農協が農地保有合理化事業による農地の利用調整事業を行っている。その進め方は，それぞれが置かれている地域の条件によって異なっているが，共通していることは集落が持つ農地等の利用・調整にかかる合意形成機能に則って行われていることである。また，集落営農，中核農家，大規模農家等の多様な担い手を育成すべく，それぞれが共存，連携できるよう工夫，配慮が巧みになされている。

6．これからの地域農業の振興を考えていく際には，集落の圧倒的多数を形成している兼業農家を否定的にとらえないことが重要である。逆にそうした農家をも巻き込む形で集落営農を組織化し，農業はもとより地域資源の保全や活用の在り方について，積極的に関与していけるシステムが必要であろう。そして，将来的には地域資源全体のなかにすべての農地や農家が位置づけられてはじめて，地域総体としての農業の振興が可能となっていこう。農協は，そうした取り組みに積極的にかかわっていくことが求められている。

目　次

１．はじめに―課題の設定―
２．生産組織育成と農協
（1）　農協創設期から1950年代における農業の組織化
（2）　生産組織の本格的展開と農協
（3）　協同活動強化運動と地域農業振興計画づくり
（4）　地域営農集団の育成と農協
（5）　農地利用調整事業の展開と農協
３．現段階における地域農業組織化の現状と課題
（1）　ＪＡひめじ（兵庫県）
（2）　ＪＡレーク伊吹（滋賀県）
（3）　ＪＡこしじ（新潟県）
（4）　ＪＡ福光中央（富山県）
４．集落を基礎とした地域農業の再編と農協
―総括にかえて―
（1）　地域農業振興は集落の合意を基礎に
（2）　農地の利用・調整機能を通じた担い手の育成
（3）　農協自らが行う農業生産活動について

１．はじめに
――課題の設定――

農林水産省は，本年３月，1998年度の食料自給率40％（供給熱量ベース，以下同じ）を，2010年度には45％に引き上げる「食料・農業・農村基本計画」を策定した。

食料自給率は，87年に50％を割り込み，現在40％を下回ろうとしているが，こうした自給率は先進国において例をみない水準である。しかも，これからの日本農業の担い手と目されている認定農家等を中心とする中核的農家や大規模経営体の育成は未だ想定されたとおりには推移していない。

一方，圧倒的多数の兼業農家によって担われている日本の農業の根幹をなす稲作農業は，高齢化と農業労働力不足，農業機械の過剰投資，後継者不在等の課題を抱え，また中山間地域や市街化区域で耕作放棄地，不作付地が急増している。

加えて，今後一層農産物自由化の進展が予想されるなかで，米価の低迷，転作強化は，担い手として期待されている中核的農家や大規模経営体等の営農意欲を低下させかねないといった危惧も生まれている。

こうしたなかで，当研究所では昨年来，集落営農組織(注1)の活動実態調査を続け，集落営農組織が前述の課題に十分に応えていける可能性を明らかにした。その共通した特徴をあげると，構成員のほとんどが兼業農家によって形成され，自然的・社会的・経済的な地域実態に適合させつつ，多彩な職能を有する構成員の創意と工夫を凝らした多様な活動が行われている。

とりわけ，一つの協業経営体（農業生産法人化したものも含む）として運営されている集落営農組織においては，

①農地の集団化，すなわち農用地の利用調整が整然となされ，転作を組み込んだ農地のブロックローテーションが確立されている。

②生産性については，土地生産性が平均的な水準を維持しながら，投下労働時間や生産費が，全国平均のおおむね6～7割程度に節約され，大規模経営体の生産性に近いなど，経営革新効果が十分認められる。

③兼業を中心としながら，高齢者，女性，後継者も含めた労働力の確保と編成がなされ，継続性・安定性の観点からも「担い手システム」が形成されている。

④優良農地を中心に受託しがちな生産組織とは異なり，集落全体の農地をカバーすることによって，農地をはじめ様々な地域資源の保全と有効活用が図られている。

⑤こうした活動は，農業面に限定されることなく，広く地域社会の維持・活性化にも寄与している。

等の特徴が認められる。(注2)

とはいうものの，集落営農は創設段階やその後の管理運営において，リーダーの有無やその生命ともいえる集落の合意形成に多大な労力と時間を要することもあって，どこでもすぐにできるというものでもない。このため，成功事例においては，必ず行政，改良普及センター，農協といった関係機関の支援が欠かせないことも事実である。

ところで，集落営農がほとんど農協組合員およびその家族で構成されていること，運営方式は集落の総意に基づく協同活動がその柱となっていること，さらには農協の創設以来，組合員の組織化や事業・運営方式が集落を基礎として形成されてきたことを考えあわせると，農協が集落営農の育成・支援において重要な役割を果たしうると考えられる。

とくに，稲作における零細分散錯圃的農地所有と労働力不足がそのまま放置されると，個々の家族経営の対応ではいかんともしがたい状況が既に現出しているなかで，近い将来には一層の地域農業の脆弱化は避けられないであろう。

そこで本稿では，集落営農と協同活動の関係に着目して，集落営農を農協の地域農業振興策の重要な方策の一つとまず位置づけ，具体的事例を交えながら，その育成・支援の方向性について述べてみたい。

（注1） 集落営農とは，農林水産省では「『集落』を単位として，農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことをいう。」と幅広い概念としてとらえている。活動内容も品種・栽培方法の協定をはじめ，農業機械の共同利用からオペレーターによる農作業の受託，農業経営の受託，全面的な協同経営を行うもの等多様であり，その名称もまた様々である。本稿でもその概念は農林水産省と同様広くとらえている。

（注2） 道明雅美「集落を基礎とする組織経営体の意義」『農林金融』1999年11月号。『集落営農組織の活動実態に関する調査報告』農林中金総合研究所，総研レポート11基礎研№5，2000年１月。

２．生産組織育成と農協
――集落機能に着目した地域農業の組織化――

まず最初に，これまでの農協による地域

農業の組織化過程を集落機能とのかかわりを中心に概観してみたい。

(1) 農協創設期から1950年代における農業の組織化
――集落機能に支えられた農協の組織・事業・運営――

戦後新たに創設された農協が当初抱えた最大の課題は，財務基盤の弱さを原因とする経営不振の克服であった。当時は農協の再建に最も力が入れられ，組合員の営農・生活にかかる協同活動の視点が弱かった。このため，農協の事業が組合員のためというより農協のためという受け止め方がなされ，農協と組合員との遊離問題が指摘されるようになった。

そうしたなかで，組合員の協同活動を基礎に農協と組合員の結びつきを強めようと提起されたのが，1955年の「農協総合事業計画運動」である。この運動の特徴は，農協事業を組合員農家の営農改善指導，生活改善指導を目標に組織化して，それまでバラバラに行われていた各事業間の有機的連携を図りつつ総合化し，それを県連・全国連に積み上げていくというものであった。

この方式は，今日の農協の組織･事業･運営の原型をなすものであり，そこでは「計画化」「総合化」「積み上げ」が運動の中核をなし，それを支えたのが集落組織であった。

このため農協は，集落組織の育成に力を入れることとなる。55年に全国農業協同組合中央会（以下「全中」）が打ち出した「部落組織の育成方針」では，農協は部落に居住する農民の共同組織を近代的に育成し，農民経済の向上を図るため，農協運動の実践母体とすると位置づけている。そしてその集落組織を，①農家の自主的組織，②農家の経済組織，③農協の内部組織，④地域組織，⑤任意組織，のそれぞれの視点から育成しつつ，集落組織の事業を活発化させるとともに，農協の事業との一体化を図ることが強調されている。すなわち，集落組織の整備・育成と併せて実質的に農協の内部組織化を図るというものであった。

一方，営農指導，農業の組織化の面では，営農改善指導が中心に据えられ，それまでの米麦を中心とした個別的・技術的な指導から，「計画化」「総合化」を視点に入れた個別経営の指導に重点を移していった。

農業の組織化の視点からみると，機械化以前の裸手労働が中心であり，村落共同体的な意識に基づく共同作業や，50年代半ばごろからの共同育苗や動力耕耘機による共同耕耘といったものが組織化の主流であった。したがって，「生産の組織化」といった面ではいわば原初的な段階といってよい。

(2) 生産組織の本格的展開と農協
――農業基本構想と作目別生産部会の育成――

1960年代の高度経済成長期に入ると，それまでの自作農主義農政から農業基本法（61年）による構造政策への転換が図られていく。そこで掲げられた理念・目標には，「生産性の向上」「自立経営の育成」といっ

た構造化を促進する政策と併せて「協業の助長」も含まれていた。

50年代後半の農業技術の発展や，60年代以降急速に進展した生産過程の機械化を背景に生産力は急速に上昇していくが，経営発展を妨げる労働力や資本不足の課題に対して，個別経営だけでは対応できない状況，すなわち生産力発展と家族小農経営方式という生産関係が桎梏（しっこく）となって現れてくる。そして，その阻害要因を打開していくものとして協業を包含した機械・施設の共同利用組織等が全国的に展開されるようになる。

そうした農業生産組織は，あくまで個別経営の労働力不足等を補い，個別経営の補完的組織としての性格が濃厚であった。また，50年代終わりごろからの食料事情の変化や米価の停滞傾向を受けて，60年代の前半には良質米づくりを志向する集団栽培組織が結成されるようになり，加えて共同利用組織の一部は，集団栽培組織に転換した。

このような生産組織の展開がみられるなかで，農協系統は農業基本法の制定や農産物需要の構造変化と新たな市場動向の動きに対応させるべく，営農団地構想（62年）を打ち出していく。そしてそれは，「農業基本構想」（67年）に引き継がれ，家族経営を基礎におきながらも機能的な部会組織である作物別生産組織を組織化し，高生産性農業の確立と，生産から販売に至るまでの一貫体系を築こうというものであった。

折しも，兼業化や農外への労働力流失が著しい進展をみせようとしていた時期でもあったことから，農業基本構想は専業的農家を中核としながらも，兼業農家をも包含した生産組織の育成をめざそうとしたものであり，農政が推進する構造政策とは一線を画すものであった。

また，60年代の半ばごろから急速に農業機械化が浸透していくが，農業機械作業一貫体系による大型の農業経営体は，急速には形成されないとの判断も背景にあり，地域農業の組織化の基本は兼業農家も包含しつつ，従来の地縁的集落組織と機能面を重視した目的別生産組織の双方を織り交ぜた組織化がすすめられた。

ちなみに，作目別生産組織は70年代にかけてその組織化に力が注がれてきており，それ以降の育成状況（第１表）をみると，組織化率は作目によってバラツキがみられるものの，おおむね80年代初めまでには一定の組織化がなされていたといってよい。ま

第1表　作目別生産者組織の有無と性格（組織率上位７位）

（単位　農協，%）

	部会組織がある農協				部会組織がある場合			
					栽培・飼育規模等で加入資格を限定		農協事業の全利用を契約する者の組織	
	1981年	84	87	90	81	90	81	90
稲作部会	39.7	43.1	42.9	44.7	10.0	11.3	37.6	25.3
野菜部会	71.2	75.2	76.6	73.7	12.6	11.5	41.1	30.5
果樹部会	47.2	47.9	49.4	45.8	12.6	11.5	37.7	29.4
花き部会	29.3	31.8	33.7	41.0	11.5	12.6	30.6	27.9
養豚部会	44.2	41.0	38.4	35.9	12.2	10.1	41.1	31.2
肉牛部会	45.0	46.7	46.4	43.7	12.9	12.4	46.3	32.5
酪農部会	37.5	37.3	36.3	31.6	12.8	12.2	38.1	26.7

資料　全中「農協に関する全国一斉調査結果報告」
（注）1．「部会組織がある農協」の割合は回答農協を100とした割合。
2．「部会組織がある場合」の割合は，「部会組織がある農協」を100とした割合。

た，80年代を通じてみると花き部会の組織化が目立っているが，全体的には「加入資格」「全利用の誓約」といった，いわゆるしばりは弱まる傾向を示している点が特徴となっている。

農業基本構想にもとづく稲作団地の造成についてみると，共同利用組織や集団栽培組織といった，いわば集落を基礎として成立した各種の生産組織によってその造成が進められた。とりわけ，栽培協定とそれに基づく共同作業，農業機械・施設の共同利用を行う集団栽培組織は，稲作団地造成の推進とあいまって60年代半ばごろまで増加していく。

この時期における農協の役割は，ライスセンター，カントリーエレベーター，育苗施設といった基幹施設の設置や各種の稲作高性能機械を軸とした組織化が中心であった。

なお，60年代後半以降の著しい兼業の深化は，上層農家までを巻き込むものとなり，農家の階層分化を促進し，より少数化した専業農家への依存傾向を強めることになる。加えて，農業機械装備による技術体系の確立は，従来の個別経営の補完としての生産組織の必要性が後退し，代わって個別専業農家層の経営発展の条件を創り出すこととともなった。

このため集団栽培組織，協業経営体は，60年代後半以降減少傾向を示すようになり，一方で受託組織が増加するようになる。ちなみに，農林水産省「農業生産組織調査」（第２表）によると，68年には6,300を超すまでに至った集団栽培組織，5,700余の協業経営体は，それぞれ76年には５～６割程度に減少し，代わって個別経営を前提とする機械の共同利用組織と受託組織が増加している。なお，72年の受託組織の内訳をみると，圧倒的に多いのが作業受託組織（2,412組織のうち農協内部組織が1,198組織）であるが，76年には経営受託組織が急速に増加している。

このように農業機械化の進展とともに，他の農家の作業・経営を受託することによって，個別経営の発展を志向していく層と委託部分を徐々に増加させる層との階層分化が顕著となり，60年代以降結成された各種生産組織は解体・再編を余儀なくされていく。

こうした展開は，自立経営ないしは中核農家の育成といった，農業基本法以降の構造政策下で実施された１次，２次農業構造改善事業，農地法改正により制度化された農地保有合理化事業（70年）等が制度・事業面から下支えしたことはいうまでもない。

また農協法改正によって，62年には農事

第２表　稲作生産組織の動向（60年代後半～70年代半ば）

（単位　組織，%）

		1968年	72		76		76／68
共同利用組織		4,257	5,093		8,970		210.7
集団栽培		6,363	5,354		3,371		53.0
受託組織	作業受託	－	2,481	2,412	4,569	3,439	－
	経営受託	－		69		1,130	－
協業経営体（注）		5,758	4,551		3,806		66.1

資料　農林水産省「農業生産組織調査」
（注）　協業経営体は稲作以外の経営体を含む。

組合法人の認可，農地信託制度の導入，さらに70年には農用地等供給事業，受託農業経営が可能となる等，組合員の農地，農業経営と直接・間接にかかわる権能が農協に付加された。しかし，前述のとおり農業振興の基本方針は，兼業農家も包含した営農団地の造成と作物部会の生産組織化を基軸とした展開であった。加えて70年代半ば以降，稲作等の受委託の増加に対しては，農協が委託者・受託者を組織化し，そのあっせんを行うことは広範にみられるようになったが，76年7月現在，受託農業経営を行っている農協は，4,803農協のうち261農協（農林水産省調査）に過ぎなかった。

その原因は，委託された農業経営を全面再委託することができなかったこと，農地の使用収益権の移転手続きが煩雑であったこと，さらには事業実施に伴う相当の支出が見込まれたことなどであった。

なお，農用地の流動化・集団化を進め，大規模経営体を育成することを眼目として創設された農地保有合理化事業（70年）の法人資格を取得した農協は，スタート時から88年までは数農協にしかすぎなかった。また，農振法の一部改正によって開始された農用地利用増進事業（75年）に対しても，減反が休耕から転作主体に変化するなど本格化・構造化していくなかで，取り組みの必要性を認めながらも事業主体が市町村であったこと，地域によって受委託の進展程度が異なっていたこと等から，農協系統は取り組みに対する明確な方針を打ち出せなかったのが実情であった。

(3) 協同活動強化運動と地域農業振興計画づくり
――集落機能を基盤とした地域農業の再構築――

60年代以降の兼業化の深化と労働力の流失によって，それまでの集落を基礎とした諸組織の機能が分化と再編を余儀なくされるなかで，受託による経営発展を図る農家層と委託による離農傾向を強める農家層との分離傾向が明確となってくる。加えて，都市化・混住化も，集落組織を弱体化させ，それまでの農協の営農・生活にかかる組織･事業･運営全体を支えてきた基礎組織の脆弱化をもたらし，農協と組合員の結びつきを弱める結果となった。

こうしたことを受けて提起されたのが，第14回全国農協大会（76年）決議「協同活動強化運動」（第1期77～79年，第2期80～82年）である。この運動の基本理念は，高度経済成長下における農協と組合員の結びつきの弱体化，集落機能の低下という反省に立って，農協の組織・事業・運営を再度集落の機能に依拠しながら再構築を図ろうというものであった。

「協同活動強化運動」の特徴は，その運動展開を決定するに至る過程そのものが大切とされ，組合員自らがそれに参加し，実践することを重視したところにある。農協はそれを支援し，協同活動そのものを農協の事業・運営に反映させていくという仕組みづくりであった。

すなわち，組合員および農協役職員が相互に何をなすべきかを理解しながら，十分

な意思疎通と徹底した討議の反復によって，最終的な目標・計画を樹立しようとするものであった。この運動のスローガンの一つである「組合員の営農と地域農業を協同活動で確立する」のなかには，営農改善計画に基づく地域農業進行計画の策定，中核農業者の育成，土地利用の高度化をはじめ，生産者の組織化，地域（集落ぐるみ）の農業の育成，さらには機械・施設の共同利用による投資の適正化・稼働率の向上が具体的内容として盛り込まれている。

そして，この運動の第２期段階の第15回全国農協大会（79年）決議「1980年代の日本農業の課題と農協の対応」では，拡大される転作面積の増加対策として農業生産再編成を課題に据えて，「地域からの農業再編成」を具体化する方策として，「地域農業振興計画」の策定が最重要課題に位置づけられていく。

この時期は，水田利用再編第１期対策の終盤に当たり，転作作物の定着と集落ぐるみの地域農業の振興が大きな課題となっており，集落における集団的農地利用が不可欠なものと認識されていた。このため，行政サイドでは，先の農用地利用増進事業を一歩進め農用地利用増進法（80年）を制定し，農地利用権による流動化を本格的に進めようと意図した。加えて，地域農政特別対策事業や新農業構造改善事業と，矢継ぎ早に「地域農政」的視点を織り込んだ政策を打ち出している。

すなわち，行政，農協とも集落ぐるみの新たな農用地の利用調整システムが必要となっていたのである。とはいうものの，農協系統では行政がねらいとする中核農家中心の農地集積ではなく，これまで進めてきた生産過程における共同化や各種の生産組織化の実態を踏まえ，２兼農家をも含めた集落全体を視野に入れた農業のあり方を探ろうとするものであった。

そこで，地域農業振興計画の策定の具体策を，当時出された全中「農協の集落組織育成の方向」（81年）からみてみたい。まず，地域農業振興計画の策定主体は農協であるが，それは集落営農計画を積み上げて策定する。集落営農計画には，農家の営農計画を基礎に，集落のあるべき方向性（重点作物，営農類型，栽培技術，転作対応を含めた基盤整備，土地利用計画等）や，農業生産の組織化と労働力の調整計画（農機・施設の組織的・効率的利用や専兼業農家間の相互補完的労働力調整のための組織化）が盛り込まれる。

農協は，その両者をふまえ，産地形成の視点を加えつつ，行政との連携や農協の役割も加味した農協段階の計画，すなわち地域農業振興計画を策定するというものである。この時期には，「集落営農」という地域農業生産システムへの移行が十分認識されていた。前述の「育成方向」にも，集落営農という概念が以下のとおり明記されている。

「集落の諸機能を強化し，再生することを通じ，集落をよりどころとして多様化した農家を組織化し，農業生産諸資源を有効に活用することにより，農家の所得向上と，人間らしい生活の実現を目的とした，組織

第3表　農家組合組織の営農面の活動内容（1981年６月）

（単位　%）

地域農業推進計画	35.5
水田利用再編対策	83.6
作付・栽培の集団化	39.4
農作業委託の仲介	19.1
農業経営受託事業	8.2
その他	6.6

資料　全中「農協の活動に関する全国一斉調査」（1981年）

的・経済的営農の仕組み」

すなわち，転作がもはや緊急避難的なものではありえず，土地利用型農業を中心とする地域農業の再編のためには，集落を基礎とした農業生産の組織化と集団的土地利用秩序が不可欠であること，そしてそれを可能とならしめるためには，集落の合意形成機能を最大限に生かす以外にはないということが認識されていたのである。

ちなみに，当時の農家組合組織の営農にかかる活動内容（第３表）をみると，圧倒的に多いのが「水田利用再編対策」であり，転作がいかに大きな課題となっていたかがわかる。次いで「作付・栽培の集団化」「地域農業推進計画」が多く，地域農業振興計画関連の活動が中心となっている。

(4)　地域営農集団の育成と農協
――地域を基礎とした多様な担い手を育成――

地域農業再編における土地利用秩序の形成と生産組織の育成を図るため，集落機能の活用を明確に打ち出したのが，第16回全国農協大会（82年）決議「日本農業の展望と農協の農業振興方策」（83～85年）である。

この時期は，農産物輸入増加や，土地利用型農業の国際競争力の低下が一段と明らかとなり，財界からの市場原理導入や生産コスト引下げ要請が高まった時期であった。

こうしたなかで，生産調整面積が60万haを優に超える水準となったことから，稲作をはじめ土地利用型農業の再構築への要請が高まり，土地利用の調整が最大の課題となった。このため前述の「農業振興方策」では，その展開方向の基本の第一に，分散錯圃的土地利用から集団的土地利用への転換，第二に土地利用型農業の２割コスト削減が据えられた。

そしてその実現に向けて，利用権集積による経営規模拡大の目標を個別経営で，北海道20ha，東日本５ha，西日本３ha，さらに農業生産組織単位で20haを想定した。しかし，個別経営は各種の生産組織の活動に支えられて存続・発展していたのが実態であり，そのため農協は農業生産にかかる作業，技術，経営機能の組織化を図ることによって個別経営を支え，総体として生産力を高めるなど，地域農業の確立に努めた。

さらに，農協は土地利用調整を軸としながら，労働力，農業機械・施設，副産物等の地域生産資源を地域単位に組織化し，その有効利用を進める推進力として，地域営農集団の育成を打ち出した。

地域営農集団とは，

「農業生産組織の新しい形態であり，地域

ぐるみの農家の合意を基本とし，農作業などへの参加を通じて土地利用と地域の農業生産資源の有効活用を図るしくみである。この仕組みのもとで，専従者のいる個別農家やオペレーターなどのグループを中心に参加農家が役割を分担し，栽培管理や機械利用を行うことになる。このことによって，専従者のいる経営もその能力を発揮することが可能となり，将来の地域農業を担う人材を育成･蓄積していくことができる」（16回農協大会決議）としている。

そして，地域営農集団を例示的に，

①集落（複数含）単位で結成される集団で，同範囲内の農地にかかる計画調整機能を担う組織（農地利用改善団体等）と生産活動を担う受託部会（営農部会）によって構成され，受託部会へ農地を集積し，地域農業の担い手とする（中核的担い手《法人含》タイプ）。

②集落の全戸が加入する営農集団で，専兼業を問わず全戸が共同で作業を分担しながら，地域内の全農地を対象とした地域農業を支える（集落営農タイプ）。

③転作作物の安定栽培をめざし，集団の力で遊休農地，低活用農地の再利用を進め，農地の高度利用を通じて規模拡大，集約化を図る（転作組合タイプ）。

④農協，市町村，農業委員会で構成する農地管理組合を介在させて農地管理を行い，個別相対では進展しにくい農地の流動化を促し，地域内農地の再編利用を行う（農地保有合理化タイプ）。

の四つのタイプをあげている。

また，集団がカバーする範囲は，水系，立地条件などにより，１ないし数集落の区域内全農地を包含したものとし，組織構成は，その合意形成，意思決定を行う総会等の機関と，農業生産を行う実行機関（下部組織に計画策定・作業・労務調整，会計事務の部門）を併せ持つものとする。そして，この地域営農集団を通じて集団構成員の農地利用権や労働力の調整を行うなかで農地，機械・施設の効率的利用を図り，地域農業の生産性の向上を計るというものである。

この地域営農集団の将来的育成方向についてみると，多様なタイプを想定しながらも集落営農集団の活動を通じて，専業的農家層を中心とした耕作地の団地化を進め，地域農業の中心的担い手として育てていくといったニュアンスが感じられる。

すなわち，「協同活動強化運動」で提唱された集落営農は，営農・生活を含め広く地域社会とのかかわりを色濃く持っていたといえるが，一方地域営農集団は集落営農の概念を包含しつつも，地域農業を担う生産機能集団の育成という性格が強くなっていた。

ところで第16回全国農協大会決議は，「協同活動強化運動」の中核をなしていた「地域農業振興計画」の策定・実践にあたり，２兼農家は農村に定住し安定的社会層を形成しており，加えて農業生産の全部もしくはその一部を委託しているが，そうした作業や経営機能を地域のなかで補完する仕組みづくりが必要だとして，地域農業振興計画に２兼農家も地域農業を担う一員として

の位置づけを行っている。

このように，地域営農集団の育成方針には，構造化の促進と非構造化の両面を併せ持ったところに特徴がある。すなわち，地域営農集団活動を通じて，農用地の集団的利用と効率的機械・施設利用を軸とした地域農業の組織化・再編を図っていくのか，それとも農用地の利用権の調整を軸に中核的な農家に集中させていく過程（発展段階的）と位置づけるのかが，今一つ明確でない。これは，集落営農集団の育成の基本的性格にかかわる点であったといえよう。

ところで農協の地域営農集団の育成への取り組み（第４表）をみると，その主たるものは「共同作業・機械共同利用」をはじめ，「作付・栽培協定」「ブロックローテーション」であり，84～87年では「ブロックローテーション」の編成の比重が高まっている。一方，「農作業の受委託のあっせん」「農用地利用権の調整」は相対的に取り組みが遅れており，いわゆる構造化の促進といった側面はさほど強く現れていない。

なお，農用地利用調整について，農協への経営委託に伴う権利の設定，件数，面積をみると，71年には許可件数154件，許可面積48.9ha（農林水産省調査）であったが，その後若干の増加をみたものの，その後10年を経た81年でもそれぞれ364件，162.9haにすぎず，農協による農用地利用の調整は70，80年代を通じてほぼ停滞傾向のまま推移した。

また，83年に提起された「地域営農集団育成・強化運動」推進要綱では，向こう３か年の運動目標として，地域営農による水田カバー率50%，１農協当たり８地域営農集団の育成をするとしたが，84年，87年段階のカバー率をみると，20%未満の農協がそれぞれ71.4%，58.8%を占めている（同第４表）。

さらに，地域営農集団の組織状況（第５表）をみると，組織化されている農協は，90年には44.7%であったが，93年には62.8%と一定の前進がみられるものの，そのうち50%以上の集落で組織化されているとする比率は90，93年とも17%台にすぎない。

第4表　地域営農集団の育成強化運動への取組み

（単位　農協，%）

	農協数	取組実施農協	地域営農集団の主な取組内容（取組実施＝100%）					
			作付・栽培協定	ブロックローテーション	共同作業・機械共同利用	農業作業受委託のあっせん	農用地利用権調整	（参考）地域営農集団による水田カバー率20%未満
1984年	4,190 (100.0)	1,355 (32.3)	360 (26.9)	175 (13.0)	625 (47.1)	130 (10.0)	62 (4.8)	71.4
87	4,058 (100.0)	1,440 (35.5)	292 (20.3)	350 (24.3)	647 (44.9)	117 (8.1)	34 (2.4)	58.5

資料　全中「農協の活動に関する全国一斉調査結果報告」
（注）　1984年の回答割合は不明を除く。

第5表　地域営農集団の有無と組織率

（単位　農協，%）

	調　査 農協数	地域営農集団がある農協		地域営農集団が組織されている集落の割合「有り」＝100%		
			比率	50%以上	20～50	20%未満
1990年	3,481	1,556	44.7	17.5	23.2	56.8
93	2,945	1,849	62.8	17.7	19.8	61.8
〈参　照〉「地域農場システム」に対する回答						
96	2,223	335	15.1	1.9	2.0	11.2

資料　全中「農協の活動に関する全国一斉調査結果報告」
（注）　1996年は「地域農場システム」に対する回答，同システムとは１集落から数集落の範囲で農用地の所有者・利用者の全員で構成する農用地利用調整の組織があり，その合意に基づいて地域が一つの農場かのように土地利用型農業が行われることを示す。

(5)　農地利用調整事業の展開と農協
――農用地利用調整を通じた生産過程への関与――

地域営農集団育成による地域農業の再編という方向性は，第17回全国農協大会（85年）決議「1980年代後期における農業，農村振興方策」に引き継がれていく。しかし，80年代後半以降の農産物の輸入増加や需要・価格の低迷，農業労働力の減少・高齢化は，耕地利用率の低下ならびに遊休化を引き起こし，地域資源全体の管理の粗放化，農業構造の総体的脆弱化をもたらし，日本農業の基幹である土地利用型農業の再編を喫緊の課題と認識させるに至った。

このため前述の決議では，集落営農の推進をベースに田畑輪換体系を構築し，土地・労働力，機械・施設の効率性を高めながら，大豆，麦，野菜等による水田複合化や畜産も含めた地域の複合化の視点が強調されている。しかし，こうした耕種，畜産，園芸等を組み込んだ集落営農組織の育成に力を入れたものの，その育成は遅々としたものであり，また農用地の集団的利用も緩やかなものであった。

こうしたなかで，農協は作目別の組織化対応を中心としたものから，地域農業全体の振興に向けての総合的な企画・管理の機能を重視した営農指導への転換を計っていく。あわせて，地域営農集団の補完的役割とはいえ，自らが機械銀行を設置しながら農地の利用あっせん・調整機能の強化を行っていく。とくに第18回全国農協大会（88年）で，農協による農地利用調整機能の発揮が強調されたことや，国の89年予算で農協が行う農地保有合理化事業に対する予算措置が講じられたことを受けて，法人資格取得農協は88年の２農協から翌89年には42農協に，そして90年代後半には500を超えるに至っている。

すなわち，農協は従来の流通過程を中心とした地域農業の組織化から，生産過程そのものにまで踏み込んだ組織化に転換していった。そこでは，「地域農業振興計画」も従来の積み上げ方式を原則としながらも，農地・労働力等の地域内調整を視野に入れた企画・管理機能が重視されるように変化したといってよい。

ちなみに，「地域農業振興計画」の策定状況（第６表）をみると，「協同活動強化運動」の期間中ないしは，80年代後半ごろまでは策定農協の比率は高まっているが，90年以降低下傾向にある。また策定方法もアンケートの実施や集落，生産部会の話し合いを基礎として策定する農協の比率が低下

第6表　地域農業振興計画の策定状況

（単位　%）

	策定済み
1978年３月	14.6
80．７	30.2
1981年	40.0
84	58.8
87	62.1
90	57.5
93	51.6
96	47.9
99	49.9

資料　78年，80年調査は全中調べ（対象78年41県，80年全県）。
81年以降は全中「農協に関する全国一斉調査報告」
（注）1．96年調査は「長期営農計画」策定農協の割合。
2．99年調査は農協の中長期計画に盛り込んでいる内容で「営農計画」（地域農業振興計画等）をあげた農協の割合。

傾向にあり，農協内の部署を中心として策定する傾向もあらわれている。

こうした，地域農業における新たな農協の役割は，90年代に入ると一層明確となっていく。すなわち，92年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）とそれに伴う「農業経営基盤強化促進法」（旧「農用地利用促進法」の改正）を受けて，大規模経営農家層への利用権設定による農地集積が急速に進展した。しかし，そうした農地利用権の集積は，生産条件の良い優良農地を中心に行われており，中山間地域をはじめ基盤整備が遅れている農地は放置されがちであった。このため，中山間地域では担い手の減少や労働力不足等を背景に，耕作放棄地の急増や，生産基盤そのものが失われる事態が現出し，地域農業の総体として崩壊が進展した。

そこで第20回全国農協大会（94年）では，生産や経営の主体を単一の形態だけと想定するのではなく，それぞれの地域の条件に応じて，多様な形態を育てていく方針を打ち出した。ここでは，地域営農の中核的な担い手として，規模拡大農家，集落を基礎とした農場的な経営，兼業的・自給的経営等，多様でかつ重層的な主体が想定されている。

そしてそのためには，地域農場的営農づくりが重要であり，「地域営農集団や集落営農を一層推進するとともに，地域の農業諸資源をひとつの農場のなかで利用する仕組みづくりに取り組みます。こうした地域農場型営農の展開により，多様な農業者の共生を実現し，あわせて土地利用型農業の競争力を向上させる」（第20回全国農協大会決議）としている（第１図）。

しかし同時に，「稲作をはじめ土地利用型農業の規模拡大志向農家については，地域農場型営農の中心的な担い手として発展」するよう，「ＪＡ自ら農地保有合理化法人の資格を取得し農用地利用調整に取り組み，農作業・経営受託斡旋を通じた経営耕地の集団化をはかるとともに，経営の安定化の視点から法人化を支援します」としている。

後者にウェイトを置いた見方をすれば，地域農場型営農とは，１ないし数集落を単位に農用地利用管理組織（農用地利用改善団体等）を設立し，集落機能を活用して作付けの集団化・作業効率化等の地域的な合意形成を図り，それを基礎として担い手グループや生産組織が実質的な農業経営を営む形を想定しているといえる。

いずれにしても，農協が自ら農地保有合

第1図　水田農業の担い手の変化と方向

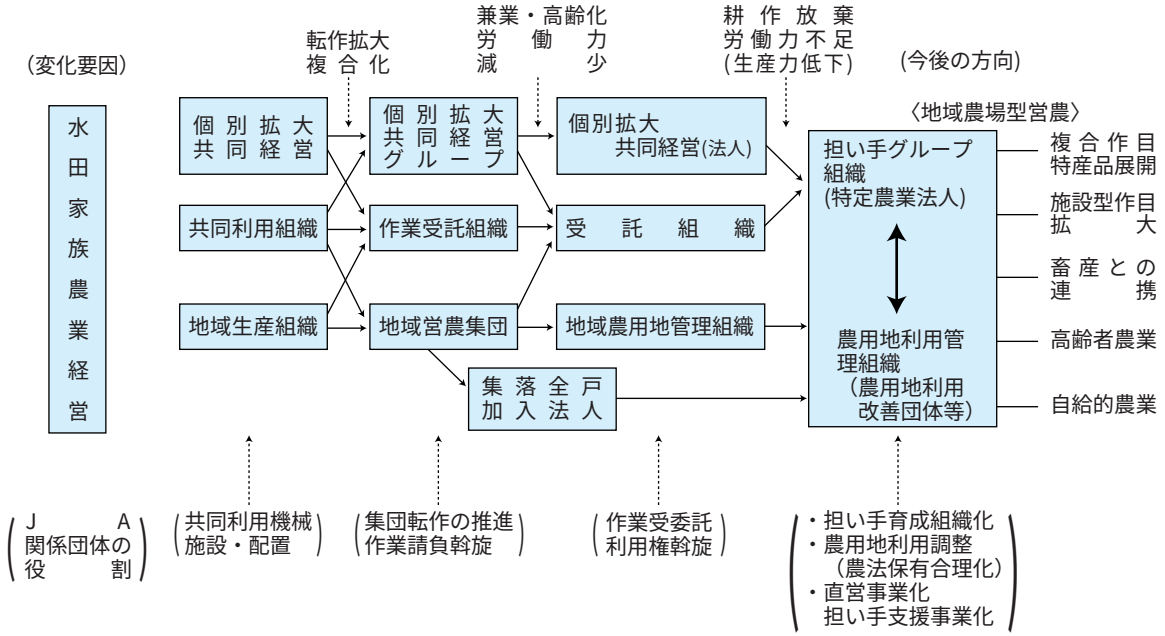

資料　JA全中，第20回JA全国大会決議「21世紀への農業再建とJA改革」

理化事業を通じて，農用地の利用調整，受委託のあっせん等に，積極的に取り組む方針を明確にしたことは確かである。

さらに，90年代に入っての変化の特徴は，農協が直接農業生産にかかわる必要性が増したことである。かねてより，実績は極めて少なかったが，受託農業経営もその一例であり，90年代半ば以降は農協が出資した有限会社等によって，管内の一部とはいえ農業生産を直接担うケースが増えつつある。これらの位置づけは，地域の条件によって大きく異なるが，農協が地域農業における新たな役割・機能を明確に担っていこうとする姿勢が打ち出されているといえよう。

なお，これまで述べてきた農協における生産組織育成の経緯を，第７表に整理したので参照されたい。

３．現段階における地域農業組織化の現状と課題

――集落を基礎とした営農組織育成の取り組み――

農協の地域農業の組織化や生産組織の育成にあたっては，すでに述べてきたように常に集落が基礎にあり，それは今日でも基本的には変わっていない。そこで次に，地域の条件を生かした様々な取り組みの事例をみていくなかで，今後の地域農業の再編方向を考えてみたい。

(1)　JAひめじ（兵庫県）

――市街化区域内農地の保全を主目的とした有限会社の設立――

JAひめじ（組合員21,631名うち正組合員

第7表　農協の地域農業振興と生産の組織化

			1950年	1970	1980	1990	2000
農政の推移	農業政策	農業政策の流れ	・農地改革終了（50年代初頭） ・自作農農政	・農業基本法(61) ・総合農政(70) ・総合食料政(75)	・80年代農政の基本方向(80)	・新政策(92) ・新たな国際環境に対応した農政の方向(94)	
		関係法令・施策	・農地法(52)	・第1次農業構造改革事業(62～69) ・農地法改正（農業生産法人制度創設、上限緩和・62） ・第1次土地改良長期計画(65～74)	・第2次農業構造改善事業(70～79) ・農地保有合理化事業(70～) ・農振法制定(69) ・農地法改正上限撤廃(70) ・第2事土地改良長期計画(73～82)	・農用地利用増進法(80) ・農用地利用増進事業(75) ・新農業構造改善事業(77) ・地域農政特例対策事業(77) ・第3次土地改良長期計画(83～92)	・新農業基本法(99) ・農業経営基盤強化促進法（認定農業者制度、93） ・第4次土地改良長期計画(93～2002)
	食糧管理・生産調整	食糧管理	・食糧管理法(42～) ・予約売渡利(55)	・良質米づくり(62)	・自主米制度買い入れ制限(69) ・予約限度制(71)	・食管法改正(81) ・備蓄米、他用途利用米(83) ・政府買入品質格差導入(79)	・新食糧法(95) ・ｺﾒ関税化(99)
		米価の動向	〈55年以降横這〉	〈堅調な伸びから抑制〉	〈ｵｲﾙｼｮｯｸ期以外抑制〉	＜抑制から前年並・割れ〉	＜前年並・前年割れ〉
		生産調整			・単年度生産調整(70) ・稲作調整対策(71～75) ・水田総合利用対策(76～77) ・水田利用再編対策（第Ⅰ期78～80、第Ⅱ期81～83、第Ⅲ期84～86）	・水田農業確立対策(87～89) ・水田農業確立後期対策(90～92) ・水田営農活性化対策(93～95) ・新生産調整推進対策(96～97) ・緊急生産調整対策(98～99) ・水田営農対策(2000～)	
農協の取り組み		農業振興・農地調整関連の機能		・第6次農協法改正（農事組合法人・農地信託制度、62）	・第7次農協法改正（農用地等供給・受託農業経営、70）	・農地保有合理化事業への取り組み強化(89～)	
		農業振興基本方針	・農協総合事業計画化運動（「計画化」「総合化」「積み上げ」による組織化・事業方式の確立、55）	・営農団地構想(62) ・農業基本構想(68～77)（営農団地構想推進を軸とした高生産性農業）	・協同活動強化運動（第1次77～79、第2次80～82）「1980年代日本農業の課題と農協の対応」（地域農業振興計画の策定と実践による地域農業の組織化）	・「日本農業の展望と農協の農業振興方策」(83～85) ・「1980年代後期における農業・農村振興方策」(86～88)（地域営農集団の育成と集団的土地利用組織の形成・地域農業の再編）	・「日本農業の再建と農の活性化」(94)（集落・地区からの積み上げた長期営農計画、多様な担い手の育成、農用地利用調整による地域農場システムづくり）
		営農指導の主テーマ	〈個別農家の生産技術の指導から経営指導へ〉	・〈作物別営農団地育成による主産地の形成、市場対応〉	〈地域農業の再編、地域の農用地、農業労働力等の地域農業生産資源の有効活用と担い手たる個別経営の再編強化〉		〈地域営農の中核的な担い手としての規模拡大農家、集落を基礎とした農場的な経営、兼業・自給的農家等多様かつ重層的な主体の育成〉
		生産組織対応	〈集落を基礎とした営農活動〉	〈兼業農家を含めた作物別生産組織を中心とする機能別・目的別生産組織の育成〉	〈集落機能の再評価、集落の合意形成機能に則った農協の農用地利用調整機能の強化、兼業農家を含んだ組織化から、担い手農家育成の色彩強まる〉		〈地域農業確立に向けての営農支援ｼｽﾃﾑ、担い手（含、組織）間の技術・労働力・設備の地域間補完、土地利用調整による担い手支援、構造政策的色彩強まる〉
		集落組織の育成	（全中「部落組織・育成方策」(55)）		（全中「農協の集落組織育成の方向」(81)）		
機械化・生産組織の展開		農業機械の普及		→＜自脱ｺﾝﾊﾞｲﾝ＞ →＜ﾄﾗｸﾀｰ＞ →＜田植機・多条化＞ →＜ﾊﾞｲﾝﾀﾞｰ＞ →＜大型防除機＞ ＜ｶﾝﾄﾘｰｴﾚﾍﾞｰﾀｰ＞ ＜大型育苗施設＞ } 高性能農業機械一貫体系の確立			
		生産組織の展開	・協同作業組織（共同耕うん・育苗）	・共同作業 ・共同利用組織 → 請負耕作組織 → ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ主導による受託組織 （機械・施設） （農業機械銀行等） ・集団栽培組織 → （集団栽培組織の減少） ・秋田県における集落農場化(72～90) → 集落営農の多様な展開	農事組合法人等の農業生産法人組織	共同利用組織 共同作業組織 受託組織 協業経営組織 } → 複数集落営農組織（地域農場ｼｽﾃﾑ）	

資料　全中『農業協同組合年鑑』各年度版を中心に作成

12,406名，98年度末）管内は，都市化が著しく，市内の総農地3,900haのうち，約半分が市街化区域内にある。農地のスプロール的転用による市街化区域内農地の荒廃化が進展し，かつ農家の資産保有的意識も強い。農用地区内の農地1,218haのうち約３分の２は圃場整備済みであるが，零細稲単作経営が圧倒的に多い。

農協は，70年代初めには農業機械銀行の設置とオペレーターの組織化に力を入れてきたが，80年代半ばごろにはオペレーターの高齢化が進み，組織が有名無実化した経緯がある。また，集落機能が維持されてきたところでは農業機械の共同利用を軸とした集落営農組織が創設（196集落中10集落）されたが，やがてリーダーの不在や機械の更新期に解散してしまうケースも多く，その後は育成することが困難になってきている。

こうしたなかで，80年代後半から圃場整備済みの水田でも高齢化等を背景に耕作できない農家が出現し，近隣市町村からの大規模農家による借地がさみだれ的に進展していった。そのため，組合員と農協との結びつきが弱まるとともに，市街化区域内の耕作放棄田の荒廃化が進んだ。

そこで農協は，放棄田が農業生産面に限らず，地域の環境維持の点からも放置できないと判断し，その草刈事業を外部のオペレーターに委託して，管理を行ってきた。そして，この作業を農閑期労働に組み込みながら，地域の農家の農作業・農業経営を受託する農業生産法人の設立が検討されるに至った。その結果，農協が行う農地保有合理化事業と密接に関連させるかたちで，95年５月に設立されたのが（有）ひめのうグリーン（出資金300万円，農協と２名の従業員が出資）である。

主たる業務は，転作分に振り向けられた市街化区域内の農地の管理耕作（草刈事業）と転作事業の受託ならびに稲作経営受託である。99年の事業実績は，90ha弱でうち転作事業は55ha，水稲経営受託32haで，近年水稲経営受託が増えている（第２図）。

一方これとは別に，単発で行っている作業受託は実績も少なく，補完的な位置づけとなっている。経営受託面では水稲品種の分散を図り，作業の平準化を進めながら育苗・乾燥調整・出荷は農協に委託し，また水管理は地主や集落に委託するなどの効率化を図っている。

常時作業従事者は３名（うち２名は出資者，１名は研修生）で，出資者の２名はオペ

第2図　(有)ひめのうグリーンによる管理耕作面積の推移

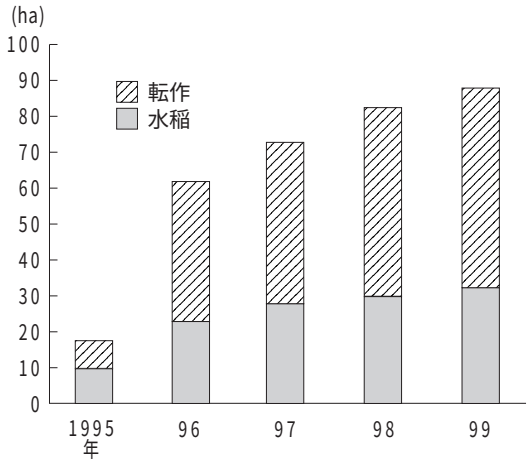

資料　JAひめじ生活経済部作成資料
(注)　管理耕作面積は水稲経営および転作(休耕田管理)の合計。

レーター経験が豊富で,かつ地域の水田,水利関係を熟知しており，地元からの信頼も厚い。機械装備は，補助事業および制度資金によって独自に導入したものと，トラクター等の主要機械の一部は農協のリース利用との併用である。売上高は，99年度約7,000万円弱で着実に伸びており,98年度からは黒字経営に転換した。

具体的作業の進め方は，農協が行う農地保有合理化事業や，各地区の農区長をはじめ集落の組織力をうまく活用し，水利面や様々なトラブルが発生した場合でも，農協に対する信頼や農区長に調整に入ってもらうことでスムーズな展開が図られている。

また96年度からは，草刈事業の対象としている水田で，地主負担はゼロとし，代わりに転作奨励金を見合いにクローバー，レンゲ，コスモスの栽培を開始したことにより，管理耕作面積が急増した。地域住民に喜ばれる（火災の懸念，アトピーの原因）とともに，市街化区域内農地の放棄田の管理が進展した。

さて，(有)ひめのうグリーンの地域農業において果たしている機能・役割をみると，その第一は，それまでの中核的農家だけでは虫食い的に受託されがちな優良農地を集団的・効率的に活用していることである。すなわち，地域農業を全体的に視野に入れつつ担い手としての役割を十分に果たしている。またそれを可能としている背景には，農協が行う農地保有合理化事業があり，農区長の理解と協力を得る等，集落機能をうまく活用している点がある。

第二は，荒廃化が目立つ市街化区域内農地について，転作を重点的に配分し奨励金を活用しながら，耕作管理を行うといった保全・管理の機能であり，市街化による耕境の外延的拡大を食い止めている。

第三は，将来展望にかかわるが，今後とも担い手，労働力不足が予想されるなかで，農地保有合理化事業を軸に，地元中核農家と共存しながら，(有)ひめのうグリーンそのものが地域農業の担い手に成長していく可能性が大きいことである。現在，研修生の受入れを行っているが，自らの組織の担い手の確保と，地域農業の担い手育成の面からも研修事業は今後重要な役割を果たすことになろう。

JAひめじの農業生産法人設立による地域農業への取り組みは，都市化が著しく進展した地域での農地の保全・活用をはじめ，農協が直接・間接的に地域農業にかかわる際の示唆に富む好事例といえよう。

(2) JAレーク伊吹（滋賀県）
――地域分担制による地域農業の担い手づくり――

JAレーク伊吹(組合員12,114名，うち正組合員6,998名，98年度末)管内は，繊維産業等が古くから発達した安定兼業地帯にある。農業の概要についていえば，耕地の減少，高齢化・農業労働力不足による担い手の確保が大きな課題となっている。近年，農地の利用権流動化による大規模経営体の増加がみられ，転作関連の野菜，花き等による複合化の動きもみられる。圃場整備は，琵

第3図　JAレーク伊吹管内（長浜地区）の農地農作業受委託事業イメージ図

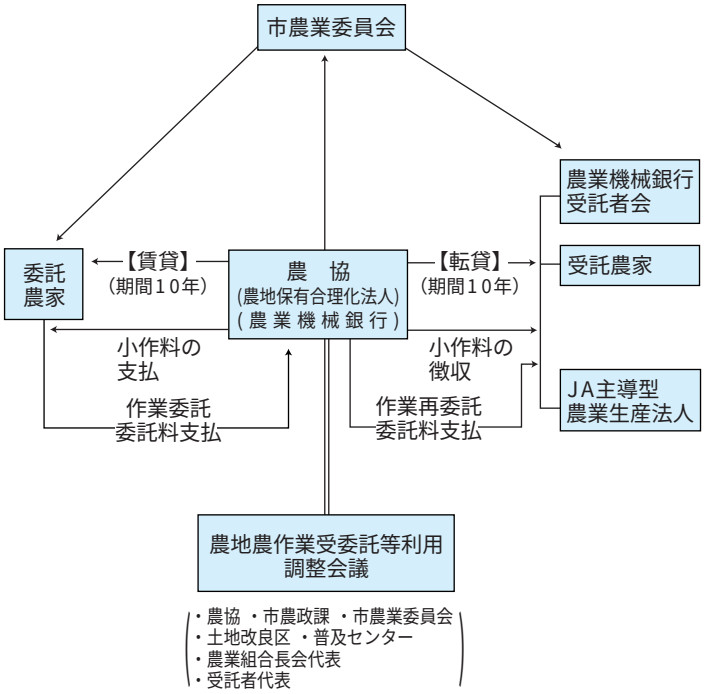

資料　(有)グリーンパワー長浜

琵琶湖からの逆水事業をはじめ歴史が古く，また70年代以降区画圃場整備が進められたことから，整備対象の９割以上が整備済みである。

農協の地域農業への取り組みの特徴は，(有)グリーンパワー長浜（以下(有)GP長浜）を設立し，自ら農業生産にかかわるとともに，集落営農，中核農家等と連携しながら，地域全体の効率的な農業経営の確立を図っていることである。

そして，その推進力にしているのが農協の農地保有合理化事業（長浜市管内対象，94年資格取得）と農業機械銀行である。農地保有合理化事業は，集落を基礎に農地農作業受委託等利用調整会議（農協，市，農業委員会，普及センター，受託者部会代表，集落農協組合長で構成）を軸に展開されている（第３図）。

95年６月，農協によって設立された(有)GP長浜の地域農業とのかかわりをみてみよう。設立のきっかけは，担い手のいない農家から農地を預かって欲しいと頼まれたことである。その後，委託希望にかかるアンケートを実施したり，行政等との検討を重ね，資本金1,000万円（98年に1,000万円増資，農協出資99%），農機具等の装備はほとんど中古でスタートした。現在，非常勤の役員（農協組合長），役員兼従業員１名，事務１名，研修生３名で運営されている。

98年度の事業内容では，農業経営の受託が農地保有合理化事業による利用権設定農地（8.4ha）を中心に8.9ha（水稲作付3.4ha）であるが，時系列でみると着実に増加している（第８表）。そのほか小麦，大豆，加工用ばれいしょ等延べ3.3ha，市街化区域内での農地管理1.7ha(管理料2万円／10a当たり)である。また，収支面や農閑期等の就労対策として，農協のカントリーへの米搬送業務の一部や土壌改良材散布作業等の受託も行っている。

農作業は，１名の従業員，３名の研修生でまかなわれ，年間事業金額は約2,100万円，収入内訳は受託作業料1,000万円，農産物販売代金370万円，市街地農地管理料340万円，その他助成金等である。一方費用は，人件費950万円，施設費300万円，事業費200

第8表　JAレイク伊吹による農地保有合理化事業実績の推移(長浜市管内)

(単位　ha)

	委託および再委託面積	うち(有)グリーンパワー長浜再委託分
1995年	14.2	0.0
96	12.8	2.8
97	15.1	2.3
98	3.3	1.2
99	24.1	2.1
合　計	69.5	8.4

資料　「(有)グリーンパワー長浜」作成資料

万円，償却費250万円等で，差し引き35万円の純利益をあげている。

農地利用調整事業は，まず農地保有合理化法人たる農協が委託申し込みを受け付けた後，集落営農，受託部会メンバーの大規模経営農家，(有)GP長浜の間で，前もって決められている長浜管内の担当地区割制に基づいて，それぞれ利用権の設定が行われている。地域担当制以前には，大規模農家は相当広範囲な地域から断片的に農地を借り受け，非効率的な経営を余儀なくされていたが，以降ほぼ改善された。加えて，優良農地だけでなく，若干条件の悪い農地も併せて面的に引き受けることになり，地域の農地を面的に保全・有効利用する体制が出来上がったという。

(有)GP長浜の受託する利用権設定面積は，現在さほど大きくないが，コンスタントに増加している（同第８表)。同地区の地域農業組織化の特徴は,「地域の農業は地域で守る」とする集落営農を基本としつつ，農協は自ら出資する(有)GP長浜，地区内の水稲関係の認定農業者（８名）をはじめ規模拡大を志向とする農家や集落営農を支援し，それぞれが共存できるよう，多様な担い手を育てようとしている点である。

ところで，(有)GP長浜の位置づけは，前述の基本に則りながら，集落営農組織がなかったり，中核農家がいない地域において担い手たるにふさわしい経営体として積極的に育てていこうとするものである。つまり，条件が悪く引き受け手がいない農地の受け皿としての役割ではなく，他の受託農家や集落営農と同様に位置づけ，自ら効率的な農業経営を行うなかで，地域農業全体の発展をめざすことにある。

また，同法人では，新規就農円滑化推進事業によって，研修生を受け入れている。この事業は，地域の中核農家の協力を得ながら進めており，将来的に(有)GP長浜の経営が大きくなった場合，他の受託農家等とのバランスを考えながら，研修生への「分家独立」による委譲も視野に入れている。

集落営農の育成は，その可能性があるところではほぼ創設されており，大部分は転作組合や機械共同利用組合が中心である。特に活発に活動している集落営農は６組合で，そのすべては協業組合である。現在，オペレーターの組織化が困難な組合も出現しており，前述の研修生を集落営農に常任オペレーターとして派遣する等，そのサポートも考えている。

こうした取り組みを概括すると，

①関係諸機関と一体的に進められている農地保有合理化事業によって，従来の相対では進展しにくかった利用権の流動化が図られ，交換分合が進展している。

②地区分担制を敷くことによって，それぞれの経営で農地の面的集約が可能となり，加えて優良農地のみだけでなく，地域の農地全体の保全と有効利用の体制が確立している。

③（有）GP長浜を創立することによって，担い手のいない地域で農地の活用ができる体制がつくられ，将来にわたる担い手が確保されている。

④委託農家の農業・農協離れの懸念については，農協の地域農業への取り組み姿勢が農家の信頼を得て，作業料金等の口座振替のつながりが，生産資材の購買，米の販売事業の利用促進の効果を生み，さらにそれが信用・共済事業へも波及している。

等の特徴がみられる。

(3) JAこしじ（新潟県）
――営農施設，販売戦略を軸とした地域農業の組織化――

JAこしじ（組合員2,983名，うち正組合員2,244名，98年度末）の管内は，長岡市等を中心とする安定兼業先を抱えた純農村地帯にある。そして，「日本一うまい越路米推進運動」を掲げた良質米作りに力を注ぐ，全国有数の稲作地帯にあり，強固な農業生産基盤が確立されている。

地域農業振興の基本方針は，「地域農業生産システム」の確立と，良質米の販売戦略（RICE戦略）の二つに置いている。前者は，集落営農（18組織，一部法人化）および大規模個別経営体（認定農業者64名），生産組合，農業生産法人等，多様な担い手への農地利用権の集積と各種生産組織の組織化（生産組織協議会）を軸としたシステムづくりである。

後者は，四つのブランド米（「五百万石」を中心とした酒米，東京都との流通協定を締結したスーパーコシヒカリ，特殊栽培によるコシヒカリ，一般魚沼産コシヒカリ，全体のコシヒカリ作付比率６割）づくりにもとづく，徹底した稲作技術指導である。そしてこの両者を結合させているのが，農協が行う農地保有合理化事業（95年開始）による集団的農地利用調整事業と農業機械銀行によるリース事業ならびにカントリーエレベーター（収容能力3基，6,500）等の諸施設である。

農地保有合理化事業は，農協，農家組合長，受託者・委託者代表，関係機関等によって構成される「農地利用調整協議会」をはじめ，「小作料改定委員会」「受託者部会」（法人を含む53名）によって運営されている。

こうしたシステム化された生産体制と，その推進力としての強力な営農指導等によって，厳しいブランド米の基準をクリアすることが可能となっており，また地域内の統一した作付体系が確立されている。たとえば，一部のブランド米はすべて，農協が施肥設計から散布を行っている。これは，農協が農地の１筆ごとの管理（土壌マップ）を行っているから可能であり，あわせて農地の交換分合を積極的に勧める等，農地の団地化にも役立たせている。

地域の稲作付体系は，まず集落ごとに農家組合長を中心として集団転作を含むブロックローテーション，すなわち２年３作（稲《コシヒカリ》－麦－大豆－稲《酒米》）体系が，農業機械およびカントリーエレベーター利用計画とあわせて策定され，それを積み上げ調整を図るなかで地域全体の計画が策定されることにとなっている。

集落営農組織やブロックローテーションによる作付体系は，転作への対応としてまず農家の自主的な転作組合として結成され，それを農協が町独自の互助制度等の仕組みづくりや農業機械・施設面で支援するという形で形成，発展してきた。転作作物も当初の野菜等の一般作物からブロックローテーションの確立に伴い，80年ごろから集団的な大豆・麦栽培が行われ，また93年からは土壌改良事業が開始され，土づくりも進んでいる。

集落営農は，集落を基礎とした農業振興という方針でその育成に取り組んできたが，ほとんどが任意組合であり，近年高齢化が目立ってきている。このため，世帯主中心の集団から後継者，女性たちが参加する全員参加型への転換や，法人化に向けての支援が必要となっている。また，オペレーター不在の組合にはそれを担える人材の派遣をはじめ，組合の中心的な担い手となる人材の育成の必要性が高まっている。そうした意味では，「地域農業生産システム」を担う生産組織は，将来的には中核的な農家が中心となるだろうとみている。

第9表　JAこしじによる農地保有合理化事業および農業機械銀行の作業受・委託実績の推移

（単位　ha）

	農地保有合理化事業による利用権設定面積	農業機械銀行による作業受・委託面積
1995年	20.9	4.6
96	10.0	10.7
97	15.4	25.2
98	27.6	22.4
99	30.2	24.5
合　計	104.1	87.4

資料　JAこしじ
（注）1．98年は「解約」分を控除後の面積。
2．95，96年は秋作業のみ，97年以降は春，秋作業の合計面積。また，98年以降は，育苗作業の受託を開始している。

一方近年，農協の農地保有合理化事業や農業機械銀行事業の積極的な取り組み（第９表）が進められるなかで，農業生産法人が集落内農地をすべて受託するケースが出現してきている。そうした大規模化しつつある生産法人と農協の関係については，コメの有利販売をはじめ農地利用権の集積や農業機械利用面の効率化で，農協が大きく寄与していることに加えて，経理や税務のほとんどを農協が代行していることもあり，農協とは密接な関係にあり，総体的な農協事業利用が図られている。

農協では，地域複合化の構想を持っており，大豆，麦，中山間地域でのそばをはじめ，今後は有機野菜栽培による地域農業の環境保全型農業への転換を図りたいとしている。農協の強力なリーダーシップによって進められてきた，販売面はもとより生産過程まで包含した地域農協の組織化，すなわち「地域農業のシステム」化は，その基礎条件として活かされていくことになろう。

(4)　JA福光中央（富山県）
――集落営農による１町１農場づくり――

JA福光中央(組合員4,251名，うち正組合員3,277名，98年度末)の管内は，砺波平野の南西部に位置し，その一部に中山間地帯を含んだ有数の米生産地帯である。高岡市をはじめ古くからの安定的な兼業機会に恵まれ，兼業化はかなり進展している。

70～80年代を通じて，農家の高齢化や担い手不足が顕著になり，水田の粗放管理やバラバラの経営委託が進展するなど，将来にわたり貴重な水田の荒廃化が懸念されるようになった。

そもそも農協が集落機能を保持し，その活性化と「１町１農場」の構想を中心に据えた地域農業の再編に取り組むきっかけとなったのは，第１次農協合併時の「基本構想」(66年)であった。70年代半ばごろから共同作業を行う集落営農組合が結成され始めたが，本格的な展開がみられるようになったのは，77年から全国の農協で進められた「協同活動強化第１次運動」への取り組みからである。前述のとおり，この運動の一つの柱は「地域農業振興計画」の策定・実践であり，そこに集落営農育成が明確に位置づけられた。

農協は現在でも「協同活動強化第８次運動」のもとで，集落での徹底した話し合いをベースに営農と生活の両面で協同活動の強化に取り組んでおり，今次の３か年計画の「地域農業振興計画」のなかにも「１町１農場」の早期実現が謳われている。

この構想は，各地区ごとの農地管理組合（現在組織率約５割，集落代表者，営農組合長，生産組合長，中核農家，農協支所職員等で構成）を中心に，農地や農作業の集積を進め，集落営農をはじめ，個別経営，農業生産法人等の多様な担い手を育てようというものである。そして，農協は営農指導に加えて自ら実施する農地保有合理化事業による農地利用調整機能や各種農業機械（リース方式），カントリーエレベーター等の機械・施設の設置を積極的に行い，それらを有機的に結びつけた利用システムを構築することにより，地域全体を効率的な農業経営として育成しようというのがねらいである。それはあたかも，地域全体を一つの体系立った農場に見立てた地域農業の振興計画ともいえる。

集落営農に対する本格的な育成支援は，80年代後半以降からである。基本方針は，①生産コスト40%以上の削減，②集落機能の維持・発展，③地域の環境を守り資源の有効活用，の３点である。組織形態は，集落が置かれている条件によって，全面協業，協業個別経営，転作協業方式等のいずれかを採用するかは自主性まかせるが，徐々に結束力の強い全面協業方式に移行するよう指導してきた。現在，集落営農は37組織(うち協業経営29，共同利用組織８）が結成されており，93年以降協業経営による集落営農組織が急増している（第４図)。

次に，農地，農作業の集積の進め方をみると，各地区の集落内における調整は，地区農地管理組合もしくは農地管理調整委員

第4図　JAふくみつ管内における集落営農組織の設立状況

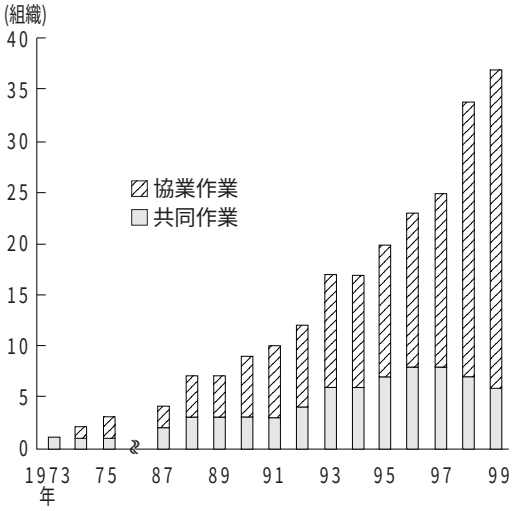

資料　JA福光中央資料より作成
(注)　1．76年から85年までの新設組合は無し。
　　2．98年および99年に共同作業組合が1組合ずつ協業経営に組織替えしている。

会が窓口となり，実質的な受託先の振り分けが行われている。ここで，農地の集団的調整と併せて，集落および集落間の転作を包含した稲の作付け体系と農業機械・施設の利用計画の調整も行われる。稲の作付けは，地域の作付体系を60年代から，コシヒカリ5割，酒米（五百万石）３割，モチ２割の作付比率を基礎にして，「年間を通じて」「高品質」「均質のもの」を「安定的に」供給できる販売戦略を踏まえて策定されている。

一方転作は，集落単位（83年から集落とも補償を導入）で行うブロックローテーションを基礎に行われており，99年には要生産調整面積705haのうち520haが，「３ha団地」を中心に実施されている。

現在，地域農業のすべてが集落営農によって行われているわけではない。管内農地のカバー率は，おおむね集落営農が４割弱，中核農家１割強，農業生産法人１割弱，その他個別農家４割となっている。中核農家や農業生産法人は，地区農地管理組合ができる前にはそれぞれ独自に経営規模を拡大してきたが，管理組合等が設立された以降は，集団的農用地調整のもとで一体的・共存的土地利用関係のもとで経営がなされている。

農協では，地域農業の将来方向とその担い手は，集落の話し合い，合意形成のなかで進めることが極めて重要だとしており，たとえ中核農家であっても集落（ムラ）の認知があり，その機能を生かしていくことができなければ，永続的な担い手としては育たないであろうとみている。

したがって，農協は集落の自主性を尊重し，あくまで条件の整備，仕組みづくりの支援に徹するという。また，今後自らが行う農業経営も視野に入れる必要があろうが，それは地域に集落営農が形成されない，担い手となる中核農家がいない場合に限定したもので，担い手たる集落営農や経営体が育成されれば，それらに経営を委譲していく姿勢をとっている。

しかし，中山間地域の農地は，中核農家，生産法人だけでは保全・管理はかなり困難であり，その機能を有するは集落営農しかないとみており，このため農協では集落組織の育成・強化に力を入れているのである。とはいうものの，集落営農だけにこだわりすぎると，閉鎖的・硬直的になり兼ねないため，最終的目標として外部にも開か

れ，かつ集落営農相互が連帯するシステム，すなわち「1町1農場」を志向している。

4．集落を基礎とした地域農業の再編と農協
――総括にかえて――

これまで，農協系統が取り組んできた地域農業の組織化は，それぞれの時代背景を負いながらも，一貫して集落機能に依拠したものであり，今日その機能の低下が指摘されているが，原理的には変わっていない。その機能を大まかにいえば，土地・水などの地域資源の保全管理機能，基礎的生活の「場」としての機能，各種集団・組織の母体機能，さらにはそれらすべての利用の在り方や将来方向にかかわる合意形成機能等，を有するものといってよい。

先に述べた四つの農協の先進的な取り組みでも，集落の位置づけにそれぞれ濃淡はあるものの，農地の利用調整をはじめ，地域の作付体系や労働力の編成，担い手の育成等，すべての面で集落機能が巧妙に生かされていることがみてとれる。

日本の土地利用型農業にとって最大の課題は，零細・分散錯圃的農地所有から集団的・効率的利用へ転換を図り，そして，その利用主体，すなわち担い手をどう確立していくかにある。

そうした課題に対して，集落組織の育成強化の意味や，農協の果たすべき役割等について，これまで述べてきた視点をふまえつつ，その要点を述べてみたい。

(1)　地域農業振興は集落の合意を基礎に

集落には圧倒的多数の兼業農家が存在する。そしてそのなかには，離農しかかっている農家をはじめ，様々な営農ニーズを持った農家や規模拡大に意欲的ないわゆる中核的農家も混在する。

そうしたなかで重要なことは，兼業農家の位置づけを決して否定的にとらえないことであろう。逆に兼業農家に対して，農業はもとより地域資源の保全や活用の在り方について，積極的にコミットできるよう配慮していくことが大切である。

実態調査の感触でいえば，集落営農への取り組みのきっかけは，リーダー層の地域農業の将来に対する危機感に由来していることが多い。彼等は，戦後一貫して，地域農業を支え，集落の世話役を果たしてきた昭和一けた層が多く，今日，60歳代後半から70歳代前半にさしかかっている。

集落内の耕作放棄地が散見されるようになり，こうしたリーダー層は向こう５～10年先の地域農業，農地が一体どうなっていくのか，まさにそうした危機感がバネになっている。そして，集落の全戸が集まったねばり強い話し合いが何十回と繰り返された後，ようやく営農組合が結成される。その過程では，農協や農業改良普及センター等の支援を受けているが，他のどこからも強制されることなく，あくまで自主的・自立的な取り組みなのである。

つまり，このような自主的な取り組みであるからこそ，農用地の利用・調整や作付

作目の体系化,機械・施設の効率的利用,さらには労働力の編成までが可能なのである。

ここでは，中核的な農家が個別相対で経営規模の拡大を図る際に，必ず経営発展の桎梏となった農地の面的・集団的利用等がいとも簡単にクリアされている。このため，中核的農家も集落営農に参加し，地域全体の土地利用体系のなかで経営発展を遂げていくケースもみられるようになった。いってみれば，中核的農家も集落に認知されてはじめて，将来にわたる経営展望が開かれるといってもよい。

こうした集落が有する調整機能は，今日，他のいかなる組織，機関も集落を除いて持ち合わせていない。したがって，地域農業の振興は集落の合意を基礎にして成り立つものといっても過言ではない。そうした意味では，70年代後半に提唱された「協同活動強化運動」における「地域農業振興計画」の策定・実践は，あらためてその重要性を認識する必要があろう。

集落の合意形成による農地の利用・管理の持つ意味を今日的に考えてみると，これまでの個別農家による利用・管理が集団的・農民的利用・管理へ移行すること，すなわち「社会化」の過程とみることもできる。そのためには，集落が閉鎖的でなく広く外部に開かれた構造となっていることが前提となろう。こうしたことは，農地に限らず，地域資源全体の維持・管理や利用の在り方と，その主体を誰が担うかといったことと深くかかわっているのであり，地域資源すべてが単なる経済財としてでなく公共財としての性格を帯びることにもなろう。言い換えれば，将来的には地域資源全体のなかに，地域のすべての農地や農家が位置づけられてはじめて地域農業の振興が図られることになり，環境保全型農業への転換や条件不利地域の維持・活性化といった新たな課題も，そうした枠組みのなかではじめて可能となろう。

さて，ふり返って農協と集落とのかかわりをみてみよう（第10表）。81年以降ほぼ20年間を通じて，まずその両者の関係の深さ

第10表　集落組織の役割

（単位　農協,%）

		1981年	84	87	90	93	96	99
集落組織のある農協		3,505 (100.0)	3,436 (100.0)	3,224 (100.0)	2,869 (100.0)	2,474 (100.0)	1,855 (100.0)	1,436 (100.0)
集落組織の役割	総代候補者の選出母体	27.0	36.0	30.1	37.9	41.7	51.1	49.0
	役員候補者の選出母体	63.8	76.7	74.1	77.7	72.0	76.0	65.6
	農協の連絡事項の伝達	89.7	95.3	94.6	93.8	91.4	94.7	91.6
	貯金推進の基礎組織	29.7	41.0	37.1	35.9			
	購買品予約の基礎組織	76.9	89.8	89.2	88.5	75.1	77.5	63.2
	共済推進の基礎組織	41.9	51.9	48.9	47.1			
	生産・流通過程との関わり	—	78.5	74.3	56.2			
	組合員の意思反映組織	—	—	—	—	—	82.9	61.8
	生活活動推進の基礎組織	—	—	59.7	59.6	62.8	65.7	—

資料　全中「農協の活動に関する全国一斉調査結果報告」
（注）1．81年は「半分以上の組織がそうなっている」という回答である。
2．90年以降の「生産・流通過程との関わり」は93年以降「共販等の基礎組織」と変更。
3．96，99年は「役割を果たしている」割合。

がみてとれる。時系列でみた変化の特徴は，農協事業推進の基礎組織としての位置づけが低下傾向を示し，反面農協の運営組織や組合員とのコミュニケーションや生活活動等でのかかわりが強まっているように見受けられる。近年，集落営農の育成・強化を意図的に行う農協が減少しつつあるが，集落を形式的な運営組織ととらえるのではなく,広く組合員,地域住民の営農と暮らしの「場」として，さらにその意思を反映させる重要な組織として位置づけ直すことが重要であろう。

(2) 農地の利用・調整機能を通じた担い手の育成

農地の面的・集団的な利用促進は，農地の維持・管理はもとより，農業経営の合理化，効率化の面でも極めて重要であることは繰り返し述べてきた。しかし，農協はこれまでこうした取り組みにあまり積極的ではなかった。その背景には，農地の利用・調整による中核的農家等への利用権の集中・集積が，ある種の「構造政策」的色彩を帯びていることや，大規模経営や農業生産法人の育成にかかる明確な方針を持ち得なかったことなどがある。

しかし今日，農地の利用・調整が土地利用型農業の発展にとって不可欠なものとなり，農協の取組も強化されつつある。農協の農地利用調整等にかかる事業の推移（第11表）をみると，80年代は農協法改正によって事業が可能となった農業経営受託事業は，87年の段階で少なくとも２割以上が取り組んでいるとしているが，その実態は，定款上に記載されているだけのものも含めて，件数・面積とも極めて少ない。こうした傾向は，90年代に入っても継続しているが，特徴的なことは農地保有合理化事業を実施する農協が増えてきていることである。とりわけ，農地賃貸借事業の実施農協

第11表　農地利用調整等にかかる事業実施農協の推移

（単位　農協，%）

			1987年	90	93	96	93	96	99	
調査農協数			4,437 (100.0)	4,190 (100.0)	4,058 (100.0)	3,481 (100.0)	2,975 (100.0)	2,223 (100.0)	1,532 (100.0)	（参考）今後実施したいとする農協
農地保有合理化事業	農地売買事業		－	－	－	－	－	－	8.4	25.8
	農地賃貸借事業		－	－	－	6.1	15.9	10.5	24.3	26.7
	信託等事業		－	－	－	－	－	5.2	3.3	23.2
	研修等事業		－	－	－	－	－	5.6	5.2	31.0
農地信託事業			－	－	－	7.1	8.1	5.6	4.9	21.4
農業経営受託事業	JA直営		13.4	13.5	4.8	5.7	3.7	3.8	4.4	22.1
	斡旋				22.5	20.3	14.5	15.5	14.0	29.8
農作業受託事業	JA直営		15.2	15.7	13.9	16.6	15.1	18.9	22.2	24.1
	斡旋	集団へ	35.9	22.4	22.1	24.0	37.5	41.0	45.1	30.4
		個人へ		33.8	32.6	30.6				

資料　全中「農協の活動に関する全国一斉調査結果報告」
（注）　農地保有合理化事業（賃貸借）について87，90，93年は市町村基本構想記載JA，96年は合理化法人として事業実施しているJAを掲載。

は，全農協の約４分の１の水準に達している。このように90年以降は，農協が行う農地利用・調整等の事業に対する重要性が認識され，具体的な取り組みが進展している。

ところで，こうした事業を実施するにあたって，地域農業の再編の方向性や担い手の育成をどう関連づけるかが最大の課題となろう。すなわち，どのような「地域農業振興計画」のもとで，地域の実態にふさわしい担い手をどう育てていくかとかいった「将来ビジョン」と「実践計画」がまずなければならない。

例えば，バランスのとれた地域農業の発展を考えていく場合，一部の中核的農家や大規模経営体の育成だけではなく，より多くの農家が参加しうる集落営農も重要な担い手となる。地域の条件をふまえ，多様な担い手を育てるという真意はここにある。重要なのはそうした多様な担い手を，地域農業の将来をも見通しながらどのように組織化し，それら相互の補完や連携の仕組みをどう組み立てていくかといった，まさに農協は地域農業のマネージメント機能が求められているのである。

さて，集落営農の評価について，単なる仲よしグループの集まりだとか，経営感覚が欠如して発展性に乏しいといったものまである。さらに，発展段階論的な視点に立ち，専任オペレーター集団や雇用労働を組み込んだ一部の中核的農家とその集団に，いずれ取って替わられるといった評価等があるが，そうした生産力視点だけで評価することは誤りであろう。

すでに述べたように地域が置かれている条件によって，集落営農の組織形成の契機は，社会的・経済的側面を含めて極めて多様である。この組織形成の契機が自らの組織の在り方，将来方向にかかる意思決定を行う以上，その意思を尊重することはいうに及ばない。反対にその意思に反し，組織の支障をきたす事態が生じた場合には，農協はその障害を取り除くべく強力なサポートを行うべきであろう。今日形成されている集落営農のなかには，長期的にみると機械操作等を行う中心的な人材の確保を危惧しているところがある。人材の育成・確保についていえば，前述のJAグループ伊吹でみられたように，研修事業のなかで人材を育成し，集落営農をはじめ地域の農家や生産組織に供給していく事例が大いに参考となろう。

(3) 農協自らが行う農業生産活動について

90年代以降，農協が直接・間接を問わず農業生産活動に取り組むケースが増加している。とはいうものの，前掲第11表のとおり農協が直接受託して農業経営を営むケースは少なく，農業公社による第三セクター方式や，JAひめじ，JAレーク伊吹の例でみたとおり，子会社ともいうべき有限会社等を設立しての，いわば間接的な農業生産活動の方が多い。

さて，農協が農業生産そのものにかかわる積極的な意義の第一は，担い手がおらず，そのまま放置されればやがてその地区

の農業が崩壊しかねない場合には極めて積極的な意義が認められよう。

しかしその際，条件の悪い農地だけを断片的に引き受けるのでは，安定的に事業を継続することは不可能で，農協の負担も多大なものとなってしまう。したがって，実施する場合でも農地の面的利用による効率性や事業の安定性・収益性といった視点からの十全な検討が必要であろう。

特に，農協が農業生産活動を行う際問題となるのは，経営規模の拡大を志向する個別農家や大規模経営体，さらには集落営農等，地域農業の担い手同士における調整や共存関係をどうつくりあげていくかである。前述のJA伊吹の例は，地域の横断的組織である「農地農作業受託等利用調整会議」による調整・協議をふまえ，農協の農地保有合理化事業や農業機械銀行事業の機能を活かした担当地区別制によって共存関係がつくられている。それは，農地の集団的活用といった面でそれぞれにメリットが享受できるよう仕組まれており，大いに参考となろう。

農協系統は従来，農業生産法人や認定農業者への対応は十分とはいえなかったが，今年秋に開催される第22回全国農協大会では，そうした担い手の育成と積極的な支援を行うとする方針を打ち出しているが，それぞれの有機的な関連性も重視して今後取り組んでいく必要があろう。

第二の意義は，農協の地域農業へ積極的に取り組む姿勢が，農家組合員，地域住民はもとより，行政等の関係機関の信頼を高めることである。

農地保有合理化事業による利用権の設定・集積は，何よりも事業主体に対する農家の信頼感がなければ進展しない。そして，委託後も農業生産が整然と実施され，地代の支払等が農協の口座を通じて適格に行われることも信頼感を高めることになる。こうした信頼感は農協とのつながりを強め，結果的に農協事業の利用促進の効果を生んでいる。地域資源の保全・活用に積極的に取り組んでいる農協に対する地域住民の信頼もまた同様であろう。

さらにいえば，地域農政の展開にあたって，市町村や改良普及センター等との連携は，不可欠である。農協の広域合併の進展に伴い，その連携が弱まりつつあるとの指摘もある。

しかし，農協が積極的に地域農業振興へのイニシアチブを発揮することによって，関係機関との連携を深め，強固な協力体制を築き上げることができるのである。そしてこうした取り組みが，今日最も強く求められている農協の地域営農のマネージメント機能を主体的に確立していくことに連なっていくことになろう。

（追記）

本稿の執筆に当たって農協系統全体の取り組み経緯については，そのほとんどで全中『農業協同組合年鑑』の各年度版を参照とした。したがって，とくに必要と思われない限り，「注」は付していない。

（木原　久・きはらひさし**）**

企業の農業参入状況と農業法人の動向

―― JAの存在意義を問う法人経営の動き ――

〔要　　旨〕

1．農業経営の法人化推進は92年の新政策ではじめて前面に打ち出されたが，新農業基本法でも専業的農業者等の創意工夫を活かした経営発展のための条件整備，家族農業経営の活性化とあわせて，あらためて農業経営の法人化推進がうたわれた。

2．一般企業の活発な農業参入が新聞等紙面を賑わせているが，これらは有機栽培や水耕栽培等の消費者ニーズに対応した高付加価値農産物を対象にしたものが多く，川上から川下までを睨み，食管制度等の規制緩和等情勢変化を巧みにとらえると同時に，特定のマーケットと直結しているものが多い。

3．これらは土地利用型作目ではなく施設利用型作目，なかでもトマト，サラダ菜，一部花卉等特定の作目に集中しており，かつ経営継続の不安定性を内包しており，一般企業が日本農業の基本的担い手になり得るものではない。

4．一方，農業を本業とするものが法人成りした農業法人は9,522（95年２月１日現在）あり，現状では我が国農業生産全体に占める割合はわずかであるが，担い手の確保，経営規模拡大，家計と経営の分離等経営の合理化等から法人化の動きは強まるものと見られる。

5．ところで農業生産法人とJAとの取引状況を見ると，貯金取引に比べて販売等経済事業の取引が少なくなっており，農業生産法人の販売はJAへの委託から市場外流通を含めた系外取引が主流になりつつある。

6．現状，専業農家ほど経営が苦しく，兼業の度合いが高いほど生活が安定するという矛盾の中に生産者は置かれており，このため農村で次代を担うべき層は第１種兼業から第２種兼業へシフトするとともに，農業での生き残りをかけて法人化する動きに分化しつつあるように見られる。

7．農業生産法人はJA資金の導入や販売機能活用のニーズはあるが，これまでのJAによる一律の共販対応，資金対応では多様化するニーズへの対応は限界にきている一方で，市場化・自由化・規制緩和等の進行にともない，商系，一般企業の農産物流通分野への激しい参入が見られる。JAの存在意義があらためて問われると同時に，抜本的な機能の見直しが求められている。

8．基礎的食料の安定供給，多面的機能の発揮等のキーとなるのが地域営農の確立であるが，このためにはコーディネーターとしてのJAのリーダーシップと中核となる担い手としての農業生産法人の参画が不可欠であって，両者の円滑な事業取引関係再構築がその前提となる。JAにとって農業生産法人に象徴される組合員の多様化するニーズへの対応，なかんずく販売の多元化は避けては通れない課題となっている。

目　次

１．はじめに
２．農政展開と担い手問題
３．法人組織の分類等と株式会社をめぐる議論・動向
４．法人経営の日本農業に占める位置
５．一般企業の農業参入の実態
６．農業法人等の現状と動向
７．増加する法人化への対応課題

１．はじめに

我が国農業は生産者の高齢化がすすみ，担い手・後継者不足は深刻である。耕作放棄地の増加等により農山村の荒廃化，活力低下は著しい。

その主な原因は国際分業論にもとづく国内農業生産の軽視及び先進国の中でも異常な低水準にある食料自給率にあるが，これらをもたらした要因として工業製品を中心とした大幅な輸出超過にある貿易構造，急激な円高と内外価格差の存在，食生活の洋風化等をあげることができる。

農業問題は我が国の経済・貿易構造と一体化した問題であり，農業の活性化は我が国の有り様そのものにかかわる問題である。農業問題，特にその各論について有効な議論を展開していくためには，例えばパズル絵のごとく，各ピースが組み合わせられ，全体として一幅の絵をなすことが前提となる。すなわちベースとしての国家哲学と経済・貿易，農業に関する政策的な全体図柄，すなわちグランドデザインがあって，それを有効かつ効率的に実現していくために各ピース＝個別政策が位置づけられ具体的に展開されるべきものである。

したがってここで担い手問題，後継者問題に絞って個別に取り上げてはみても，それだけではその有効性には限界がある。農業についてのグランドデザインについては拙著『持続型農業からの日本農業再編』を参照願うこととして，担い手の問題の有効性確保のためには，農業者，特に専業・中核農家がある程度のコスト低減努力を払えば長期的に営農を継続できる経済的条件の整備がはかられることがその前提であり，これと一体となって担い手問題解決の糸口が導かれるものと考える。まさに昨年７月に成立した新農業基本法の基本的ねらいの一つは主たる担い手，すなわち専業・中核農家が確保可能なシステムの構築に置かれるべきあったが，残念ながらそうした将来展望を獲得できるようなものとはなり得なかった。それだけに担い手問題についていかに精緻な議論を展開しても，担い手を確保していくことは極めて困難な課題であることをあらかじめ述べておきたい。

本稿では担い手問題のうち，最近，新聞等紙面を盛んに賑わせてはいるものの，株

式会社を含む法人組織の実態と動向の把握については個別事例にとどまり全体像は“闇の中”にある。そこで現状収集できた資料の範囲内でこれについての整理を試みることとする。あわせてこれら法人組織の動向が農協系統組織に突きつけている問題点・課題についても考察することとする。

2．農政展開と担い手問題

1961年に制定された旧農業基本法は農業の発展と農業従事者の地位の向上を主たるねらいとするものであったが，そこでの担い手は家族農業経営を前提としており，家族農業経営の発展と自立経営の育成を目指したものであった。すなわち戦後農政では担い手として法人は想定されていなかった。

そこで法人化についての歴史を振り返って見れば，57年，徳島県勝浦町のミカン農家による有限会社設立を契機に，農業法人の法制化運動が起こったもので，62年，農地法が改正され「農業生産法人制度」が発足した。その後「農業生産法人制度」は70年，80年，89年に事業，構成員等の要件について改正が行われた。しかしながらその絶対数は少なく，農業生産法人や農業法人が農業政策の前面に出ることはなかった。

その後，92年に打ち出された「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」，いわゆる新政策で，「経営形態の選択肢の拡大の一環として，農業経営の法人化を推進する」とされ，はじめて法人化の推進が前面に出された。(注1)

そして昨年（99年）成立した食料・農業・農村基本法（以下「新農業基本法」）では専業的農業者等の創意工夫を活かした経営発展のための条件整備，家族農業経営の活性化とあわせて，あらためて農業経営の法人化の推進がうたわれた。(注2)

これは農業経営の近代化の徹底，自由化・市場化に対応できる担い手の確保という側面を持ちながらも，一方では農業者の高齢化，農地面積の減少，農村活力の低下等の下で農業，農村を守っていくための窮余の一策という面をも色濃く持っていることを見逃すことはできない。

（注1）（社）日本農業法人協会の資料による。

（注2） 新農業基本法での担い手関連の条文

「第３節　農業の持続的な発展に関する施策

（望ましい農業構造の確立）

第21条　国は，効率的かつ安定的な農業経営を育成し，これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため，営農の類型及び地域の特性に応じ，農業生産の基盤の整備の推進，農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第22条　国は，専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を活かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ，経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し，家族農業経営の活性化を図るとともに，農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

……

（人材の育成及び確保）

第25条

１．国は，効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため，農業者の農業の技術及び経営管理能力の向上，あらたに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

２．国は，国民が農業に対する理解と関心を深めるよう，農業に関する教育の振興その他必要な

施策を講ずるものとする。
（女性の参画の促進）
第26条　国は，男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ，女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに，女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。
（高齢農業者の活動の促進）
第27条　国は，地域の農業における高齢農業者の役割分担ならびにその有する技術及び能力に応じて，生きがいを持って農業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し，高齢農業者の福祉の向上を図るものとする。
（農業生産組織の活動の促進）
第28条　国は，地域の農業における効率的な農業生産の確保に資するため，集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織，委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

３．法人組織の分類等と株式会社をめぐる議論・動向

法人組織の実態と動向についてみる前提として，法人組織の種類・体系なりその法的位置づけについて確認しておこう。あわせて新農業基本法で最大の論点となった株式会社の土地取得についての経過と結論についても手短かに紹介することとする。

(1)　法人組織の種類・体系

農業生産にかかわる法人と組織は第１図のとおりである。

まず一般的に農業生産を行う法人が農業法人とされるが，農業法人は農地を必要とする法人，すなわち農業生産法人と，農地を必要としない農業法人とに分けられる。

農業生産法人は農地法第２条第７号を根拠としており，農地の所有権・使用収益権の取得が認められたものであって，農事組合法人，有限会社，合資会社，合名会社，株式会社が対象となる。有限会社は有限会社法，合資会社，合名会社，株式会社は商法に，農事組合法人は農協法にもとづいて設立される。

(2)　株式会社の農地取得をめぐる論議

株式会社の農地に関する権利取得については従前より財界を中心に強力な要請が展開され，これに反発する生産者サイドと，激しい議論がたたかわされてきたが，今般の新農業基本法の策定検討にあたっても最

第１図　農業生産にかかわる法人と組織

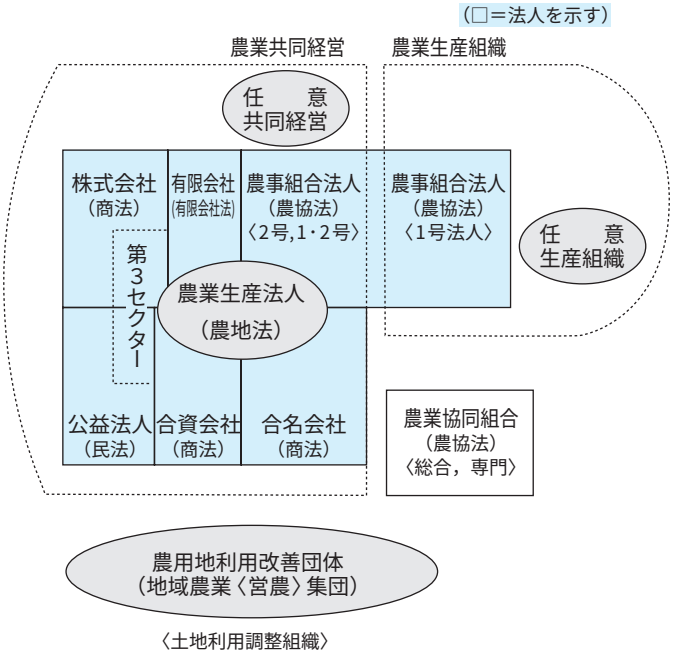

資料　農林水産省資料から筆者作成

大の論点となった。

株式会社の農地取得を認めるべきであるとする意見をあげる主な理由は次のとおりである。

①農業以外の分野から様々な経営能力を有する株式会社が農業に参入することにより，農業全体が活性化する。

②農業生産法人の発展した形態として株式会社とすることも考えられる。株式会社となることにより，規模拡大や加工・流通分野への進出のための資金調達等が容易となる。

③すでに畜産・施設園芸部門における生産では株式会社を含めた法人経営が重要な地位を占めている。土地利用型農業においてのみ株式会社の参入を認めないのはおかしい。

④土地利用制度の充実や農地転用規制の強化等の措置を講ずることによって，農地の投機的取得や無秩序な転用を防止することが基本であり，参入規制を行うことは適当ではない。(注3)

これに対して認めるべきではないという意見があげる主な理由は次のとおりである。

①投機的な農地取得につながるおそれがある。

②水管理，土地利用等を混乱させるおそれがある。

③家族農業経営と調和した経営が行われないおそれ等の懸念があり，適当でない。(注4)

これら意見を踏まえて新農業基本法策定検討のために設けられた食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申では，

①土地利用型農業の経営形態としての株式会社は，農地の有効利用が確保されず，投機的な取得につながるおそれがある。

②集団的な活動によって成り立っている水管理・土地利用を混乱させるおそれがある。

として，株式会社一般に土地利用型農業への参入を認めることに合意は得難い，とのとりまとめがなされた。

これに引き続いて議論・調整が行われ，1998年12月に設けられた農政改革大綱農政改革プログラムでは，

「担い手の経営形態の選択肢を拡大させる観点から，農業者，農業団体をはじめとする関係者が納得できる形で，農業経営への株式会社形態の導入を具体化する。

①地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認める。

②株式会社の参入につき指摘されている様々な懸念を払拭するに足る実効性のある措置については十分な検討を行い，地域社会と調和し，真に農業経営の発展に資するものとなることを確保する。」

こととされた。

こうした議論・経過を踏まえて新農業基本法では総論として法人化の推進がうたわれ，これを具体化するために農地法の一部改正が予定されている。

農地法の一部改正予定内容を見ると，こ

こでは農業生産法人の要件の見直しのかたちで，農業生産法人の法人形態として，株式会社(ただし，定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。）が追加されることになっている（第１表)。

(注3)　食料・農業・農村基本問題調査会での中間とりまとめにおける整理による。

第1表　農業生産法人制度の見直し内容

	現　行		改 正 後
農業生産法人要件の見直し	**〈法人形態要件〉**		
	農事組合法人，有限会社，合名・合資会社に限定		株式会社（株式の譲渡制限を行っているもの）を追加
	〈事業要件〉		
	農業（関連事業を含む）その附帯事業に限定		農業（関連事業を含む）が主であるとの範囲でその他事業の実施が可能
	〈構成員要件〉		
	農業者，農協，農業協同組合連合会，農地保有合理化法人等 （農業関係者以外の議決権は,全体で1／4以下，１構成員当たり1／10以下）		地方公共団体を追加（また，政令改正により，法人と継続的取引関係にある者を追加）
	〈役員要件〉		
	役員の過半は，農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員 上記の常時従事役員すべてが，農作業に主として従事する者	）→（	役員の過半は，農業（関連事業を含む）に常時従事する構成員（同左） 上記の常時従事役員のうち，過半の者が一定程度農作業に従事する者
農業生産法人の要件適合性を担保するための措置	①農地の権利移動の許可（許可の条件による報告の義務付け） ②定期報告（①の許可条件に基づく報告） ③農業委員会による立入調査（農地等への立入り） ④買収等の手続（要件を欠いた場合の公示，買収等）	→	①農地の権利移動の許可 ②定期報告（農業委員会への報告） ③農業委員会による立入調査（事務所等への立入りを追加） ④農業委員会による勧告及びあっせん ・勧告（要件を欠くおそれのある場合） ・あっせん（農地の譲渡しの申出があった場合） ⑤買収等の手続 ・公示の猶予（勧告又はあっせんの申出後３ケ月間，公示を猶予） ・あっせん（公示の期間，農地等の譲渡しのあっせん申出があった場合）
			○協議の場における話合いの推進
			農業生産法人の健全な育成を図るとともに，地域農業の維持発展に資するよう，市町村，農業委員会，農業協同組合，農業生産法人，農家の代表等が地域レベルで協議の場を設け，地域農業のあり方についての話合いを推進。

資料　農林水産省資料

（注4） 食料・農業・農村基本問題調査会での中間とりまとめ以降での調査会における議論を整理したもの。

4．法人経営の日本農業に占める位置

そこで経営目的別組織形態別農業事業体数をみると全国の総事業体数10,000のうち，農事組合法人1,529，会社3,282（株式会社1,077，有限会社2,162，合名・合資会社43）となっており，事業体数は有限会社，農事組合法人，株式会社の順となっている。

また事業体の約３分の２は販売をその経営目的としている（第２表）。

次に経営耕地規模別及び農産物販売金額別の農業事業体数（第３表）を見ると，当然のことながら相対的に経営は大規模であり，農産物販売金額も大きくなっている。

こうした事業体の日本農業に占めるウェ

第2表　経営目的別・組織形態別農業事業体数

——1995年２月１日現在——

（単位　事業体）

		総事業体数	経営目的が販売									
			計	法人							国・地方公共団体	非法人(3)（任意組合，数戸共有，その他）
				小計	農事組合法人(1)	会社			農協・その他の農業団体	その他の法人(2)		
						株式会社	有限会社	合名・合資会社				
全国		10,000	6,439	4,986	1,529	951	2,073	42	264	127	80	1,373
農業地域	北海道	1,612	933	830	146	144	471	6	38	25	18	85
	東北	1,938	1,068	754	287	158	234	7	46	22	23	291
	北陸	748	580	316	134	42	119	2	11	8	9	255
	関東・東山	1,581	905	770	172	182	372	5	24	15	5	130
	東海	727	535	375	160	82	112	6	8	7	1	159
	近畿	601	440	239	117	56	52	1	7	6	5	196
	中国	814	634	492	176	69	197	1	28	21	6	136
	四国	340	211	192	54	31	89	2	12	4	-	19
	九州	1,487	1,015	915	262	175	373	6	85	14	11	89
	沖縄	152	118	103	21	12	54	6	5	5	2	13

		経営目的が牧草地経営							経営目的がその他		
		計	会社			その他事業体			計	会社	
			株式会社	有限会社	合名・合資会社	農協・その他の農業団体	国・地方公共団体	その他		株式会社	有限会社
全国		1,218	8	42	1	116	275	776	2,343	118	47
農業地域	北海道	325	7	36	1	53	118	110	354	22	33
	東北	438	1	1	-	39	93	304	432	8	3
	北陸	50	-	-	-	3	16	31	118	-	-
	関東・東山	123	-	1	-	13	24	85	553	43	3
	東海	51	-	-	-	2	7	42	141	14	3
	近畿	14	-	-	-	-	1	13	147	12	2
	中国	34	-	-	-	-	8	26	146	2	-
	四国	19	-	1	-	3	2	13	110	6	-
	九州	164	-	3	-	3	6	152	308	10	3
	沖縄	-	-	-	-	-	-	-	34	1	-

資料　農林水産省資料

（注）(1)は，３人以上の農民が協業経営を行うため，農業協同組合法に基づいて協業経営で行われているものをいう。
(2)は，財団法人や社団法人などの公益法人をいう。
(3)は，任意組合とは生産組合，農事実行組合，農業集落などをいい，数戸共有とは，育成牧場，公共牧場，共同利用牧場，共同利用採草場で数戸の農家によって構成されているものをいい，どちらも法人格を有しないものである。

第3表　経営耕地規模別及び農産物販売金額別農業事業体数
――1995年２月１日現在――

（単位　事業体）

		計	例外規定	１ha未満	１～５	５～10	10～20	20～50	50ha以上
経営耕地規模別	計	6,439	2,460	741	1,123	568	561	559	427
	法人計	4,986	2,233	381	754	410	407	426	375
	農事組合法人	1,529	476	127	268	167	174	166	151
	会社	3,066	1,587	211	415	217	210	237	189
	株式会社	951	663	76	98	43	25	30	16
	有限会社	2,073	901	128	312	173	185	203	171
	合名・合資会社	42	23	7	5	1	-	4	2
	農協・その他の農業団体	264	136	26	44	18	12	12	16
	その他の法人	127	34	17	27	8	11	11	19
	任意組合・その他	1,453	227	360	369	158	154	133	52

		計	販売なし	100万円未満	100～500	500～3000	3000～1億	1億円以上
農産物販売金額別	計	6,439	118	530	760	1,459	1,687	1,885
	法人計	4,986	64	139	372	1,050	1,510	1,851
	農事組合法人	1,529	20	63	134	405	517	390
	会社	3,066	32	46	179	530	907	1,372
	株式会社	951	3	15	40	147	207	539
	有限会社	2,073	29	29	136	374	686	819
	合名・合資会社	42	-	2	3	9	14	14
	農協・その他の農業団体	264	10	15	28	70	69	72
	その他の法人	127	2	15	31	45	17	17
	任意組合・その他	1,453	54	391	388	409	177	34

資料　農林水産省資料
（注）　※は，経営耕地面積が10a未満で，調査日前１年間の農産物販売額が15万円以上であった事業体をいう。

イトを示す数値はないが，仮に例外規定の事業体の規模を10a, それ以外の事業体の平均規模を20haとして試算すると，事業体全体を合計した面積は66,732haとなり，我が国の全農地面積（96年500万ha）の1.3%にすぎない。きわめてラフな数字ではあるが，現状，法人経営の占めるウェイトは微々たるものであると言うことはできよう。

しかしながら，法人化の動きは近時活発であり，徐々にそのウェイトを高めつつあると同時に，担い手不足が顕在化する中ではこれら事業体が地域に与える影響はこれら数字をはるかに上回るものを持っていると考えられる。

５．一般企業の農業参入の実態

株式会社の農地取得について喧喧諤諤の議論が展開されてきたこと，新農業基本法で法人化の推進がうたわれたこと等から，企業の農業参入についてはきわめて注目を集めると同時に，現に活発な一般企業による農業分野への進出が見られる。

『フレッシュフードシステムVol. 29No.1（2000. 1月）』（流通システム研究センター発行）には1997年１月～99年10月までの間の日経テレコムによって検索した，日経新聞，日経産業新聞，日経流通新聞の「企業の農業関連事業」に関する掲載記事を参入

企業別に要約・一覧にした表が掲載されており，これを中心に整理する。ただし，これらは企業本体が直接参入するものか，子会社をつうじて参入するものか不明なものも多く，さらには参入主体が農業生産法人に分類されるかどうかも明確にはされていないことをお断りしておく。

(1) 一般企業の農業参入状況

これにあげられた農業への参入企業数は52社である。(注5) これを業種別に見ると，食品メーカー９件（カゴメ，キリンビール，加ト吉，エスビー食品，キューピー等）（構成比17%），食品流通４件(ドール等)（同８%），外食産業２件（平成フードサービス等）（同４%），商社８件(日商岩井，三井物産，住友商事，伊藤忠，ニチメン，丸紅等)（同15%），肥料・機械等製造・販売11件（三井東圧肥料，三井化学等）（同21%），その他９件（日本たばこ産業，セコム，オムロン，トヨタ自動車，プロミス等）(同17%)，不明５件(同10%)となっており，食品関係，商社関連，農業資材関連が多いとはいえ，農業に直接の関連はないメーカー等の参入も多数見られるなど企業の農業に対する“熱い眼差し”を見てとることができる。

次に参入の内容を見ると，

①有機農産物，減農薬・減化学肥料栽培農産物の生産もしくは販売19件

②涙の出ないタマネギ，水耕栽培による野菜，温度管理された野菜等の生産もしくは販売８件

③米卸し・精米６件

④カット野菜３件

⑤トマト３件(注6)

⑥ハーブ２件

⑦有機栽培をはじめとする生産指導，経営支援４件

⑧その他 花卉，家畜飼料用サツマイモの開発，米種子開発等

となっている。

これらのうち生産そのものへの参入形態は大きく二つにパターン化される。

①施設投資型

企業自らが施設を設置し，水耕栽培を行うもので，作目はトマト，レタス等野菜を対象としている。

②契約生産型

農家に資材提供なり栽培支援を行い，できた農産物を集荷し，販売するもので，有機農産物，減農薬・減化学肥料栽培農産物が多い。

なお，畜産については我が国畜産が輸入飼料にほぼ全面的に依存してきたことから，特に1960年代以降，飼料会社，食肉パッカー，総合商社による系列化が強力にすすめられてきており，上に見た野菜・花卉等とは性格を異にし，別途の動向をたどってきた（第４表）。

(注5) 地方企業あるいは中小企業の参入事例は記事として掲載されていないものが多いものと考えられ，実際の参入件数はこれよりもかなり多いものと推定される。

(注6) 日本農業新聞99年11月27日「…カゴメは赤系トマトの中からサラダ用，デザート用，ハンバーガー用，煮込み用の品種を選んで提案を始めている。また，オムロンが取り組んでいる高糖度トマトは，トマトだけでコースメニューのデザートがつとまるという商品である。…オムロンは北

第4表　最近の農業分野への企業参入事例

	新　規　参　入　概　要
カゴメ（食品）	トマトをはじめとする生鮮野菜の栽培，販売事業に参入。農業生産法人を組織化し，独自に改良したトマトの苗と栽培技術を提供する。生産した農産物はスーパーや外食チェーンに直接販売する。99年秋より出荷開始
オムロン（メーカー）	子会社とＮ農法研究会の共同出資で新会社を設立し，北海道千歳に７haの広大な温室を建設し，年間1,400トンのトマトを首都圏に販売する。99年春より出荷開始
セコム（メーカー）	子会社が東北南部に植物工場を建設，ハーブを栽培し販売する。光や温度などの環境制御により独自のハーブ作りを進めている
プロミス（金融）	北海道中部で約600haの農地，山林を取得し総事業費70～100億円で大規模な農業経営を進める
三井物産（商社）	国内肥料部門を分社化し，地方自治体を対象にこだわり農産物の産地作りを製造・販売の両面からコンサルティングする。有機肥料の生産，農産物栽培指導，販路獲得をパッケージ化し環境保全型農業への転換支援ビジネスを行う
日商岩井（商社）	農業生産法人を中心に，当面約800農家を組織化し、旗揚げした。米国の有機農産物認証機関・OCIAの有機農産物認定ノウハウを導入し、生産した作物の販売を行う
伊藤忠（商社）	有機野菜生産の農業生産法人・Ｉ農園と98年３月末に業務提携。同農園が契約農家への栽培指導を担当，同社が農産物に関する物流施設や情報システム構築を担当する。これらのシステム化で有機野菜を通常野菜と同等価格流通させる
ＪＴ（農産加工品）	98年６月からスーパーなどを対象に野菜販売事業を本格的に展開。全国の農家を組織化し，自社開発した種苗，肥料を供給する。99年度は1600戸の農家と契約，出荷ベースで40億円の販売を目指す
ドール（外資系成果物大手）	同社は日本国内でも，青果物を中心に約700億円の扱い高がある。現在，ロジスティクス整備を進めており，全国７カ所に輸入青果物用のプロセスセンターを完成させている。また今後全国15カ所にカット青果物工場を建設予定。

資料　日本農業新聞99年11月23日

海道千歳市で７haの巨大温室を建設し，効率的な栽培に取り組んでいる。カゴメも，茨城県美野里町で1.3haの実証温室を建設，新しいトマト栽培の開発に取り組んでいる。」

(2)　一般企業の農業参入動機

上記資料では，その参入理由については明確にされていないものもあるが，あえてあげてみれば，

・有機農産物，減農薬・減化学肥料栽培農産物の需要拡大
・食管法の抜本改正にともなう規制緩和
・自社製品原料の安定調達
・自社技術の農業用資材への応用・開発
・農産物販売による農業用資材の拡販
・労働力の有効活用，等

となっている。

これを分類・整理すれば次のとおりである。

①生産レベル
・担い手不足が進行する中での農産物の安定確保のための生産
・経営効率の向上
・生産技術の向上・開発

②消費レベル
・安全・安心指向
・食生活，嗜好等変化への対応

③流通レベル
・流通の合理化・短縮化
・IT革命等情報化の進展

④企業レベル
・自社労働力の有効活用
・技術開発

⑤環境情勢レベル
・有機食品認証・表示制度の検討・実施
・新食糧法にともなう流通の複線化と許認可規制の緩和
・卸売市場法の改正
・新農業基本法の施行
・WTO再交渉と輸入農産物の増加

(3)　一般企業の参入の特徴

こうした一般企業の農業への参入動向等からその特徴を探ってみると，まず第一

に，消費者ニーズの変化に対応した有機農産物や水耕栽培による農産物等の高付加価値農産物をベースに，生産・加工・流通，さらには生産指導・支援までまさに川上から川下までをしっかりと睨んでいるということである。また，食管法の抜本改正を含めた規制緩和等情勢変化を巧みにとらえるなり，あるいは情勢変化を予測してのビビットな対応であり，多様な次元において高い戦略性を有しているということである。

第二が作目的には土地利用型ではなく施設利用型が圧倒的で，作目は野菜，中小家畜が多いことである。

すなわち米卸し，種子販売，有機栽培米の集荷・販売はみられるものの，土地利用型の典型である稲作生産そのものへの企業の参入は見られない。

野菜ではサラダ菜，トマト等清浄野菜，有機栽培等の付加価値の高い特定の品目に集中しており，重量野菜は対象外とされている。

畜産でも酪農，肉牛等大家畜は少なく，卵，ブローラー，豚などの中小家畜での企業化，インテグレーション化が多い。

また第三に流通も特定のマーケットとつながったものが多く，市場流通を対象としていないものがほとんどであるということである。

そして第四に，一般企業の農業参入は特定の作目，領域に集中した，ある意味では“おいしいところのつまみ食い”であって，日本農業の根幹を受け持つ担い手の中核となり得るものではないと言うことができる。逆に言えばおいしいところだけこうした効率的・合理的経営による新規参入の企業につまみ食いされ，おいしくないところ，収益性の低いものが結果的には一般の農業者に残される傾向にある。

(4)　今後の一般企業の参入

一般企業の農業参入は直接農業からの収益確保を期待したものもあるが，むしろ本業への収益等波及効果をねらいとしたものが多い。また，実験的な取組みも多く，継続するかどうかは結果次第であって経営の不安定性を内包している。

また，よほどの技術革新がない限り土地利用型，労働負荷の大きい重量野菜，大家畜等への企業参入が本格的に展開する可能性は少ないとみられ，一般企業による農業生産が日本農業の主要な担い手の一つにまで成長するとは考えられない。

しかしながらこれが台風の目となって市場流通等の一層の変革を迫ってくることは必至であり，その動向に目を離すことはできない。

６．農業法人等の現状と動向

５．で見た一般企業は農業生産を本業とするものではなく，いわば外部からの農業参入であるが，次にこれとは別途に家族農業経営により本来農業生産を本業とするものが，単独もしくは複数あるいは集団で法人成りしたいわゆる農業法人の動向等につ

第5表　農業生産法人数

――各年１月１日現在――

	総数	組織別				主要業種別					
		有限会社	合名会社	合資会社	農事組合法人＊	米麦作	果樹	畜産	そ菜	養蚕	その他
1993年	3,858	2,444	6	14	1,394	670	566	1,478	253	29	862
94	3,899	2,573	5	13	1,308	730	519	1,464	260	15	911
95	4,150	2,797	4	14	1,335	803	523	1,510	293	18	1,003
96	4,588	3,180	6	15	1,387	921	543	1,552	357	11	1,204
97	4,925	3,524	4	18	1,379	1,014	554	1,647	410	11	1,289
98	5,246	3,816	4	18	1,408	1,127	541	1,702	457	7	1,412

資料　農林水産省資料
（注）　＊は，農協法に基づく農事組合法人のうち，農地法第２条７項各号の要件のすべてを備えて農地等の所有権及び使用収益の取得を認められたものである。したがって，次表の農事組合法人とは上記の目的以外の農事組合法人（例えば養蚕専業のように宅地の名目でできるもの）が計上されているので一致しない。

いて以下見ることとする。

(1)　農業法人の現状と動向

a．農業法人の現状と推移

農業センサスによれば，95年２月１日現在の農業法人数は9,522であり，うち農業生産に従事しているものが4,536，農業生産以外の販売を目的としているものが4,886となっている。

別途，農業法人のうち農地を必要とする農業生産法人の推移をみたものが第５表で，直近の98年では5,246となっており，有限会社が４分の３弱を占め，農事組合法人が４分の１強となっている。(注7)

b．農業生産法人の規模

農業生産法人の規模をみると，平均経営面積で都府県平均の20数倍，販売金額も４割以上が５千万円を超えている。

また，従業員の平均規模は11.7人と地域雇用の大きな受け皿にもなっている（第６表）。

第6表　農業生産法人の経営実態

――1999年調べ――

経営面積	平均 都府県平均 北海道	21.0ha 0.9ha 12.6ha
販売金額	３千万円以上 ５千万円以上 １億円以上	57.1% 42.2% 22.7%
出資金・資本金額	0～300万円 300～500 500～1,000 1,000～2,000 2,000万円以上	（農事44.9%） 46.0%（有限，農事11.5%） 24.5%（有限，農事12.7%） 13.6%（有限，農事13.3%） 13.6%（有限，農事15.8%）
構成員数	１～５人 ６～10 11～15 16～20人	46.6%（有限，農事41.8%） 45.5%（有限，農事38.2%） 3.4%（有限，農事11.5%） 1.7%（有限，農事 6.1%）
従業員の平均規模		11.7人（家族を含め13.6人）
平成９年度の募集・問合わせ・採用人数		回答　約900法人 ＜募集　1,167人，募集・問合せ　3,475人，採用人数　1,583人＞

資料　日本農業法人協会資料

（注7）　農業法人が増加する背景については企業の農業参入とほぼ同様であると考えられる。『農業と経済』96年１月号で「新しい時代を切り開く農業経営」をテーマにした座談会が収録されているが，この中で「新しい農業経営の誕生」を必要とされる環境変化について金沢夏樹東京大学名誉教授は，

①米作オンリーからの転換と新しいニーズへの挑戦が求められる状況への変化
②高い農業所得の要求
③自由経済競争の進展と農業技術の進歩

をあげておられる。

また，大泉一貫東北大学助教授は，

①規制緩和
②市場経済の浸透

③個人の裁量でできる時代への変化（食管法の廃止等規制緩和にともなう保護主義的政策から差別化，個性化への変化）
を指摘しておられる。

(2)　農業法人設立のメリット

97年８～９月に実施された「全国農業生産法人アンケート」調査（日本農業法人協会に加盟する法人1,056を対象。回収率41.7%。調査主体日本経済新聞社）の結果によれば，法人経営に移行した理由としてあげられているのが，多い順に（ただし，複数回答），

①経営規模を大きくするため59.1%
②家計と経営を分離するため45.0%
③税制面で優遇措置があるから28.0%
④農業外からも人材を集めやすいから28.0%
⑤国や県などの補助が受けやすいから23.0%
⑥その他

となっている。

これと併行して法人化してのメリットを問うているのに対して，

①人材採用がしやすくなった32.3%
②行政からの補助が受けやすくなった23.6%
③経費の削減ができた23.2%
④特にメリットはない24.1%
⑤その他

があげられている。(注8)

(注8)　木村伸男「農業経営の法人化と課題～岩手県下の農業法人化を中心として～」(『農政調査時報』97．10）では，積極姿勢で法人化した経営と消極姿勢で法人化した経営とに二分して，法人化した目的，メリットについてあげている。「こうした目的を法人化姿勢から見ると消極的姿勢で法人化した経営では「融資・補助事業の利用」が36%で多く，次いで「節税対策」29%，「目的は特になし」29%であり，制度的な法人化メリットを目的としたものが多い。これに対し積極姿勢で法人化した経営では目的は多様であるが，「取引の信用確保」「会計管理の強化」「就業条件の明確化」「責任・役割の明確化」「優れた経営感覚の確保」等といった経営的な法人化メリットを目的とするものが多い。」

(3)　農業生産法人の経営収支

第７表のとおり，赤字の経営体は３割強を占めており，売上げは増加・横ばいながらも苦しい経営を余儀なくされているのが実態である。

経営上の問題点としては資金力不足が筆頭に上げられており，マーケティング・販路拡大，コスト削減も大きな問題としてあげられている。

(4)　農業法人等の農協利用状況

JA組合員数，農業生産法人数等概要が第８表，農業生産法人のJAとの取引状況を調

第7表　農業生産法人の収支状況

（単位　%）

年間売上額	１千万円未満	4.2（ 5.2）
	１千万～１億	50.4（53.9）
	１～５	34.9（32.0）
	５～10	5.0（ 5.7）
	10億円以上	4.6（ 3.2）
売上額	増えた	37.7（51.8）
	横ばい	34.5（30.7）
	減った	26.5（15.0）
平成９年度収支	黒字	36.5（42.5）
	収支トントン	25.0（24.5）
	赤字	37.3（31.6）
経営の問題点	資金力不足	50.8（50.2）
	販路拡大	26.7（34.8）
	経営の相談相手	5.8（ 8.2）
	マーケティング	41.6（42.7）
	コスト削減	46.4（51.6）
	その他	8.0（10.2）

資料　日本農業法人協会資料
（注）　1998年８月日本経済新聞社調査，
（　）内は1997年８月調査。

査したものが第９表である。これによれば農業生産法人の８割はJAと何らかの取引を行っており，特に貯金取引の割合が高い。これに次いで購買，融資，販売の順となっている。貯金をはじめとする信用事業取引に比べて購買，販売の経済事業での取引が少なくなっており，法人化の進展にともなって販売事業でのJA離れがうかがわれる。(注9)

さらに販売事業について詳細に見てみると，先の「全国農業生産法人アンケート」調査での，「農産物，畜産物を主にどのような方法で販売していますか。」という問いに対して，

①農協に委託43.6%
②消費者へ直販43.4%
③青果物市場など卸売市場へ販売28.6%
④自ら経営する直販所で販売16.6%
⑤食品メーカーを通じて販売14.3%
⑥生協へ販売14.1%
⑦外食産業へ販売10.7%
⑧その他22.7%

となっている。

このように依然としてJAへの委託がかろうじてトップにはあるものの，消費者へ直販とほぼ拮抗しており，卸売市場への販売，自ら経営する直販所で販売，食品メーカーを通じて販売等市場外流通を含めた系統外取引がむしろ主流になりつつあることがわかる。

しかしながらこれは作目によって跛行性が大きいことが推定される。静岡県に限定しての調査ではあるが，あえて取り上げてみると，第10表のとおりで，酪農，肉牛の大家畜および土地利用型の稲作については農協の利用率が高くなっている一方で（ただし，94年８月１日現在の調査であり，その後の食管制度の抜本改正によって変化しているものと考えられる），野菜，茶などの商品性の高い作物についてはJAの利用が低くなっている。

また，相対的に利用度の高い購買

第8表　ＪA組合員，農業生産法人数等

ＪＡ組合員数	平成９年	総数9,123千人 〈正組合員5,388(59%)，准組合員3,735(41%)〉
販売農家数	９年１月	総数2,564千戸 〈専業農家433千戸(17%)，兼業農家2,131千戸(83%)〉 ＊兼業農家の81%が第２種兼業農家
認定農業者数	11年9月	140千人(販売農家総数の5.5%)
農業生産法人数	昭和37年 45年 60年 ５年 10年	114 2,740 3,168 3,858 5,246 〈有限会社3,816(73%)，農事組合法人ほか1,430(27%)〉

出典　農林中金「組合金融推進情報」
資料　農林水産省

第9表　農業生産法人のＪＡとの取引状況
――1999年９月現在――

（単位　法人，%）

		法人数	割合	備考
調査実施数		1,461	100.0	農業生産法人総数(平成10年現在)は5,246あり，その約３割に相当
うちＪＡとの取引有		1,171	80.2	
部門別取引	貯金	1,109	75.9	
	融資	722	49.4	
	公庫転貸	286	19.6	信連直貸先を含む
	購買	899	61.5	経済連との直取引を含む
	販売	672	46.0	同上
	その他	177	12.1	

出典，資料とも第8表に同じ

第10表　生産物販売方法，農業資材購入先
――1994年８月現在――

（単位　人，%）

		茶	野菜	果樹	花卉	稲作	養豚	養鶏	酪農	肉牛	その他	計
生産物販売方法	全部JA	21 (43.8)	11 (35.5)	2 (100.0)	16 (59.3)	6 (75.0)	5 (62.5)	3 (60.0)	44 (95.7)	6 (100.0)	7 (50.0)	121 (62.1)
	全部業者	13 (27.1)	4 (12.9)		1 (3.7)		1 (12.5)	1 (20.0)			2 (14.3)	22 (11.3)
	JAと業者	3 (6.2)			1 (3.7)	1 (12.5)	1 (12.5)				4 (28.6)	10 (5.1)
	その他	10 (20.8)	16 (51.6)		9 (33.3)	1 (12.5)	1 (12.5)		2 (4.3)		1 (7.1)	40 (20.5)
	無記入	1 (2.1)						1 (20.0)				2 (1.0)
	計	48 (100.0)	31 (100.0)	2 (100.0)	27 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	5 (100.0)	46 (100.0)	6 (100.0)	14 (100.0)	195 (100.0)
農業資材購入先	全部JA	9 (18.8)	3 (9.7)	2 (100.0)	4 (14.8)	3 (37.5)	1 (12.5)	1 (20.0)	13 (28.3)	4 (66.7)	1 (7.1)	41 (21.0)
	全部業者	2 (4.2)					3 (37.5)	1 (20.0)	1 (2.2)		1 (7.1)	8 (4.1)
	JAと業者	36 (75.0)	27 (87.1)		21 (77.8)	5 (62.5)	4 (50.0)	3 (60.0)	32 (69.5)	2 (33.3)	12 (85.8)	142 (72.9)
	その他		1 (3.2)		1 (3.7)							2 (1.0)
	無記入	1 (2.0)			1 (3.7)							2 (1.0)
	計	48 (100.0)	31 (100.0)	2 (100.0)	27 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	5 (100.0)	46 (100.0)	6 (100.0)	14 (100.0)	195 (100.0)

資料　静岡県農業会議「法人化に関するアンケート調査結果」（「農政調査時報」96年４月号）

事業についても全部JA利用は21.0%にすぎず，JAと業者利用が72.9%と，両者の条件を比較しながらJAを利用しているのが実態であることを浮き上がらせている。（第10表）

（注9） 販売事業でのJA利用について県別明細を見ると，関東，近畿の大都市圏での利用率が低いこと，北海道，東北は高い一方，南九州は低くなっている。これは大都市圏では量販店・外食産業等との産直が多いこと，北海道・東北は畜産のうち酪農の比率が高いこと，南九州は養豚・ブロイラーの比率が高く，インテグレ化がすすんでいることが大きく原因しているものと考えられる。

（5）　法人協会の動向等

ところで農業法人の増加にともなってこれを組織化する動きやそこでの活動が活発化している。

92年に出された新政策を踏まえて93年には，農業法人の設立相談や研修を行うために，都道府県農業会議等を窓口とする「農業法人育成支援事業」が発足した。94年４月には全国に先駆けて秋田県に農業法人組織として秋田県農業法人協会が設立された。直近では44の都道府県に農業法人組織が設立されている。

これにともない全国段階では96年８月に任意組織として全国法人協会が設立され，研修や情報交換を主たる活動としてきたが，単なる勉強会のレベルから社会的に認

知された団体として活動したいとの機運が盛り上がり,99年６月には社団法人化し「社団法人日本農業法人協会」として再発足した。

本協会の定款では事業として,

①農業法人に関する経営情報の収集・提供及び調査・研究

②調査・研究等を踏まえた農業経営政策等に関する提言

③農業法人の経営改善に関する研修及び教育

④農業・農業法人の人材確保及び育成

⑤一般国民に対する啓発・普及

⑥その他本協会の目的を達成するために必要な事業

があげられている。

当面は「提案・提言」「農業経営に関する農業内外の相互の情報拠点」が事業活動の中心として位置づけられているが，法人組織が地域農業の中心的担い手としての役割をより引き受けざるを得なくなる情勢下，全国組織としての社団法人日本農業法人協会はその影響力を着実に高めてくるものと見込まれる。

ちなみに同協会は，21世紀を「経営者の時代」「技術革新の時代」「生命産業の時代」「流通・情報革命の時代」「循環・リサイクルの時代」すなわち21世紀を農業にとっての「チャンスの時代」であると規定し，これを現実化するため以下に見るような八つの提案を行っている。

①「生命総合産業」（第６次産業の創造）

②多様化した消費構造に対応した生産・流通・販売システムの確立

③農業経営の法人化の推進

④法人経営の活性化と経営体質の強化

⑤新しい「広域農業企画・調整システム」の形成

⑥農地利用計画と利用体系の確立

⑦都市と農村の交流・情報提供の推進

⑧循環・リサイクル型社会への対応

７．増加する法人化への対応課題

(1)　法人化増加の流れ

これまで一般企業の農業参入と農業生産法人を主とした農業法人の動向を中心に，JAの利用状況についてもみてきた。

WTO体制の浸透・定着にともない安価な輸入農産物は増大し，一般企業の商品性の高い作目への農業参入等により農業者を取り巻く経営環境は厳しさを増し加えている。農業・農村にこだわりをもち労働費の確保が不十分でも営農を担いつづけてきた農業者の高齢化によって，担い手の確保はきわめて困難な状況に置かれている。今般の新農業基本法にともない2010年の食料自給率目標を45%に設定はしたものの，現状では中核的担い手として期待される専業農家ほど生活が苦しく，兼業の度合いが大きいほど生活が安定するという矛盾の中に置かれているのである。

このため農業専業でやっていくためには経営のいっそうの合理化・効率化，適正規模までの経営規模拡大，販売力の強化，さ

らには助成措置の活用等を余儀なくされており，法人化の動きは強まるものと考えられる。

このように農村の次代を担うべき層は大きくは第１種兼業から第２種兼業へ兼業の度合いを高めつつあるとともに，農業での生き残りをかけて法人化する動きの二つに分化する傾向があるように見受けられる。

ところで米等の基礎的食料の安定生産を担うのは農業に参入する一般企業ではなく，あくまで家族農業経営なり農業法人とならざるを得ない。基礎的食料は土地利用型の作目が主な対象であり，とりわけ安定供給が重視され，収益性によって生産を大きく変動させるわけにはいかないものであり，まさに食料の安全保障の対象となるものである。

一方，食料の安定供給の確保とあわせて多面的機能の十分な発揮，農業の持続的な発展，農村の振興のためには，専業農家・兼業農家・定年帰農者・新規就農者，家族農業経営・法人経営等，地域内に存在するあらゆる担い手の現状と先行き見通しを踏まえて地域営農を構築していくことが必要である。

このように一段と厳しい情勢の中で基礎的食料の生産を担うとともに，地域営農の担い手の柱の一つとして農業法人は期待され，その増加は必然の流れと化しつつあるのである(注10)。

（注10） 総研レポート『集落営農組織の活動実態に関する調査報告書』（農林中金総合研究所発行2000年１月）では，兼業農家主体に集落営農が行われている事例等が報告されている。

(2) 農地の流動化促進が担い手確保の大前提

地域営農の構築・推進と，農業法人化の推進のためには労働力の確保とあわせて農地の流動化が前提となる。農地流動化については別途本格的な議論が必要であるが，最近の動向等からしてパソコン活用による農地に関するデータ管理がきわめて重要であるという点についてだけ強調しておきたい。

農地の円滑な流動化をはかっていくためには農地一筆ごとの管理が必要であり，常時農地の現況と地域内担い手の現況なり先行き予測とを組み合せ・調整できるシステムの構築が必要である。

今後，併行して持続性の高い農業により環境負荷を軽減し，安全・安心な食料を国民に供給していくことも求められてくるが，そのネックが農地一筆ごとの記録のストックである。このためにも一筆ごとに栽培履歴（作目，施肥，防除等記録）を保持しておくことが必要である。

そして今後，これらと出荷情報とを付け合わせての出荷管理，経営管理等様々なパソコンの活用が大きな武器となってこよう。

(3) 農業法人育成の課題

(1)で見たように新たな環境のもとで食料の安定供給を確保し，農業・農村を維持していくために農業法人の果たすべき役割は大きい。

これを推進するために各種の助成措置が

必要と考えられるが，中山間地域等への直接支払いを行うにあたって，集落協定を原則としていることはそれなりのインセンティブ効果が期待できるものと考えられる。

しかしながら農業法人と農協との取引実態に見たように，農業生産法人のJA離れが見られ，地域営農のコーディネーター役としてリーダーシップ発揮が期待されるJAと地域営農の主たる担い手として期待される農業生産法人との間に乖離が生じつつある。

農業生産法人もJAからの資金導入や販売機能の活用への期待は強いものがあるが，JAのこれまでの米を中心とした保護農政下において比較的均質な農業者を対象とした事業方式だけではもはや農業者，特に農業生産法人へのニーズ対応は限界にきている。すなわち農政の転換にともなって農業者は法人，家族農業，兼業等多様化すると同時に，技術は高度化し，農産物自体の商品性も大きなバラツキを持つようになり，一律の共販対応，資金対応ではニーズへの対応は困難となっているのである。共販制度なり市場流通は60年代以降の近代化農政なり広域流通の促進に大いなる役割を発揮してきたが，時代の変化とともにその役割は低下しつつあり，共販・市場流通のみに固執することは，結果的に地域営農が崩壊しつつあるなか，中核農家のJA離れを招き，小規模・兼業農家を組織基盤とする方向に向かいつつある。まさにその存在意義が問われていると言わざるを得ない。

新農業基本法の具体的展開による一段の規制緩和と，WTO再交渉による関税の引下げが予想されるなか，JA事業は抜本的な見直しを迫られており，これまでの事業優先から組合員ニーズ，地域ニーズへの対応優先，特にそのカギを握る産直をも取り込んだ流通の複線化・多元化，組合員のニーズに対応した販売機能を身につけていくことが必要である(注11)。そのためにも地域営農の推進やJA自身がリスクを負って一定の販売能力を身につけ，生産者が農協の多元的な販売機能を活用できるようになることが前提となる。また，こうして販売をJAが受け持つことにより融資に必要な信用力の増大にもつながるのである。

まさに21世紀を迎えて，ポスト合併・組織整備として，あらためて基盤である営農・販売に入力すべき時代が到来している。あくまで主体は組合員であり，組合員のニーズに対応できるJA機能の整備，組織の見直しが求められている。

（注11） 将来的に市場流通，系統共販のウェイトは低下しても，その必要性・重要性は変わらないものと考えられる。しかしながら市場流通とあわせて市場外流通も取り込んで複合化し，流通の多元化，多元販売により組合員の多様なニーズ，農産物の多様化に対応していくことが求められているのである。

＜参考文献＞

・拙著『持続型農業からの日本農業再編』日本農業新聞2000年１月
・今野聡・野見山敏雄『これからの農協産直―その「一国二制度」的展開―』家の光協会2000年３月

（蔦谷栄一・つたやえいいち**）**

農業構造の変動条件とその政策的含意

―― 家族労働評価をめぐるノート ――

〔要　　旨〕

1．小規模農家が中心的な農業構造から大規模農家中心の農業構造への転換は両者の間の生産性格差によって起こると一般的に考えられている。しかし，1960年代後半以降の日本の稲作は，小農と大農の間で生産性の格差が存在したにもかかわらず，80年代末まで構造変化の速度は非常に緩慢であった。逆に，格差の拡大が停滞した90年代に入って，構造転換の速度が急速になった。この現象は，従来の生産性格差理論では説明が困難である。

2．理論と現実の間にあるこの矛盾を解決するために，農業構造の変動条件を論理的に明らかにした。その結果，構造変化の条件は，小農の生産コストが大農の生産コストを上回ることだという，ごく一般的な結論が得られた。しかし，従来の多くの算定方法では家族労賃の単価が大農も小農も同一とされているのに対し，論理的に大農と小農の労賃単価は異なる原理で決定されることが確認できた。そのため，実際の小農の生産コストは大農のそれよりも低い可能性がある。これによって80年代までの緩慢な構造変化が合理的に説明可能となった。また，特に世代交代を契機として小農の家族労働評価が急激に上昇することも明らかにされ，それによって90年代の急速な構造変化も説明可能となった。

3．ここで得られた農業構造の変動条件を分析ツールとして，農業構造転換にかかる以下の事象の簡単な説明を試みた。①世代交代に伴う農地流動化と耕作放棄地の出現，②大規模経営の成立速度に見られる地域差，③集落営農組織の拡大，④定年帰農の増大，⑤有機農業をめざす青壮年の増大，⑥市民農園の増大，⑦農業部門への外国人労働者の流入。

4．これらの議論を踏まえ，農業構造転換について，以下のような政策提言を行った。①農家行動を的確に把握できる適正な生産コストの算定方法の確立が急務，②大規模農家の生産性を向上させることが必要，③農地の流動化の促進と効率利用のために政府や地域社会の役割が重要，④中山間地域では兼業小農の活用が有効，⑤高齢者など低廉な労働力が農業において活用されることが望ましい，⑥農作物の価格引き下げに対して大農の所得補償を行うことが必要な場合がある，⑦農地転用期待に伴う農地の非効率利用を防ぐことが必要，⑧長期的な視点からの農業における外国人労働者受け入れの枠組みづくりが必要。

目　次

１．はじめに
（1）　本稿の課題
（2）　稲作の生産性格差と構造変化
２．農業構造の変動条件
（1）　農業構造の変動条件式の導出
（2）　階層間の労働評価の相違
（3）　小規模農家の家族労働評価の決定要因
（4）　小規模農家の家族労働評価が変化する一般的傾向と農業構造変化
３．農業構造変化の現状分析
（1）　世代交代に伴う兼業農家の離農と構造変化，耕作放棄地の発生
（2）　大規模経営の成立速度に見られる地域差
（3）　集落営農組織の形成
（4）　定年帰農者の増大
（5）　有機農業をめざす都会出身の青壮年
（6）　市民農園の増大
（7）　農業部門への外国人労働力の流入
４．農業構造の変動条件の分析から得られる政策的含意
（1）　生産コストの正しい把握にもとづく政策策定の必要性
（2）　大規模農家の生産性を向上する技術開発の必要性
（3）　農地の利用調整における政府や地域社会の適切な介入の必要性
（4）　中山間地域における兼業小農の活用
（5）　高齢者や自然愛好家など低廉な労働力の有効活用
（6）　価格政策と所得補償政策の注意深い併用
（7）　ゾーニングの重要性
（8）　外国人労働者受け入れの適切な枠組みをつくる
５．おわりに

１．はじめに

（1）　本稿の課題

日本農業，特に稲作が危機ともいえる大きな転換期にあることは誰もが認めるところであろう。こうした危機感は，新農基法「食料・農業・農村基本法」の制定をはじめ，さまざまな農業政策や政策提言となって表れている。新農基法をはじめとする多くの政策や政策提言がめざしている方向は，高い技術と経営能力をもち環境の変化をチャンスに変えていけるような企業家精神をそなえた力強い経営体の育成が必要であるという点で一致している。そのためには，第２種兼業農家が中心となっている土地利用型農業の構造を，大規模専業的農家を中心とした構造に転換することが前提とされている。

しかし，残念なことに，農業構造の変革をめざす政策や政策提言の多くは，現場主義的で理論的根拠を持たないか，非現実的な理論のおしつけのどちらかであるように思われる。本稿は，こうした中で，以下の三つのことをめざしている。第一に，農業構造の変化はいかなる条件の下で起こるのかを，稲作を念頭におきながら，論理的に明らかにすることである。第二に，この視

点から現在日本農業が直面しているいくつかの重要な問題の本質を説明することである。そして最後に，望ましい今後の日本農業を作っていくためにそこから幾つかの重要な政策的含意を導くことである。

(2)　稲作の生産性格差と構造変化

ここでは，本論に入っていく前に，本稿の議論が出発点としている稲作構造の現状を簡潔に整理してみたい。一般に，農業構造の変化，すなわち同質的で小規模な多数の農業経営が経済発展過程のなかで分解し，少数の大規模な経営によって農業生産の大宗が担われるようになる構造変化は，生産性（＝生産額÷生産コスト）の優劣をめぐる経営間の競争によって起こる。すなわち，少数の経営が競争に打ち勝ち，大多数の経営が生産から駆逐されるには，両者の間に生産性の格差と優勝劣敗の競争が存在することが条件となる。実際，養鶏や養豚，酪農，肉牛肥育などの農業分野では，このような原理によって小規模経営は既に姿を消し，大規模で企業的な経営が生産のほとんどを担う構造が日本でも形成されてきたのである。

しかし，稲作については，一見生産性格差による分解原理が機能していないように見える。第１，２，３図から明確にわかるように，1965年当時にごくわずかだった稲作における階層間の生産性格差は，政府統計によると，80年ごろまでに急速に拡大した。格差拡大は物財費よりも労働費においてより著しい。小・中型の農機の発達にも

第1図　10a当たりコメ生産費の階層構造
（総生産コスト）

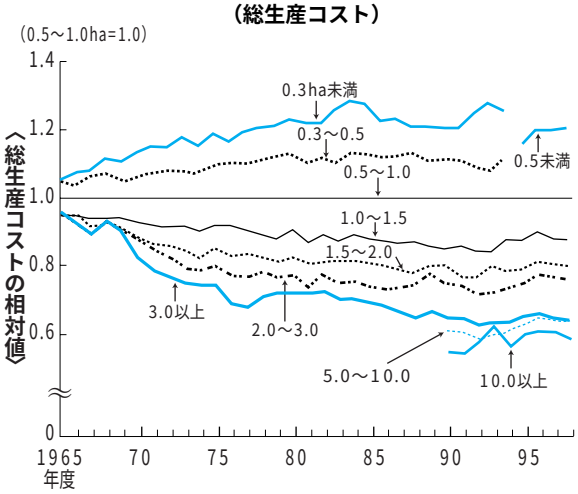

（注）　総生産コスト＝物財費＋労働費

第2図　10a当たりコメ生産費の階層構造
（物財費）

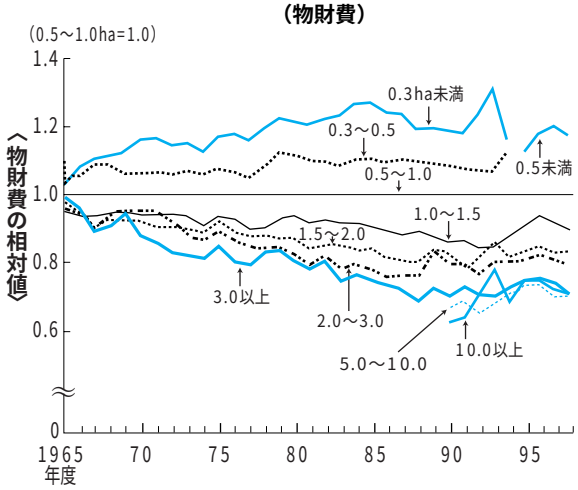

第3図　10a当たりコメ生産費の階層構造
（労働費）

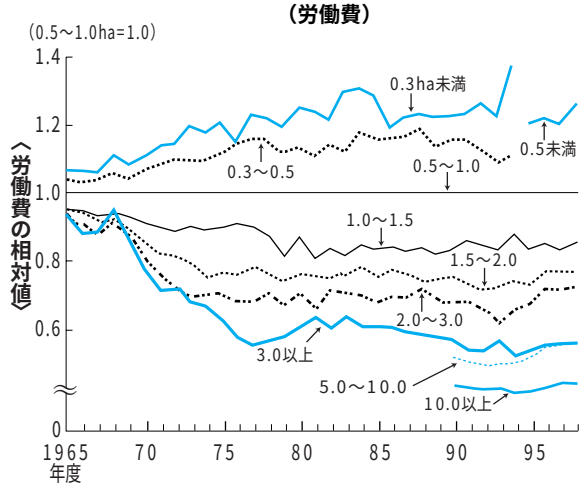

資料　第1～3図とも農林水産省『米及び麦類の生産費』

第４図　稲作の経営構造変化(水稲作付面積別農家数)

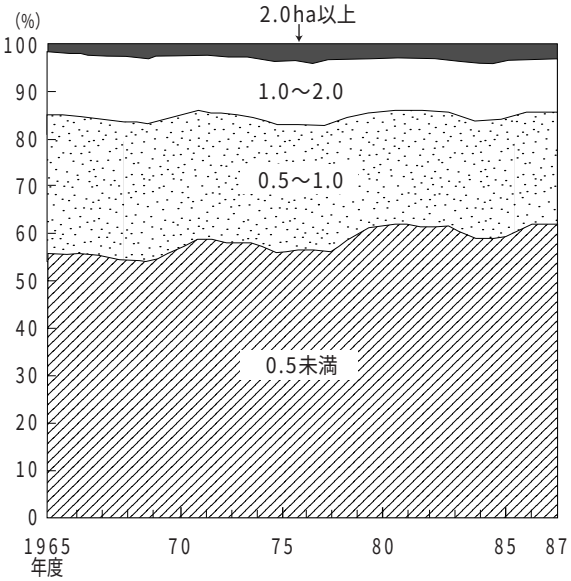

資料　農林水産省『ポケット農林水産統計』から作成
(注)　１９８８年以降のデータは未入手。

かかわらず，この間に進行した機械化が大規模農家の労働生産性を相対的に大きく高めたことがわかる。ところが，第４図に見られるように，生産性格差のこうした拡大にもかかわらず，80年代末まで稲作の経営構造の変化は非常に緩慢であったのである。農家の戸数そのものはこの間に２割ほど減ったとはいえ，稲作では0.5ha未満の経営が全体の６割前後を占める構造は変わらなかった。同図によって1965年から87年までの稲作の作付面積による農家戸数の構成比の変化を見ると，2.0ha以上の稲の作付農家の割合はこの間に2.1%から3.2%へと増加しているものの，稲作におけるその地位は依然低く，絶対数でも１割弱しか増加していない。0.5ha未満の極小経営が稲作農家全体の55.5%（65年）から62.2%（87年）という過半を占める構造は，規模間の生産性格差が拡大したにもかかわらず，この間に目立って変化することはなかったのである。

構造変化は規模間の生産性格差によって生まれるという説を一見さらに無効たらしめているのは，次の事実である。すなわち，第１～３図が示すとおり，80年代末以降は階層間の生産性格差の拡大は停滞している。にもかかわらず，90年代に入って，階層分解に向けて稲作経営構造は大きく動き出したのである。90年から95年の間に0.5ha未満の稲作農家が戸数だけでなく構成比においても大きく低下（52.2→46.5%）した一方で，絶対数としてはまだ少ないものの，大規模経営層が急激に増加しているのである（第５図，第１表）。

生産性格差と現実の構造変化のこの矛盾はなぜ起こるのだろうか。その第一の可能性は，農業経営は非合理的な経営であり，

第５図　水稲作付・収穫面積規模別農家数の変化

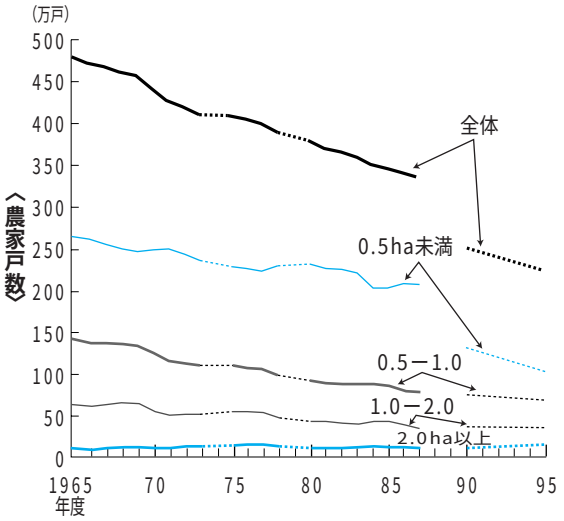

資料　農林水産省『ポケット農林水産統計』『９０年農林業センサス』『９５年農業センサス』
（注）１．１９６５～８７年までは水稲の「作付規模別全農家」
　　９０年と９５年は「収穫面積規模別販売農家」
　　２．１９７４年と７９年はデータなし。

第1表　稲作の大規模農家数の変化

（単位　戸）

	3ha以上		3～5		5以上		10以上	
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道
1975年	25,359	22,093	…	13,457	…	8,636	…	350
80	28,216 (111)	25,191 (114)	25,640	14,635 (109)	2,576	10,556 (122)	…	455 (130)
85	31,208 (111)	23,098 (92)	27,601 (108)	13,213 (90)	3,607 (140)	9,885 (94)	…	435 (96)
90	34,045 (109)	21,609 (94)	28,565 (103)	11,396 (86)	5,480 (152)	10,213 (103)	823	667 (153)
95	58,150 (171)	22,076 (102)	44,721 (157)	7,350 (64)	13,429 (245)	14,726 (144)	1,908 (232)	3,485 (522)

資料　「農業センサス」
（注）1．水稲の収穫面積規模別農家数。
2．1985年までは全農家，1990年以降は販売農家を対象。
3．（　）内の数字は，前回調査の値を100とした指数。

農家の合理的な経済行動を前提とする生産性格差理論でこの現実は説明できないというものである。第二の可能性は，生産性の格差を構造変化に結び付ける市場メカニズムが何らかの理由によって阻害されてきたというものである。そして第三の可能性として，農家は合理的な行動をとり，市場メカニズムもそれなりに機能しているが，第１～３図に示されるような従来の生産コストの計測方法がまちがっているために，我々が階層間に生産性格差が存在していると思い込んでいたことが考えられる。より端的にいえば，80年代まで階層間に生産性の格差は実は存在していなかったという可能性である。

本稿は，以上あげた三つの説明のなかで，第三の説をとるものである。結論を先取りすれば，筆者の主要な主張は次のことである。すなわち，農家，特に小規模農家の家族労働評価の決定原理とその変動メカニズムをより論理的にかつ現実的に理解しなおせば，これまで見てきたような生産性格差と構造変動の「矛盾」を解消することができる。それだけでなく，日本農業が現在直面し，かつこれから直面するであろう重大な問題のいくつかを本質的に理解し，そこから有益な政策的含意を汲み取ることができる，というものである。

なお，本稿は将来の望ましい農業構造の実現に向けて適切な政策を選択するために，理論的な枠組みを提示する試みであり，定量的な実証を目的とするものではない。そのため，具体的な数値の提示は極力とどめることにする。読者にはこの点を了解頂きたい。

２．農業構造の変動条件

この章では，農業構造の変化はいかなる条件の下で起こるのかを，規模間の生産性格差の視点から論理的に明らかにする。(文末注1)

(1)　農業構造の変動条件式の導出

まず，農業者が経済合理的な行動をとるとするなら(注2)，いかなる条件の下で農業構造が変化するのかを論理的に明らかにしよう。ここでいう農業構造の変化とは大規模農家が小規模農家から農地を借り入れることによって経営規模を拡大することを指している。そのための条件とは，大規模農家

が長期的に経営を維持できることを前提として，自ら耕作するよりも大農に農地を貸し出すことを小農が有利とみなす条件が両者の間の生産性格差として生まれていることである。

すなわち，

大規模農家の粗所得 ≧ 生産コスト ••••①

かつ，

農地貸出による小農の利益（所得）

＞営農継続による小農の利益（所得）••②

の，二つの条件が満たされることである。

ここで，単位面積当たりの大農および小農の収量をQ，q，生産物の価格をそれぞれP，p，物財費をC，c，労働費をV，vとしよう。(注3)

このとき，①の条件は，

$P \cdot Q \geqq C+V$ ••••••••③

と表すことができる。

次に，②の条件である。営農を続けることによる小規模農家の利益（所得）は，

$p \cdot q - c$ ••••••④

と表せるが，問題なのは，大規模農家に農地を貸し出すことによって得る小規模農家の利益（所得）である。これは，今まで農業に向けていた時間を使って離農後に小農が新たな職に就く場合と，新たな職に就かない場合の二つのケースに分けて考える必要がある。

ケース１．（新たな職に就く場合）

もし，小農が離農後にそれまで営農に向けていた労働（時間）を他の所得機会（パート勤め，日雇い労働，内職等）に向けるなら，離農によって小農が得る利益（所得）は，農地貸出先の大規模農家から得る地代に，新しい所得機会からの所得を足したものとなる。この場合の構造変化の条件は，以下のように示すことが可能である。

$P \cdot Q - (C+V) + v > p \cdot q - c$ •••⑤

ここで，$P \cdot Q - (C+V)$ は，大規模農家の生産の剰余，すなわち，大農が小農に地代として提供できる剰余を意味する。(注4) そして v は，離農後に同じ労働によって新しい所得機会から小農が得ることができる所得（労賃）であり，小農の農業労働力の機会費用ということができる。この合計が営農継続による小農の農業所得（$p \cdot q - c$）を上回るなら，小農にとって農地を貸し出すことが合理的な選択のはずである。

ケース２．（新たな職に就かない場合）

しかし，もし離農後にその時間を振り向けるべき仕事がなかったり，そうした仕事があってもその賃金では満足できずその仕事に就業しない場合，(注5) 離農した小農が得る所得は地代だけである。この場合，上の⑤の式において $v=0$ だから，この場合構造変動の条件は，

$P \cdot Q - (C+V) > p \cdot q - c$

となるのだろうか。これに対する筆者の答えは，「否」である。なぜなら，このケースでは離農後には労働の「苦痛」から解放されたので，その分（余暇の効用）だけ農地貸出の利益は大きくなるはずである。そのため，速水が既に指摘しているように，(注6) 離農によって得る小農の利益（左辺）は，地代所

得に「農業労働の苦痛から解放されることの効用」（余暇の効用）を足したものとなる。

すなわち，離農後に小農がその時間を使って代替的な労働に携わらない場合，農業構造が変化するための条件は，

地代＋離農の非経済的効用 ＞ 農業所得

（離農による利益）　　（営農時の利益）

$$\cdots\cdots\cdots ⑦$$

ということになる。

ところで,「離農によって農業労働の苦痛から解放されることの効用」とは，貨幣によってどのように表現されるのだろうか。それは,「農業労働の苦痛から解放されるためには，○×円の損失を被ってもよい」，あるいは「○×円の所得が得られるならば，農業労働をしてもよい」という，自己の農業労働に対する主観的な価値評価にほかならない。つまり，これは農家にとって農業労働に対する「労賃」そのものなのである。したがって，この「労賃」は再び v と表現することが可能であり，離農後に小農が代替的な労働に就かない場合でも，⑦の条件は⑤と同じになる。すなわち，小農が大農に農地を貸し出して農業構造が変化するための条件は，離農後他の仕事に就く場合でも就かない場合でも，結局，

$$P\cdot Q-(C+V)+v > p\cdot q-c \quad \cdots\cdots\cdots ⑤$$

（離農による利益）　（営農による利益）

に収斂されるのである。

⑤は，v を移項することによって，

$$P\cdot Q-(C+V) > p\cdot q-(c+v) \quad \cdots\cdots ⑥$$

となる。

そして，ここで，$P\cdot Q = p\cdot q$ であることを考慮するなら[注7]，⑥は，

$$C+V < c+v \quad \cdots\cdots\cdots ⑦$$

となる。

$(C+V)$ は大農の生産コストであり，$(c+v)$ は小農の生産コストであるから，結局構造変化が起こる条件は，

大農の生産コスト＜小農の生産コスト

すなわち

大農の生産性＞小農の生産性

であり[注8]，両者の間に生産性の格差が存在することなのである。

(2)　階層間の労働評価の相違

この条件式は，農業生産構造の変化が階層間の生産性格差によって起こるという従来の構造変動モデルと一見まったく同じである。したがって，政府統計たとえば『米及び麦類の生産費』のように，大農と小農の単位時間当たり労働費を同じとしてそれぞれの生産コストを算出するなら，従来の支配的な説とまったく同じ結果,つまり「理論的には構造変化の条件が生まれているにもかかわらず，実際は最近まで構造変化がほとんど進まなかった」という結論しかでてこない。

しかし，筆者がここで読者の注意を強く喚起したいのは，理論的にもそして実際問題としても，単位時間当たりの家族労働評価は大農と小農ではまったく異なることである。大農および小農の労賃とは，基本的に彼（彼女）の労働力の機会費用である。この場合，青壮年男子が主軸をなす専業農的

な大農の労働力の機会費用は，労働市場が発達した現代日本においては，その地域の平均的な雇用賃金によって表すことが適当であろう。たとえば，成人男子の労賃なら，時給2,500円程度（年収500万円，年間労働時間2,000時間）となろう。企業的な経営を営む専業農家なら，その家族労働評価はさらに高いはずである。(注9)

これに対し，サラリーマンの週末労働や老人・女性労働が主体となる小農の労働力の機会費用は，離農後の就業先があったとしても，パートタイム労働的な，時給700円からせいぜい1,000円程度であろう。そして，ほとんどの場合，特に高齢者にとってはこうした職さえ存在せず，機会費用はゼロと考えられるのである。もちろん，労働の機会費用がゼロなことは，前節で見たように労働の自己評価がゼロだということではない。ただ，その場合家族労働評価は農業所得がもたらす主観的な効用と農業労働に伴う主観的な不効用の均衡点によって決まるため，客観的な基準を持たない。高齢者なら「生きがい」，あるいは小遣い稼ぎとして時給200～300円に相当する所得でも営農を続けるかもしれない。逆に，高所得の兼業機会を持つ農地所有者なら，１時間当たり１万円の所得が保証されたとしても農業を自ら行うことを拒絶するかもしれない。

このように，理論上そして現実問題として，大農と小農の家族労働費は異なる原理によって評価されることを忘れてはならない。また特に多くの小農にとって，農業労働の機会費用がゼロになるため，家族労働評価は個々の農家の主観以外に基準を持たず，様々な内的・外的条件次第で大きな幅をもち，それによって変化することに注意する必要がある。

したがって，大農のほうが単位面積当たりの労働時間が少ないとしても，小農が高齢労働等によって担われている場合，その労働の単価（単位時間当たりの労働評価）が低いために，必ずしも$V < v$ではないのである。その結果，$C < c$であっても，全体として$C+V < c+v$ だということにはならない。つまり，大農の生産性が小農のそれより高いとは必ずしもいえないのである。むしろ，農家が合理的な行動をとりながらも長い間構造変化が進まなかったのは，兼業小農の家族労働評価が低かったために，階層分解をもたらすような階層間の生産性格差はごく最近まで日本の稲作には一般に生まれていなかったからだと考えるほうが自然であろう（ただし北海道は除く）。

(3) 小規模農家の家族労働評価の決定要因

それでは，現在の稲作において構造転換のカギを握る小規模農家の家族労働評価はどのような要因によって決定され，いかなるメカニズムで変化するのだろうか。ここでは，小農の家族労働評価の主要な決定要因と思われるものをいくつか特定し，それらがどのように変化し，その変化が農業構造にどのような影響を与えるのかを簡潔に検討していこう。

家族労働の自己評価とは，どれだけ農業所得を得られるならば農業に労働を投入してもよいと農家が考えるか，ということである。こうした自己評価を決定する主要な要因としてすぐ思いつくのは，その農家が兼業部門から得る所得の水準（Income from Non-agriculture：$I_{n.a.}$），兼業所得の安定性（Stability of Non-agricultural Income：$S_{n.a.}$），消費欲望の高まりによる追加所得への欲求（Need for Additional Income：$N_{a.i.}$），農業労働の肉体的苦痛度（Pain of Agricultural Labor：$P_{a.l.}$），農業労働の機会費用（Opportunity Cost of Agricultural Labor：$O_{a.l.}$），農業の非経済的な価値（Non-economic Value of Agriculture：$V_{n.e.}$），である。

小規模農家の農業における家族労働評価 v は，これらの要因を変数とする関数とみなすことができるから，以下のように定式化することが可能である。

$$v = v(I_{n.a.}, S_{n.a.}, N_{a.i.}, P_{a.l.}, O_{a.l.}, V_{n.e.})$$

ただし，

v ： 小規模農家の家族労働評価
$I_{n.a.}$ ： 農家の兼業所得水準
$S_{n.a.}$ ： 兼業所得の安定性
$N_{a.i.}$ ： 追加的所得への欲求
$P_{a.l.}$ ： 農業労働の肉体的苦痛度
$O_{a.l.}$ ： 農業労働の機会費用
$V_{n.e.}$ ： 農業の非経済的価値

続いて，上にあげた諸要因が変化した時，小規模農家の家族労働評価がどのように変化するかを検討しよう。

a．農家の兼業所得水準（$I_{n.a.}$）

一般には，兼業所得が増加すれば追加所得への欲求は低下し，追加労働をもたらす農業労働の家族労働評価は上昇すると考えられる。兼業所得が年収400万円の世帯にとっては50万円の純追加所得をもたらす１haの稲作は魅力的であろう(注10)。この農地を専業的な大農に貸して働かず地代を得るという選択もあるが，この場合は20万円程度の地代収入しか得られない。この差額30万円が１haの稲作にかかる約400時間の労働に対する報酬である（時給に換算して750円）。農家の家族労働評価がこれよりも低く，これ以上の所得が得られる他の就業機会がない場合，自ら稲作を行うことは合理的な選択である。逆に家族労働評価がこれよりも高いか，これ以上の所得を得られる他の就業機会が存在する場合，農地を貸し出して離農することが合理的な選択となる。農村部ではこのような所得を得られるパートや土日だけの仕事は少ないから，兼業所得があまり高くない農家が，機会費用が低い労働力，すなわち高齢者や女性の労働，そして土日を稲作にあてて農業を続けることは，多くの場合合理的な経済行為だといえよう。

一方，年収1,000万円の兼業所得を得ている農地所有者はこの30万円のために苦労をして農業を行うことよりも，その時間を余暇に使い，農地を貸し出すことを選択するかもしれない。2,000万円の所得を非農業から得ているなら，この農地所有者が兼業稲作農家となる可能性は少ないであろう。つ

まり，こうした高所得者にとって，農業労働の家族労働評価は時給750円を超えていることになる。したがって，「他の条件が一定なら，兼業所得の増加は小農の家族労働評価の上昇をもたらす」という意味で，

$$\frac{\partial v}{\partial I_{n.a.}} > 0$$

と，表現することが可能である。

しかし，小農の家族労働評価が一般に大規模農家に比べて低いのは，そもそも兼業所得が存在するからである。もし，兼業所得がゼロで収入源が農業に限られているならば，機会費用が高い労働力が農業に投入されるため，小規模農家の農業労働に対する自己評価は大規模農家と同等あるいはそれ以上に高いであろう(注11)。兼業化によって農業労働は，機会費用がきわめて低い労働力のみによって担われることになる。従って，兼業の開始によって小農の家族労働評価はいったん低下すると考えられる。すなわち，兼業化初期においては，

$$\frac{\partial v}{\partial I_{n.a.}} < 0$$

であると考えるべきであろう。

したがって，兼業化の進行と小農の家族労働評価の関係を長期的に見てみるなら，第６図のような関係があると考えて良いだろう。つまり，兼業化によって農業労働に対する小農の家族労働評価はいったん低下し，その後兼業所得の増加によって増大していくのである。

このことは，1965年以降の農業構造の実態を解釈する上で非常に大きな意味をもつ。農業の機械化の進行等によって稲作における階層間の生産性格差が一見急激に拡大した1965年から75年の間は，同時に高度経済成長により農家の兼業化が急速に拡大した時期である。そのため，農業労働に対する兼業小農の家族労働評価（単位時間当たり）は専業的大農のそれに比べて急激に低下したと考えられる。これが機械化等による物財費および単位面積当たりの必要労働時間における小農の劣位性（前掲第１～３図を参照）を吸収し，全体として階層間の生産性格差の発現を阻害したため，構造変化が進まなかったと解釈できるのである。

第6図　小農の兼業化と農業労働に対する労働評価の関係

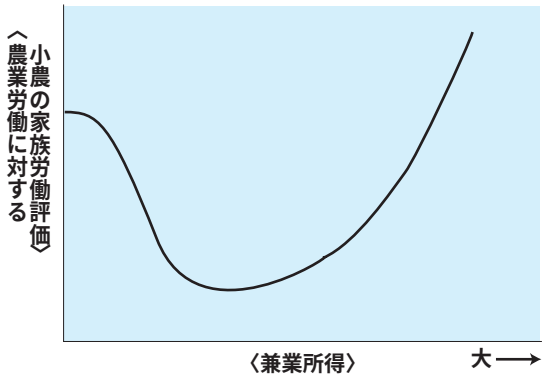

資料　筆者作成

b．兼業所得の安定性（$S_{n.a.}$）

兼業所得の安定性が高まると，所得安定化のための農業所得への期待は低下するから，農業労働における家族労働評価が上昇することは明らかであろう。したがって，

$$\frac{\partial v}{\partial S_{n.a.}} > 0$$

と表現することが可能である。

c．追加的所得への欲求（$N_{a.i.}$）

ここでは，消費欲求の高まり（住宅，車，

電化製品，子供の教育費，レジャー等への支出の増加）によって，追加的所得への欲求が高まることを想定してみよう。現代社会はこうした新しい支出への欲求を肥大化していくシステムを内在化している。追加所得への欲求の高まりは，自己の労働評価を引き下げてでも，何らかの手段で所得を増加したいという効果をもたらすであろう。農業以外に適当な追加所得の獲得手段がない場合は，家族労働評価の引き下げによって兼業農業継続への圧力が働くことになる。したがって，

$$\frac{\partial v}{\partial N_{a.i.}} < 0$$

ということができる。

d．農業労働の肉体的苦痛度（$P_{a.l.}$）

同じ労働時間でも，労働がもたらす苦痛が増加するなら，それに対する労働評価は当然高まるはずである。すなわち，

$$\frac{\partial v}{\partial P_{a.l.}} > 0$$

となる。

e．農業労働の機会費用（$O_{a.l.}$）

もし農業労働に使われている労働力を他の就業機会に利用することができ，その賃金水準（農業労働の機会費用）が上昇するなら，当然農業労働に対する家族労働評価は高まるであろう。そして農業がその家族労働評価に見合う所得をもたらさないなら，彼（彼女）は離農して，より高い所得をもたらす他の職につくのが合理的である。つまり，

$$\frac{\partial v}{\partial O_{a.1.}} > 0$$

である。とはいうものの，サラリーマンの休日労働や高齢者・女性の労働によってもっぱら担われている兼業小農の農業労働が，他の所得機会を見つける可能性はまだ低い。多くの場合，兼業小農の農業労働の機会費用は，ゼロと考えるべきである。

f．農業の非経済的価値（$V_{n.e.}$）

筆者は，小規模兼業農家といえども，農業は基本的に経済的利益を得るための活動であると理解している。にもかかわらず，家業意識，農業がもたらす生きがい，あるいは嫌悪感といった非経済的な価値観が農業労働に対する労働評価に影響を与えていることは否定できない事実であろう。農業に対するプラスの価値観が高まるなら，より少ない（場合によってはマイナスの）報酬でも農家は農業を継続するだろう。このように考えるなら，農業の非経済的な価値が極めて高いケース，例えば退職した高齢者が農業を趣味とする場合など，マイナスの労働評価で農業が営まれることも，まったく不思議ではない。すなわち，

$$\frac{\partial v}{\partial V_{n.e.}} < 0$$

である。逆にマイナスの価値観が高まるなら，農業労働に対する家族労働評価は上昇し，たとえ高い報酬が農業から得られても農家は離農を選択するだろう。

(4) 小規模農家の家族労働評価が変化する一般的傾向と農業構造変化

以上のように，小規模農家の家族労働評価は，様々な要因の影響のもとで決定される。しかし，日本農業が現在置かれている

環境の中で，この自己評価は全体としてどのような方向へ向かう傾向にあるのだろうか。

まず，家族労働評価を決定する最大の要因と考えられる兼業所得水準であるが，これは一般的には上昇する傾向にあるといえよう。特に，若い世代ほど教育・職業選択の平等化が進んでおり，次世代の農家の所得は非農家と同じと考えてよいだろう。この点，一般に低い教育しか与えられなかった現在の高齢の農業者が高度経済成長のなかで，低賃金で不安定な兼業先へと就業していったのと大きな差がある。したがって，世代交代によって高齢者が農業から引退した場合，農業に対する小農の家族労働評価は急激にたかまり，小農と大農の生産コストに逆転が生じて，構造変化をもたらす大きな要因になるのである。

同様に，若い世代ほど職業の安定性は一般に高いから，世代交代はこの点でも構造変化をもたらす圧力となるだろう。ただし，不況の慢性化，雇用の流動化などによる雇用の不安定化は，農業継続への圧力を高める要因になろう。

追加所得への欲求は，消費欲の高まりによって増大する傾向があろう。都市部における主婦のパート就業の拡大などはその如実な表れであろうし，農村部でそうした非農業の雇用機会が創出されないならば，営農継続へ向かう圧力は続くことになろう。

農業労働の苦痛度に関しては，これからも機械化や化学化，あるいはサービス事業体等への重労働作業の委託によって軽減していくであろう。

農業労働の機会費用については，雇用形態の柔軟化，出産・育児後に女性が再就職する機会の増加，農村部の都市化による就業機会の増加・多様化等により，一般に農業労働の機会費用は高まる傾向にあるといえるだろう。

農業の非経済的価値については，プラスの要因とマイナスの要因が並存している。イエ意識の低下，子供のときに十分な農業体験を持たない後継ぎが増えていることなどは，農業に対するマイナスの価値観を高めているといえるだろう。逆に，有機農業ブームや環境意識のたかまり，定年退職後の生きがいとしての農業の再評価などは，農業の非経済的な価値観をたかめる要因といえるだろう。

農業労働の家族労働評価を決定する以上のような要因の一般的傾向を一覧表にしたものが，第２表である。これらの諸要因を厳密にウェイトづけして総合化することは困難だが，全体として，特に世代交代を明確な契機として家族労働評価は大きく上昇

第2表　小農の家族労働評価を決定する要因の動向

小農の家族労働評価を決定する要因とその変化の方向	家族労働評価への影響	全体的な方向
兼業所得水準の増大	↗↗	↗
兼業所得の安定性の増大	↗↗	
追加所得への欲求の増大	↘	
農業労働の苦痛度の減少	↘	
農業労働の機会費用の増大	↗	
農業の非経済的価値の多様化	↗ ↘	

資料　筆者作成
（注）「↗」は上昇を「↘」は低下を示す。

第7図　世代交代による農業構造の変化

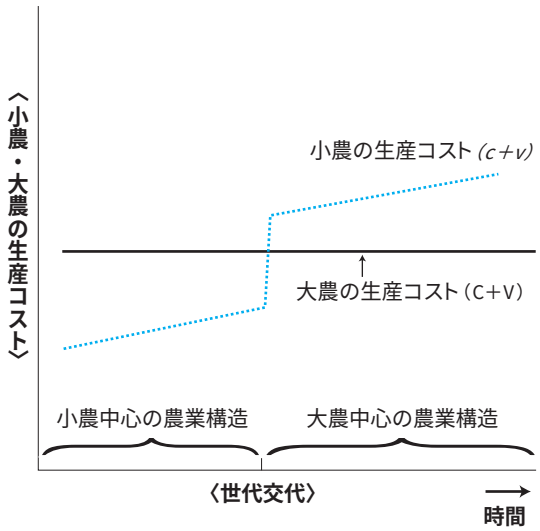

資料　筆者作成

する傾向にあるといえるだろう。これが，現在そして今後兼業小農の生産コストを引き上げ，農業構造の変化をもたらす主要な要因の一つと考えられる（第７図）。昭和一けた世代の大量の引退時期を迎えて，今後この傾向は激しくなると考えられる。ただ，それぞれの要因が今後農業労働の家族労働評価に与える影響は同一方向ではなく，地域や個人によっては，兼業農業を継続しようとする一定の力が今後も続くことは間違いないだろう。

３．農業構造変化の現状分析

次に，以上のような理論的考察および日本農業がおかれた一般的傾向に対する考察をベースにして，日本農業が直面している，あるいは今後直面するであろう重要ないくつかの問題について，簡単に論じてみたい。前章において家族労働評価の決定要因とその変化のメカニズムを理解したことで，我々はこうしたいくつかの問題を本質において理解することができるはずである。

(1)　世代交代に伴う兼業農家の離農と構造変化，耕作放棄地の発生

我々が農村調査をしていてしばしば遭遇するのは，もっぱら兼業小農によって担われていた稲作の生産構造が，世代交代を契機として大きく変化する事実である。

農業担い手の高齢化はどの地域でも進んでいるが，そうした農家の多くは農業の後継者をもたない。安定した職業に就いている後継ぎたちは，休日をつかってわずかな農業所得を得るよりも，余暇を楽しむことを選択するのである。こうして小農から放出された農地は，条件のよい農地ならば規模拡大を望む大農によって借り入れられ，条件の悪い農地ならば，耕作放棄地となる。

この変化の過程は第８図によって示さ

第8図　小農の世代交代に伴う農地の流動化と耕作放棄地の出現

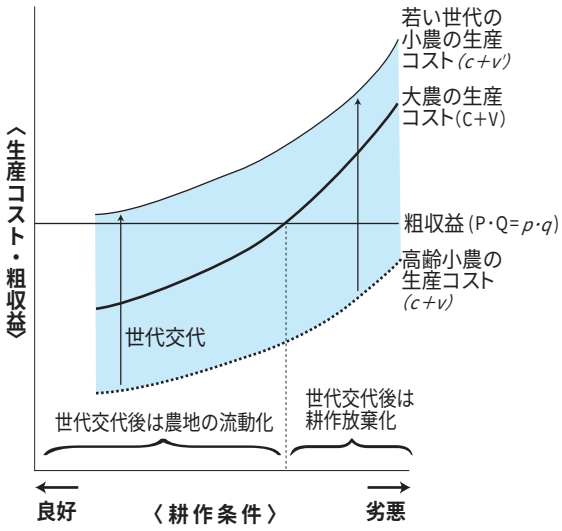

資料　筆者作成

れ，以下のように説明が可能であろう。

a．兼業小農によってもっぱら農業が担われている段階

大農と小農の生産コストの関係は

$C+V > c+v$

で，小農の生産コストのほうが大農よりも低い。そのため，農地の流動化は起こらない。

b．世代交代よる構造変化

$c+v' > C+V > c+v$

（後継ぎ世代の小農）（大農）（高齢小農）

世代交代による家族労働評価の上昇 $(v'>v)$ によって大農と小農の生産コストの関係が逆転し，構造変化が起きる。

c．世代交代に伴う耕作放棄地の発生

$c+v' > C+V > P\cdot Q$

（後継ぎ世代の小農）（大農）（大農の粗収益）

耕地条件が悪いため，大農経営の規模の経済性が発揮されず，生産コストがその農地から得られる粗所得を上回る。そのため，小農が放出した農地の経営を大農が引き継ぐことができず，耕作放棄地となる。

(2)　大規模経営の成立速度に見られる地域差

北海道，そして東海・北陸地方などにおいて大規模稲作経営の成立が相対的に早くから進んでいるのに対し，その動きは東北平野部において遅れている。こうした構造変化の速度の地域差は，小農の家族労働評価の差によって説明できるところが大きい。

北海道の農村部は兼業機会が少ないのが都府県と異なる特徴であり，兼業所得を持たない小農の農業に対する家族労働評価は大農なみに高いと考えられる。そのため，

$C+V < c+v$

となって，大農との競争に勝てず，離農せざるを得ない。その結果，大規模経営の成立が早くから進んでいるのである。

東海地方など工業化が早くから進み兼業所得の機会が豊富でその賃金水準も高い地域においても，前章の議論により小農の家族労働評価 v が高い。したがって，ここでも

$C+V < c+v$

という農地流動化の条件が既に広範に生まれていると判断できる。

一方，相対的に高賃金の就業機会が乏しい東北地方などでは，小農の家族労働評価は逆に低いため，

$C+V > c+v$

というところが多く，農地流動化が相対的に遅れていると考えられるのである。

(3)　集落営農組織の形成

近年各地で集落営農組織が設立されている。これは，経営規模が小さな兼業小農が，集団化によって規模の経済性を発揮する合理的な経済行動といえる[注12]。集団化によってそれぞれの兼業小農の生産コストは低減し，規模の経済性を持つ専業的な大農に対する競争力をもつことができるのである。このような組織が持続できるためには，以下のような条件が必要であろう。

①集団化による経営コストの削減が専業

的大農のそれを上回ること。つまり，

$$C+V \quad > \quad c'+v'$$

（大農の経営コスト）（集団化後の経営コスト）

でなければならない。

②世代交代等による小農の家族労働評価増大を集団化のコスト削減が吸収できること。

世代交代等によって小農の家族労働評価は増大する傾向にあるから，それを上回るコスト削減が集団化によって達成されなければ，集落営農組織は持続できない。

③集落における共同体機能の存続。

可能な限り個別経営で農業を行いたいという小農を集落組織に組織化するには，少なからずのコスト（取引費用）がかかる。このコストを最小化するためには，集落機能と一般に呼ばれる共同体的な機能が大きな役割を果たす。集落機能が低下して，組織を維持するためのコストが集団化による利益を上回るなら，集落営農組織は解体する。

(4) 定年帰農者の増大

農業をめぐる動きの中で注目される社会的現象の一つが，根強い定年帰農者の存在，あるいは定年帰農希望者の増加である。これは，彼らが農業に対する好意的な価値観（「生きがい」等）を抱いていること，年金等の一定の安定所得があること，農業以外の就業機会が閉ざされていること（労働の機会費用がゼロ）といった条件により，彼らの家族労働評価がきわめて低く，彼らの営農の生産コスト $c+v$ が低いことが大きな要因の一つとしてあるといえよう。

(5) 有機農業をめざす都会出身の青壮年

昨今注目されるもう一つの社会的な現象は，環境に対する高い意識を持った青壮年が，有機農業など環境保全型の農業をめざして農業に参入してくることである。この背景には，大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムによって地球環境が破壊されたり，人間性が喪失しているといった危機感がある。現在の農業のあり方では，食の安全性や環境への親和性といった人類生存の基本が失われていると彼らは考えるのである。

こうした青壮年は，今のところ農地法の制約など受入側の制約条件もあって専業農家志向が高い。そのため農業から基本的にすべての生活費を得なければならないために，就農をあきらめたり，就農したものの挫折して離農するケースも多いという。つまり，専業的経営では家族労働評価が高く，生産コストが高くなってしまう。結局，

$$C+V > P \cdot Q$$

ということになり，経営が成り立たないのである。

しかし，もし環境意識の高いこうした若者が，兼業農家あるいは自給的農家として農業への参入を認められたらどうなるであろうか。彼らの経営規模は縮小するものの，兼業所得の存在によって彼らの農業所得への期待は低まり，農業労働の労賃評価は低下し，安定した営農が可能になるだろう。つまり，容易に

$$c+v < p \cdot q$$

となるのである。

有機農業に関心をもつ人々の数が多数であるならば，有機農業を広める近道は，高いハードルをクリアした少数の専業農家的な有機農業者を育てることではなく，兼業化と小規模経営（自給的農業を含め）を認めることにより，多数の兼業的な小規模有機農業者を育成することかもしれない。

(6) 市民農園の増大

一時のブームほどの勢いはないにしても，市民農園は既に日本に広く定着したといえるのではないだろうか。「自然の中で農業をしてみたい」「安全な食料を自分でつくりたい」という気持ちは都会に住む人々の多くが共有する感情であろう。そして，市民農園運動の広がりとともに，ごくごく小規模の菜園にあき足らず，休日農業の範囲内でもっと大規模に本格的な農業をやってみたいという希望者もいるという。

こうした人々は，農業に対して高い価値観をもち，安定した兼業所得もある。したがって彼らの家族労働評価は低い。その中の一部は，自給農家，しかも環境や安全性への意識が高い自給農家へ発展する可能性を秘めているといえるだろう。

(7) 農業部門への外国人労働力の流入

現在農業労働力として農村に静かに浸透しつつあるのが，外国人労働者である。国内の農業労働力の高齢化と労働力不足が顕在化している一方で，海外，特にアジアの発展途上国には膨大な過剰労働力が存在する上，日本の労賃水準との間には大きな格差が存在する。そのため，海外から日本への労働力の移動圧力は潜在的にきわめて高いのである。実際，すでに外国人の少なからずが，日本の農村部において合法・非合法に雇用されている。労働力が不足している農業の現場では，研修生や正規の被雇用者としての外国人労働力のニーズが高いという。日本政府としても，国内労働力の不足から，農業部門においてもこうした外国人労働者に対して門戸を開きつつある[注13]。こうした傾向は，少子化の結果国内労働力が不足し，より高い所得を求めて労働力の国際移動がさらに活発化する将来はますます高まるであろう。

海外からの出稼ぎや移住者にとって，言語や技術などの障害が比較的少ない農業は，相対的に参入しやすい分野であろう。たとえ農業が日本のなかでは相対的に低所得部門であったとしても，母国とくらべて労働条件および賃金条件で優れていれば，彼らが日本へ移住・出稼ぎする圧力は長いこと続くであろう[注14]。労働力が過剰な途上国の労働市場を日本の農村労働市場に接続することで，無尽蔵に近い低廉な労働力が農業に供給されることになる。こうした外国人労働力をアメリカやEUのように賃金労働力として組み込むことで，大規模農家は生産コストを引き下げ，競争力の高い大規模な経営を実現する可能性もあるといえよう。

４．農業構造の変動条件の分析から得られる政策的含意

本章では，これまでの考察から導かれる重要な政策的含意を提言として簡潔にまとめてみたい。

(1)　生産コストの正しい把握にもとづく政策策定の必要性

これまでの議論から導かれる最も重要な政策提言は，正しい生産コストの算定方法を早急に確立すべきだ，というものである。なぜなら，農家の生産コストの正確な把握は，正しい現状認識と効果的な農業政策の策定のために不可欠だからである。現在の生産コストの算定方法は，家族労働の評価（１時間当たり）をすべての階層で同一の基準を用いている。その結果，大規模農家の生産コストは現実より低く，逆に小規模兼業農家の生産コストは，現実よりも高く算出されてしまう。理論的には，各階層の労働力の機会費用あるいは実態に見合った家族労働評価を用いるべきであり，現在の生産コストの算定方法には理論的根拠がない。それだけでなく，その結果が農業政策策定の基礎として使われた場合は，害悪でさえある。

ある経営の生産コストとは，その経営が長期的に存続していける最低の粗所得と理論上一致する。例えば，政府が育成をめざしている大規模農家が米価の引き下げによってどのような影響を受けるかを考えてみよう。理論的には，大規模農家の生産コストが米価と一致する点まで，大農は米価引き下げに耐えられるはずである。1998年（平成10年）では，10ha以上の大規模経営では，支払利子・地代算入生産費は，玄米60kg当たり11,263円であった。しかしこの水準まで価格が引き下げられた場合，この時の調査農家の平均経営面積は13.1haで総家族労働時間は2,273時間だが，それに対する純収入は378万円にすぎなくなってしまう。この所得水準では，専業的農家は離農を余儀なくされるだろう。少なくとも，他の就業機会がある場合，若い後継者の就農を期待できない。農林水産省が立てた10年後の「農業経営の展望」によると，水田作の場合は12.6haの経営，主たる従事者の年間労働時間は1,600時間で，年間所得は850万円となっているから(注15)，理論値と政策がめざす方向はあまりにも乖離している。

生産コストの把握が不正確なために，小規模農家に対して，不合理，高米価の元凶，構造改善の障害，といった不当な評価が続いてきた。それだけではなく，農業構造の改善を阻害するものとして，農地法や農協そしてこれまでの米価政策に対するスケープゴート的な的外れの批判・提言が後を絶たない(注16)。

それぞれの地域において各階層の生産コストを正確に把握することは，適切な所得政策，価格政策，そして構造政策の策定における出発点である。適正な生産コストの算定方法を確立することは，そのために不可欠であろう。

(2) 大規模農家の生産性を向上する技術開発の必要性

そもそも酪農や養鶏と違って稲作で大規模経営が育ってこなかった最大の理由は，これまでの技術革新では大規模農家の生産性における優位性が小さかったために，その優位性が兼業化による小規模農家の家族労働評価の低下に吸収され，階層間の生産性格差が発現しなかったからだと考えられる。これは，同じ農業分野では和牛の子牛生産についても同様である(注17)。したがって，小規模農家の家族労働評価が増大して農業構造が自動的に変化するのを待てないとすれば，大規模農家の育成にもっとも効果的なのは，大規模農家の生産の優位性を確実なものとする技術革新である。たとえば，大規模圃場の造成，大型機械の開発と導入などである(注18)。

こうした技術革新を担うのは，個々の経営にとっては限界がある。また，いったん大規模経営が成立すれば彼らが企業家的精神を発揮して技術革新を自ら成し遂げ，政府の役割は終了する，という考えがあるとすれば，それはあまりにもナイーブすぎるといえるだろう。技術革新において，政府研究機関や諸政策，農協，流通業者，農機具メーカーなどの役割は今後も不可欠なのである(注19)。

(3) 農地の利用調整における政府や地域社会の適切な介入の必要性

本稿で示されたのは，家族労働を理論的および現実的に評価し直すならば，小農の生産コストが必ずしも大農のそれより大きくはないこと，つまり小農の存続には合理性があり得ることである。これが，小規模な第２種兼業農家がこれまで日本で厚く存続してきた最大の原因であったと考えられる。

さらに，本稿で議論したとおり，この小農の相対的優位性は，世代交代を契機として急速に低下する傾向があり，それは農業構造を変化させる大きな力となる。しかし，世代交代は必ずしもすべての家族で同時に進まないし，次世代の家族労働評価も必ずしも同一ではない。このため，長い間農業を続ける小農が残り，兼業農家から放出される農地は，少なくともしばらくの間は分散して虫食い状態になる可能性がある。こうした小規模で分散した圃場では，規模拡大に意欲がある専業農家も規模の生産性を十分に発揮できず，たとえ平野部の条件がよい場所であっても，結果的に長い間耕作が放棄されてしまう可能性がある。たとえ大農に引き継がれても，小規模で分散した圃場では大型機械等の最新技術の利用が制約され，効率的な経営の実現は困難である。

構造転換期におけるこうした農地の耕作放棄や非効率的な利用を回避するためには，政府や地域社会（農協も含め）による適切な農地の利用調整が有効であろう。農地流動化を促進するために農地に関する情報を提供したり，相対では困難な貸借契約や交換分合の仲介をしたり，また安城市などでの先駆的な取組みのように，自治体や農

協による地域内の農地利用の抜本的な調整などが，構造転換に伴う摩擦を最小限におさえ，農地利用の効率化にとって有効かつ必要であろう。

その場合，忘れてならないのは，農地流動化を強制することはかえって農地利用の非効率な利用を生むことである。また，小農の多くは合理的な根拠があるから存続しているのであり，経済原則に反して無理に小農をなくそうとすると，無用な財政支出が必要になるだけでなく，場合によっては社会的な歪みやしこりを生むことになろう。必要なのは，小農中心の農業構造を大農中心の農業構造に無理に変えることではない。農業構造の必然的な転換に伴って生ずる問題のなかで，市場が解決できない問題を政府と地域社会が適切な関与によって軽減することである。

(4) 中山間地域における兼業小農の活用

中山間地域の一つの特徴は，耕作条件が悪いために規模の経済性が働きにくいことである。そのため，家族労働評価の上昇によって小規模兼業農家が離農した後で，その農地が専業的な大規模農家に引き継がれることは困難なのである。こうした条件の農地で耕作をつづけるために，①農地を引き継いだ大農（専業的経営）に所得補償を行う，②農地所有者等に所得を補償して兼業農家の存続を図る，といった二つの方法が考えられる。専業的経営には高い技術が期待できるが，家族労働評価が高いため，条件不利地では兼業小農の経営コストを上回る可能性もある。どちらの方法の有効性が高く財政負担が軽いか，また地域社会や環境等への影響が好ましいかは，その地域の農地条件，社会・経済上のさまざまな条件に依存しており，一概には決められない。

しかし，次の条件が存在する場合，後者の方法がより有効な方法だと考えられる。つまり，①耕地条件が非常に悪く，農業経営における規模の経済性が発揮しにくい場合，②高齢者など比較的低廉な労働力が豊富に存在する場合，③地域社会の維持のために集落内のできるだけ多くの家が農業に従事することが望ましいと考えられる場合，などである。

このように，小規模兼業農家を存続させる方が望ましい場合でも，従来のように個々の農家がバラバラで農業を行う場合と，協同して集落営農組織を形成する二つの方法がある。生産コストの引き下げ，耕作放棄の防止，地域社会の活性化などのために集落営農は効果があると考えられるが，組織の形成と維持にはコストがかかるため，どちらの形態が選ばれるかは地域の実状によって決まるであろう。

(5) 高齢者や自然愛好家など低廉な労働力の有効活用

高いレベルの環境保全を達成しながら日本農業を維持するための一助となるのは，高齢者や定年退職者，自然愛好家，ホビー農家など自己の労働評価が低い人々の労働力を有効に利用することである。彼らの労

働力は，耕作放棄が深刻な中山間地域や，環境保全という観点から土地改良を行うべきでない地区において活用されることが最も望ましい。なぜなら，こうした地区では規模の経済性が働かず，家族労働評価の高い専業的農業経営が成立することを期待しがたいからである。もしそうした専業大規模経営をそこで成り立たせようとすると，莫大な所得補填を行わなくてはならないだろう。これに対し，高齢者などの労働力は一般に低廉で，「生きがい農業」の場合にはマイナスでさえあり得る。こうした労働力を無駄にするべきではない。

また，都市部や平野部においても，大規模農家の経営効率化の障害とならない区画において自給農家的な小農が自由に活動することは国民経済上まったく問題とならないし，社会的に望ましいことと考えるべきであろう(注20)。したがって，農地法の改正によって，上記の条件の農地においては小規模農業への参入が自由化されるべきであるし，行政や農協などもその参入を容易にするようにサポートをするべきである。

(6) 価格政策と所得補償政策の注意深い併用

価格支持による農家の所得保証から直接所得補償による所得保証への転換が現在の農政の流れである。したがって，価格引き下げと所得補填の正しいカジ取りは農業構造を望ましい方向に導くうえで決定的に重要である。

従来の生産コストの算定方法によれば，大農の生産コストは小農のそれよりも常に低く，それだけ価格低下への抵抗力が強いことになる。したがって，価格の引き下げは，まず小農を離農させ，その農地が剰余を抱える大農に移転され，構造転換を進めると一般には考えられてきた。しかし，本稿の議論によれば，小農の生産コストが大農のそれよりも低く，価格引き下げに対して一層強い抵抗力を持つ可能性がある。その場合，価格引き下げは，まっさきに大農を生産の現場から駆逐することになり，後に残るのは小農と耕作放棄地だけということになる。

こうした中で，長期的な視点から大農を育成しようと政府が考えるなら，価格引き下げと同時に，選択的に大農に対して所得補償を行う必要が生まれる。その補償基準も，従来の算定方法による大農の生産コストではなく，本稿で議論したようなより現実的な基準でなければ大農の育成は期待できない。

(7) ゾーニングの重要性

本稿の議論のもう一つ重要な含意は，既によく言われているように，ゾーニングされた農業振興地域の農地転用を厳しく規制するか，転用の際に生じる転用収入を高率の課税によって吸収してしまうことの必要性である。農地転用の期待が存在しそれが利用と不可分ならば，農地の効率的な利用は期待できない。そして，転用をきわめて厳しく規制するか，転用利益を課税によって吸収すること，あるいは農地転用に関す

る決定および利益を農地利用権から切り離すことで，農地の農地としての効率的な利用が期待できるのである[注21]。この点に関しては既に多くの文献で指摘されているので，これ以上は述べない。

(8) 外国人労働者受け入れの適切な枠組みをつくる

将来日本農業に大きな影響を与えると考えられるのが，農業における外国人労働者の参入である。彼らを受け入れるか否か，受け入れるとすればどのような形で受け入れるかによって，将来の農業の姿は大きく変わってくるだろう。少子化と高齢化の進行によって，外国人の期間労働者の一層の受け入れ，あるいは移民の受け入れは，農業分野に限らず将来不可避になるだろうが，後戻りのできない選択だけに，きわめて慎重な枠組みづくりが必要となる。

労働力が国内で不足しているから海外から労働力を入れる，といった対症療法的な対応ではなく，長期的でグローバルな視点に立った議論を農業分野でも始める時期が到来したといえるだろう。

5．おわりに

本稿では，農家の家族労働力の自己評価をキーワードとして，農業構造の変動モデルを論理的に導出し，それを用いて日本農業の重要な問題について分析を試み，かつそこから得られるいくつかの政策的含意にもとづいて政策提言を行った。その結果，従来生産性格差では説明ができなかった矛盾，つまり大農と小農の間に生産性格差が存在したにもかかわらず80年代まで農地流動化が進まなかったことが，実はこの時期にはまだ階層間の生産性格差が生まれていなかったと解釈することによって，整合的に説明されたのである。また，世代交代などに伴う小農の家族労働評価の上昇という観点から，近年の農地の急速な流動化と耕作放棄地の拡大も内在的に説明が可能となった。これによって，農業構造の現状と変化のメカニズムについて従来の認識を変えられるだけでなく，しばしば的外れな提言がなされてきた農業政策上の問題に関してもいくつかの重要な示唆を与えることができたと筆者は考えている。

本稿の冒頭で述べたように，日本農業は現在大きな転換期にあり，今後は今まで以上に慎重な政策のカジ取りが必要となる。日本農業の本質を理解した上で適切な政策を策定・実行するために，本稿がなんらかの役に立つことを願いたい。

（注）

(1)　筆者が本章（第2章）において論じることは，現場の現実を無視した机上の空論にすぎないという批判があるかもしれない。そこで，筆者がなぜこのようなモデルを考えるようになったのか，そもそものきっかけをあえて簡潔に記しておきたい。筆者が現在の職場に就職した際，研修の一環として山形県の専業的稲作農家の農作業を2日ほど手伝った。その時，農業経営研究会のメンバーでもあるという意欲ある若い農家が，「山の手のほうでは，後継ぎが農業をやらないので水田を借りてくれないかと高齢者が言ってくる。しかし，その農地は条件が悪く，とても採算が合わないので借りない。平場の農地が出てくるのを待っているのだが，それもまもなく出てくるだろう。」というのである。

後で触れるように，農家は専業でも兼業でも，また高齢者でもそれなりに合理的な行動をとる経済主体である，というのが筆者の基本的な考えである。そこで，この農家の発言から，①なぜ高齢農家はその「生産コストがより高い」にもかかわらず，企業家的な精神をもつ若い専業農家が採算に合わないと考える農地で農業を続けられたのか，②生産コスト（物的コスト）は前の世代と変わらないはずなのに，なぜ世代交代後に若い世代は一様に農業が採算の合わないものだと考えて農地を手放すのか，③農地市場で市場メカニズムが貫徹しているとするなら，専業農家が兼業農家に適正な地代を払って経営規模を拡大できない（農地流動化が進まない）のは，兼業農家と比べて専業農家の経営コストが高い（生産性が低い）ということになるのではないか，という疑問が湧いたのである。

その後いくつもの農村をまわる中で，こうした話に多数遭遇し，この疑問を論理的に解明する必要性を強く感じるようになった。本稿第2章は，こうした現実的な疑問を論理的に解こうという一つの試みであり，問題の設定がほかならぬ農村の現場から生まれたものであることを読者に理解して頂ければ，本章が机上の空論にすぎないというそしりを免れるだろう。

なお，本稿は筆者のこれまでの二つの論文「小規模稲作経営はなぜ存続するのか」『農林金融』1994年7月号，「中山間地農業の崩壊と再編の論理」『農林金融』1995年4月号をベースとし，その理論の厳密化と政策的含意の導出を目的としたものである。関心のある読者には，この二つの論文も併せて読んでいただければ幸いである。

(2)　「いかなる農業者も合理的な行動をとる」という本稿の仮定は，実は実証的な論拠を必要とする大きな問題で，しかもその論拠をここで提示することは困難である。しかし，発展途上国の農民行動の合理性を主張したT.W.シュルツの古典的労作や日本の農村住民の計算高さを教えてくれるきだみのるの著作によるだけでなく，筆者自身の経験（実家が兼業農家で，バングラデシュにおける2年間の農村調査の経験を持つ。）からも，一般の農業者が非常に合理的な行動をとるのは疑いのない事実だと主張したい。また，日本の農民を「単なる業主」と呼んだ東畑精一にとっても，「単なる業主」とは経済的に非合理的な行動をとる経済主体では決してなく，「企業者」のように目的意識的に経済活動の与件を変えることはないが，与えられた条件（価格，技術，労働市場，等）の下で経験的に合理的な活動を行う主体であることを見逃してはならない。このことは，東畑が「単なる業主」という言葉を借りたシュンペーターにおいても同じである。

・Ｔ．Ｗ．シュルツ著，逸見謙三訳『農業近代化の理論』東京大学出版会，1966年。
・きだみのる『にっぽん部落』岩波書店，1967年。
・東畑精一『日本農業の展開過程』（増訂版）岩波書店，1936年。
・シュムペーター著，塩野裕一ほか訳『経済発展の理論』（上，下）岩波書店，1977年。

(3)　ここでは議論の単純化のために，生産コストは物財費と労働費のみからなり，労働はすべて家族労働によるものと仮定する。

(4)　大規模農家の剰余は必ずしもそれが支払う地代と一致しないが，市場が有効に機能しているならば，競争によって地代は上昇し，両者は一致するはずである。

(5)　前者は農業労働力の機会費用がゼロ，後者は後で見るように農業労働の自己評価がその機会費用よりも大きな場合である。

(6)　速水佑次郎は，労働の不効用を考慮した場合の大規模借地農の形成条件を以下のように定式化している。

上層農の剰余≧下層農の所得－家族労働の不効用

「上層農の剰余」とは小農が得られる地代と同じであり，「家族労働の不効用」とは離農の効用と同義だから，結局この式は⑦式と同じである。

・速水佑次郎『農業経済論』岩波書店，1986年，217－8頁の注(8)。

(7)　ここでP・Q＝p・qと仮定することに若干のためらいがないわけではない。土壌や気候等の条件によって農産物の単収は地域によって大きく異なるし，ブランドを確立した産地とそうでない地域の間には農産物価格に大きな差があるのが普通である。その意味で，農産物の単収にしても，価格にしても大きな格差が現実に存在している。しかし，農地の貸借関係が結ばれる狭い地域の中で，大農と小農の間に農産物の価格および単収の明確な格差が生まれることは現在の日本では一般的にはないだろう。農産物価格の格差はせいぜい地域ブランドによるもので，その地域内の階層間で価格差が生まれる確かな根拠はない。また，土壌や気候の条件が共通する狭い地域内において単収を決定する最大の要因は品種選定と肥料投入量だと考えられるが，これらはいずれも規模中立的な技術で，現在の日本では階層間に傾向的な格差を生む要因ではない。こうしたことから，ここでP・Q＝p・qとすることに大きな問題はないと考えられるのである。しかし，単収を左右する規模選択的な技術の導入，大農の独自ブランドや独自の販売ルートの確立などで，将来この等式関係（P・Q＝p・q）が崩れる可能性は十分に考えられる。その場合，農地流動化の条件は，各階層の農産物価格と単収（P，p，Q，q）が重要な項として組み込まれることになるだろう。

　また，農地流動化の条件式から価格の項（P，p）がなくなってしまうことは，農作物の価格変化は農地流動化に少なくとも直接的な影響を与えない，という重要な含意を持つことに注意する必要がある。

(8)　本稿では生産性が「生産額÷生産コスト」と定義されている。単位面積当たりの大農と小農の生産額が等しい（P・Q＝p・q）と仮定されているから，二つの式は結局等しくなる。

(9)　筆者が秋田県のある大規模稲作農家に，「お宅の純所得は1,000万以上になるのでしょうね。」と尋ねると，「会社の部長クラスなら，そのくらいもらって当然だろう」と言い返されたことがある。また，青森県で稲作専業農家になろうと考えている若者が，「所得がサラリーマンと同じなら，サラリーマンになったほうがいい」というのを聞いたことがある。こうした企業家的な農業者は，自己の労働力を一般のサラリーマン以上に高く評価しているとは言えないだろうか。

(10)　以下の数字は，「平成10年産　米及び麦類の生産費」で稲作作付規模が0.5～1.0haおよび1.0～1.5haの階層のコスト，所得，地代，家族労働時間のデータを使い，1.0haの稲作経営費用について筆者が推計したものである。

(11)　なぜならば，そこでは機会費用が高い青壮年の労働が投入されているからである。そして，その自己評価分の所得が農業から得られず，兼業機会も存在しない場合，彼（彼女）は離農して家族労働評価に見合う所得が得られる都市部に移動し，農業構造の変化が起こるだろう（北海道の農業構造の激しい変化を想起していただきたい）。

　なお，兼業化によって，いったん農業労働の家族労働評価が低下することは，同僚の平澤明彦氏の示唆によるものである。この指摘がなければ，1965～75年に特に労働生産性で階層間格差が大きく拡大したにもかかわらず同期間の稲作構造が不変であったという「矛盾」の説明は困難であった。

　ところで，この期間に稲作構造に変化が見られなかったのは，農地法によって借地者の権利が大きすぎたために農地の流動化が妨げられていたからであるという制度的な見方が広く受け入れられている。しかし，農用地利用増進事業が始まりその制約が緩和された75年以降も農地流動化が大きくは進まなかったことは，75年までの稲作構造がもっぱら農地法という制度的要因によっては説明できないことを示している。

(12)　集落営農組織の実態については，道明雅美・木原久『集落営農組織の活動実態に関する調査報告』（『総研レポート』）農林中金総合研究所，2000年を読まれたい。

(13)　海外からの農業研修者の滞在期間延長を求める声にこたえて，政府は施設園芸，養豚，採卵鶏において3年まで外国人の滞在を認める方針を固めたと伝えられている。1990年に1年間国内で農業が学べる「研修制度」が始まったが，これからは「技能実習生」として，さらに2年間の滞在が可能で，その期間農家に正式に雇用されることになる。『日本農業新聞』2000年1月15日付け記事。

(14)　中国政府の最近の推計によれば，中国では農村部で2億人の労働人口が過剰になると予測され，巨大な余剰労働力の吸収が大きな課題となることは必至である。『新潟日報』2000年1月16日付け記事。

(15)　『日本農業新聞』2000年2月4日付け記事。

(16)　誤解のないように書き添えておくが，筆者は農地法や農協そして米価政策には問題がないと主張するつもりはない。筆者が言いたいのは，兼業小農が支配的な稲作構造が続いてきた最大の原因は，別なところにあるということである。農地法が多くの論者たちの主張のように改正され，農協がなくなり，農産物価格が引き下げられたとしても，肝心の生産性格差が存在していなければ，農地流動化による構造変化にはつながらない。

(17)　肉牛の子牛生産において零細農家が主流を占めてきた理由については，井上良『新時代の肉用牛生産』肉牛新報社，1993年，50〜54頁を参照。

(18)　実際，圃場整備をきっかけとして農地の流動化がすすむことは良く知られている。

(19)　東畑精一は，政府が日本における「経済的発展それ自体の最大の創造者であり担当者たるの地位を占める意味で経済界の『企業者』たるの役割，『経済を動かすもの』の地位すら果たしている」としている。政府が経済発展の最大の担い手であることは決して望ましいことではないが，日本農業が欧米のそれに比べて依然大きく遅れた段階にある以上，キャッチアップの過程で政府が社会的共通資本の整備において一定の重要な役割を担わざるをえないことは，現在においても言えることであろう。東畑精一，前掲書，98-107頁。

(20)　1992年の「新政策」，1999年の「食料・農業・農村基本法」は専業的な経営が稲作生産の大部分を占めるような農業構造の転換を謳っている。この考えは，大規模経営ほど生産性が高いはずだ，という考えを前提としている。しかし，これまでの議論からすれば，この考えは必ずしも正しくない。最も低いコストで生産が行える経営がもっとも効率的で生産性が高いと考えるならば，家族労働評価が低い高齢兼業農家やホビー農家が最も効率的な農業だということになるかもしれない。新基本法がめざすような農業構造が現在の技術水準・労働市場の下で最も効率的で競争力を持つとは必ずしもいえないのである。

　それでも単に市場メカニズムにまかせるのではなく，政府が大規模農家の育成を政策として追求せざるを得ないのは，これまで生産の中心を担ってきた兼業小農経営の再生産が見込めない以上，これから中心的に農業を担っていくことができるのは専業的経営以外にないと考えられるからである。

　こうした大農経営の成立を妨げることがあってはならないが，妨げとならない形で定年退職者や他の都市住民が自由に新しい自給的な小農として農業に参入することは大いに歓迎するべきことであろう。彼らの参入によって農業の社会的生産コストが高まることはないし，環境保全，社会的効果などの多面的な価値が期待できるからである。

(21)　転用による利益獲得の期待が小農側に存在し，農業を継続した場合にのみこの転用利益が得られる時，農地流動化の条件は生産性格差以外の要素を含み，以下のようになる。

$$C + V < c + v - \frac{\Delta I}{(1+r)^n}$$

　ただし，ΔI は，転用利益の期待額。rは割引率（利子率），nは転用が実現するまでの期待期間。
この場合，転用利益への期待が農地所有者である小農に存在することによって，非効率な小農の経営が継続することになる。

　同様に，大農に転用利益への期待がある場合は，

$$C + V - \frac{\Delta I}{(1+r)^n} < c + v$$

が大農の成立の条件となり，たとえ生産性が低くても大農経営が容易に成立することになる。将来の農地転用を見越して農地を取得しようとする企業を警戒しなければならないのは，こうした企業のレントシーキング的な行動が，日本農業を非効率なものにする可能性があるからである。

　効率的な農業の育成が農地転用の見込みによって妨げられるこうした可能性を除去するには，良く言われるように，①厳しいゾーニングによって農地の転用を厳格に規制する，②転用農地に対しては，きわめて高率の課税を行い，転用利益を吸収してしまう（上の式で $\Delta I \to 0$ にしてしまう）ということが有効であろう。また，転用に伴う決定権と利益をすべて農地所有者に帰属させ，農地所有者が心配なく農地を貸し出せるようにすることによっても，理論的には非効率な農業経営を防ぐことができるはずである。

＜参考文献＞

・奥野正寛，本間正義編『農業問題の経済分析』日本経済新聞社，1998年
・生源寺真一『現代農業政策の経済分析』東京大学出版会，1998年
・アレキサンダー・チャーヤノフ著，磯辺秀俊ほか訳『小農経済の原理』大明堂，1957年

（須田敏彦・すだとしひこ**）**

統　計　資　料

目　　次

1．農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(77)
2．農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(77)
3．農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(77)
4．農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(78)
5．信用農業協同組合連合会　主要勘定……(78)
6．農業協同組合　主要勘定……(78)
7．信用漁業協同組合連合会　主要勘定……(80)
8．漁業協同組合　主要勘定……(80)
9．金融機関別預貯金残高……(81)
10．金融機関別貸出金残高……(82)

統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ　03（3243）7351
ＦＡＸ　03（3246）1984

利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1．数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2．表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

（単位 百万円）

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通合計
1995. 2	**28,173,061**	**9,208,776**	**6,304,186**	**5,354,456**	**14,008,310**	**15,848,762**	**8,474,495**	**43,686,023**
1996. 2	**30,425,956**	**9,151,409**	**4,790,300**	**5,198,214**	**15,967,085**	**15,696,996**	**7,505,370**	**44,367,665**
1997. 2	**29,259,216**	**8,949,848**	**5,671,257**	**5,029,534**	**12,818,126**	**15,735,168**	**10,297,493**	**43,879,321**
1998. 2	**28,027,273**	**7,814,844**	**14,595,711**	**6,691,003**	**10,342,805**	**16,964,261**	**16,439,759**	**50,437,828**
1999. 2	**26,963,472**	**7,282,665**	**14,022,616**	**4,404,317**	**13,114,406**	**14,684,910**	**16,065,120**	**48,268,753**
1999. 9	31,415,164	7,154,846	11,229,552	4,124,762	15,777,227	18,804,689	11,092,884	49,799,562
10	31,925,021	7,172,975	12,293,301	4,106,827	15,155,359	20,312,412	11,816,699	51,391,297
11	31,430,834	7,182,019	12,812,415	4,240,974	14,846,924	20,756,709	11,580,661	51,425,268
12	31,374,112	7,176,948	12,580,272	4,420,941	14,255,538	20,656,449	11,798,404	51,131,332
2000. 1	32,200,296	7,115,140	11,114,889	3,840,890	15,278,511	20,473,221	10,837,703	50,430,325
2	32,190,916	7,045,753	10,691,747	3,125,652	15,088,531	21,821,430	9,892,803	49,928,416

（注） 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2000 年 2 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	27,966,406	30,461	343,666	56	276,128	-	28,616,717
水産団体	1,119,979	257	31,682	7	15,432	-	1,167,356
森林団体	2,705	-	1,570	24	424	-	4,724
その他出資団体	5,881	-	1,884	-	1,101	-	8,865
出資団体計	29,094,971	30,718	378,802	86	293,085	-	29,797,662
非出資団体計	766,491	238,689	259,649	121,109	995,603	11,715	2,393,255
合計	**29,861,462**	**269,406**	**638,451**	**121,195**	**1,288,687**	**11,715**	**32,190,917**

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2000 年 2 月 末 現 在　　（単位 百万円）

団体別		証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系統団体等	農業団体	87,543	1,003,905	32,442	31	1,123,922
	開拓団体	2,571	977	-	-	3,548
	水産団体	92,809	60,141	47,812	982	201,743
	森林団体	22,075	23,044	1,028	311	46,459
	その他出資団体	65	11,033	248	-	11,346
	出資団体小計	205,063	1,099,101	81,530	1,324	1,387,018
	その他系統団体等小計	337,823	51,252	193,702	1,164	583,940
	計	542,886	1,150,353	275,232	2,488	1,970,958
関連産業		3,025,371	474,661	3,335,869	111,396	6,947,296
その他		2,857,267	9,960,011	85,896	-	12,903,176
合計		**6,425,524**	**11,585,025**	**3,696,997**	**113,883**	**21,821,430**

4. 農　林　中　央　金

（貸　　方）

年月末	預金 当座性	預金 定期性	預金 計	譲渡性預金	発行債券
1999. 9	2,063,840	29,351,324	31,415,164	120,000	7,155,943
10	2,281,733	29,643,288	31,925,021	-	7,154,846
11	2,273,529	29,157,305	31,430,834	-	7,172,975
12	2,256,797	29,117,315	31,374,112	8,300	7,182,019
2000. 1	2,541,505	29,658,791	32,200,296	4,800	7,176,948
2	2,326,804	29,864,112	32,190,916	17,500	7,115,140
1999. 2	1,674,461	25,289,011	26,963,472	56,960	7,282,665

（借　　方）

年月末	現金	預け金	有価証券 計	有価証券 うち国債	商品有価証券	買入手形	手形貸付
1999. 9	55,471	4,069,290	15,777,227	6,539,777	36,373	-	8,014,009
10	181,582	3,925,245	15,155,359	5,662,860	19,775	-	9,662,749
11	141,971	4,099,002	14,846,924	5,243,812	14,605	-	10,202,610
12	154,662	4,266,278	14,255,538	4,519,915	369,953	-	10,069,344
2000. 1	114,421	3,726,467	15,278,511	5,456,270	533,949	-	9,994,521
2	95,614	3,030,036	15,088,531	4,971,343	548,822	-	11,585,025
1999. 2	209,549	4,194,768	13,114,406	5,325,604	360,929	382,800	2,955,027

（注）１．単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。　２．預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
３．預金のうち定期性は定期預金。　４．62年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
５．借用金は借入金・再割引手形。　６．1985年５月からコールマネーは借用金から，コールローンは貸出金から分離，商品有価証券を新設。

5. 信　用　農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 計	貸方 貯金 うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
1999. 9	48,653,843	46,731,947	156,390	7,062	938,399
10	47,868,334	45,957,047	169,540	7,048	924,311
11	47,508,448	45,655,006	167,760	7,045	924,571
12	48,165,196	45,787,626	107,710	11,494	925,014
2000. 1	47,932,624	45,921,090	139,180	11,534	925,019
2	47,907,020	45,950,543	110,700	11,532	925,728
1999. 2	46,890,438	45,111,015	125,170	22,036	911,450

（注）１．貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。　２．出資金には回転出資金を含む。
３．1994年４月以降,コールローンを金融機関貸付金から分離。　４．1999年10月より統合県JAは含まない。

6. 農　業　協　同　組

年月末	貸方 貯金 当座性	貸方 貯金 定期性	貸方 貯金 計	貸方 借入金 計	貸方 借入金 うち信用借入金
1999. 8	14,913,726	54,972,967	69,886,693	1,001,371	780,054
9	14,894,925	54,682,040	69,576,965	1,017,330	794,756
10	15,425,462	54,582,366	70,007,828	973,720	750,989
11	15,252,667	54,583,329	69,835,996	974,900	755,664
12	15,865,477	55,149,728	71,015,205	925,271	713,047
2000. 1	15,089,384	55,062,733	70,152,117	926,864	716,926
1999. 1	14,311,491	54,599,535	68,911,026	973,885	748,749

（注）１．貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。　２．貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
３．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。　４．1999年10月より統合県JAを含む。

庫　主　要　勘　定

（単位 百万円）

コールマネー	食糧代金受託金・受託金	資本金	その他	貸方合計
1,493,402	2,851,151	1,124,999	5,640,000	49,799,562
560,210	3,009,626	1,124,999	7,598,466	51,391,297
1,080,514	2,931,998	1,124,999	7,674,904	51,425,268
402,364	3,737,490	1,124,999	7,307,119	51,131,332
769,957	3,415,298	1,124,999	5,799,835	50,430,325
389,720	3,389,472	1,124,999	5,770,056	49,928,416
1,312,838	4,144,141	1,124,999	7,383,678	48,268,753

貸出金				コールローン	食糧代金概算払金	その他	借方合計
証書貸付	当座貸越	割引手形	計				
6,716,585	3,952,073	122,020	18,804,689	3,692,812	7,561	7,356,139	49,799,562
6,621,880	3,896,390	131,391	20,312,412	3,868,254	1,377	7,927,293	51,391,297
6,559,179	3,874,802	120,117	20,756,709	3,573,037	-	7,993,020	54,425,268
6,533,022	3,915,294	138,787	20,656,449	3,476,435	80	7,951,937	51,131,332
6,511,978	3,845,951	120,769	20,473,221	3,120,108	40	7,169,608	50,430,325
6,425,524	3,696,997	113,883	21,821,430	3,004,786	90	6,339,107	49,928,416
7,200,882	4,376,269	152,732	14,684,910	5,495,343	169	9,825,879	48,268,753

合　連　合　会　主　要　勘　定

（単位 百万円）

現金	預け金		コールローン	金銭の信託	有価証券	貸出金	
	計	うち系統				計	うち金融機関貸付金
53,178	31,310,925	30,588,575	17,000	525,776	11,490,591	6,408,944	632,039
53,413	30,895,205	30,242,586	38,000	532,190	11,339,050	6,249,002	620,646
60,721	30,650,205	29,956,084	32,000	518,183	11,303,622	6,195,835	603,791
193,467	31,244,426	30,518,396	26,000	516,190	11,178,307	6,205,542	603,791
56,840	31,270,117	30,762,189	5,000	512,316	11,190,293	6,163,204	603,790
63,511	31,038,901	30,595,942	33,000	506,717	11,333,878	6,169,133	593,070
55,922	28,763,502	27,695,520	57,000	535,864	11,862,516	6,575,227	681,886

合　主　要　勘　定

（単位 百万円）

現金	預け金		有価証券・金銭の信託		貸出金		報告組合数
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公庫貸付金	
317,853	45,495,508	44,904,584	4,561,489	1,472,557	21,975,056	524,824	1,578
309,772	45,418,937	44,810,821	4,335,022	1,314,321	22,008,772	520,048	1,579
298,569	45,524,603	44,971,788	4,396,047	1,350,260	21,986,106	513,810	1,557
334,324	45,231,960	44,677,798	4,421,861	1,410,971	22,024,405	501,855	1,557
494,596	46,213,643	45,569,375	4,303,073	1,334,683	22,006,200	496,609	1,558
331,308	45,651,836	45,129,959	4,240,367	1,293,225	21,875,191	490,688	1,558
298,999	44,374,725	43,573,438	4,612,784	1,363,420	21,643,085	527,224	1,775

7．信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方				借方				
	貯金		借用金	出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金
	計	うち定期性				計	うち系統		
1999．11	2,334,332	1,904,674	53,787	49,491	7,538	1,351,631	1,298,239	221,427	869,166
12	2,352,697	1,907,686	53,845	49,516	12,763	1,358,791	1,283,806	220,238	875,294
2000．1	2,312,846	1,896,739	53,721	49,526	7,027	1,349,163	1,290,516	217,890	857,785
2	2,312,858	1,900,865	53,782	49,558	6,733	1,352,846	1,297,505	218,833	854,928
1999．2	2,236,012	1,858,164	50,435	42,063	6,113	1,249,703	1,221,137	219,012	838,703

（注） 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8．漁業協同組合主要勘定

（単位 百万円）

年月末	貸方					借方						報告組合数
	貯金		借入金		払込済出資金	現金	預け金		有価証券	貸出金		
	計	うち定期性	計	うち信用借入金			計	うち系統		計	うち農林公庫資金	
1999．9	1,419,750	1,029,490	502,892	382,302	162,550	7,688	1,253,553	1,178,667	22,517	600,048	29,175	909
10	1,473,161	1,054,559	494,551	378,180	162,376	7,649	1,296,024	1,226,005	22,292	599,872	30,603	898
11	1,430,917	966,830	488,782	370,807	162,363	8,110	1,263,912	1,195,336	22,168	592,235	28,774	893
12	1,465,175	964,541	482,394	361,262	162,521	8,604	1,295,948	1,214,086	21,919	586,595	27,492	882
1998．12	1,571,363	1,114,594	526,561	400,137	169,991	7,545	1,369,344	1,276,207	24,703	639,731	31,784	1,011

（注） 1．水加工協を含む。 2．貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3．借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。 4.固定資産は減価償却引当金を相殺した。

9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1996. 3**	**675,725**	**483,934**	**2,198,667**	**1,677,646**	**613,725**	**962,234**	**227,309**	**2,134,375**
	1997. 3	**676,963**	**472,553**	**2,144,063**	**1,687,316**	**612,651**	**977,319**	**221,668**	**2,248,872**
	1998. 3	**684,388**	**468,215**	**2,140,824**	**1,690,728**	**606,607**	**984,364**	**213,530**	**2,405,460**
	1999. 2	691,779	468,904	2,106,972	1,699,982	633,155	1,011,601	204,311	2,531,105
	3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867
	4	691,352	474,747	2,145,762	1,727,364	632,297	1,014,540	202,413	P 2,538,710
	5	691,150	480,346	2,194,880	1,737,395	628,105	1,016,291	200,539	P 2,540,023
	6	701,251	489,979	2,191,561	1,759,431	623,790	1,025,625	200,432	P 2,559,879
	7	698,648	487,755	2,188,988	1,740,067	618,402	1,026,731	199,518	P 2,563,308
	8	698,867	488,716	2,183,490	1,728,219	609,758	1,023,864	198,048	P 2,568,745
	9	695,770	486,538	2,176,469	1,723,359	608,850	1,021,550	197,487	P 2,566,426
	10	700,078	478,683	2,205,048	1,715,364	602,483	1,023,605	196,699	P 2,576,609
	11	698,360	475,084	2,211,891	1,732,228	600,530	1,019,475	P 194,983	P 2,571,083
	12	710,152	481,652	2,197,206	1,740,547	608,845	1,035,177	P 196,976	P 2,595,479
	2000. 1	701,521	479,326	(P2,136,885)	(P1,702,253)	P 597,191	P 1,020,161	P 194,126	P 2,599,979
	2	P 703,325	479,070	(P2,090,668)	(P1,711,481)	P 596,969	P 1,022,596	P 193,917	P 2,605,882
前年同月比増減率	**1996. 3**	**△0.1**	**△2.6**	**1.0**	**△0.5**	**△0.2**	**2.2**	**△6.6**	**8.0**
	1997. 3	**0.2**	**△2.4**	**△2.5**	**0.6**	**△0.2**	**1.6**	**△2.5**	**5.4**
	1998. 3	**1.1**	**△0.9**	**△0.2**	**0.2**	**△1.0**	**0.7**	**△3.7**	**7.0**
	1999. 2	0.7	△0.4	△3.4	1.5	6.3	2.3	△4.9	5.4
	3	0.8	0.2	△2.7	1.5	4.1	2.2	△5.4	5.0
	4	0.9	1.5	0.5	2.4	5.7	2.7	△4.8	P 4.7
	5	1.1	2.9	3.8	2.2	4.4	2.5	△5.5	P 4.5
	6	1.5	3.6	2.1	2.2	3.3	2.9	△5.2	P 4.3
	7	1.6	3.9	2.9	2.8	3.1	3.5	△4.7	P 4.0
	8	1.7	3.7	1.8	2.2	2.1	3.1	△5.1	P 3.7
	9	1.8	3.8	1.9	1.8	0.9	2.9	△4.9	P 3.6
	10	1.9	2.0	2.8	2.2	1.1	2.6	△4.7	P 3.6
	11	1.8	1.6	4.4	2.1	△4.0	1.9	P △5.0	P 3.4
	12	1.5	1.5	3.5	1.2	△4.8	1.1	P △5.0	P 3.0
	2000. 1	1.8	2.7	(P 2.1)	(P 0.9)	P △4.9	P 1.1	P △5.3	P 3.1
	2	P 1.7	2.2	(P △0.8)	(P 0.7)	P △5.7	P 1.1	P △5.1	P 3.0
発表機関		農林中金推進部		全銀協調査部	地銀協企画調査部	第二地銀協統計課	全信連総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．農協，信農連以外は日銀「経済統計月報」による。
2．全銀および信金には，オフショア勘定を含む。
3．都銀及び地銀残高の速報値（P）は，オフショア勘定を含まない。そのため、前年比増減率（P）は、オフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円，%）

		農協	信農連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	**1996. 3**	**189,829**	**92,114**	**2,166,716**	**1,353,825**	**531,461**	**698,982**	**186,643**	**11,213**
	1997. 3	**199,493**	**59,545**	**2,140,890**	**1,359,955**	**532,803**	**702,014**	**172,721**	**10,756**
	1998. 3	**208,280**	**61,897**	**2,123,038**	**1,380,268**	**525,217**	**704,080**	**168,221**	**10,010**
	1999. 2	211,895	60,501	2,198,877	1,390,490	536,854	721,003	157,998	9,282
	3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775
	4	213,961	59,016	2,108,783	1,364,612	520,399	706,635	152,979	P 9,770
	5	212,687	58,908	2,103,890	1,338,351	514,968	701,470	149,630	P 10,050
	6	212,491	58,164	2,108,829	1,334,175	513,790	700,718	148,239	P 9,606
	7	213,340	58,653	2,120,300	1,342,878	516,499	705,852	148,419	P 9,383
	8	214,068	59,039	2,111,479	1,334,840	512,663	700,764	145,826	P 9,497
	9	214,447	59,179	2,101,110	1,337,805	513,016	703,391	146,108	P 9,901
	10	214,277	57,666	2,097,069	1,339,734	511,163	703,805	145,679	P 9,921
	11	214,782	57,133	2,101,473	1,333,982	508,021	700,389	P 145,248	P 9,921
	12	214,618	57,230	2,136,238	1,365,497	515,614	710,716	P 145,730	P 9,283
	2000. 1	213,369	56,807	P 2,129,221	P 1,343,516	P 507,104	P 699,474	P 144,124	P 9,332
	2	P 213,945	56,918	P 2,133,692	P 1,346,281	P 505,466	P 696,979	P 143,551	P 9,433
前年同月比増減率	**1996. 3**	**4.9**	**△2.9**	**△0.8**	**3.4**	**0.9**	**2.9**	**△2.1**	**3.6**
	1997. 3	**5.1**	**△35.4**	**△1.2**	**0.5**	**0.3**	**0.4**	**△7.5**	**△4.1**
	1998. 3	**4.4**	**3.9**	**△0.8**	**1.5**	**△1.4**	**0.3**	**△2.6**	**△6.9**
	1999. 2	3.2	0.3	△0.2	0.2	2.0	2.1	△6.6	△4.0
	3	3.0	△2.4	△1.4	0.1	0.4	1.1	△8.3	△2.3
	4	2.7	△3.0	△2.3	△0.1	0.6	1.3	△7.3	P △2.2
	5	2.2	△3.5	△3.1	△0.9	△0.3	0.5	△7.3	P △1.9
	6	2.0	△4.0	△3.6	△0.8	△0.0	0.9	△7.7	P △3.2
	7	1.8	△3.7	△3.6	△0.5	0.3	1.3	△7.5	P △1.8
	8	1.7	△4.1	△4.4	△1.1	△0.3	0.7	△8.9	P △1.7
	9	1.5	△6.8	△2.6	△1.9	△1.0	0.5	△8.9	P △1.3
	10	1.6	△6.1	△4.8	△2.1	△0.6	△0.3	△9.1	P △1.8
	11	1.6	△6.2	△2.9	△2.3	△4.2	△1.4	P △9.5	P △4.8
	12	1.4	△6.0	△3.0	△2.6	△5.0	△2.4	P △9.7	P 0.5
	2000. 1	1.3	△6.1	P △3.4	P △3.4	P △5.7	P △3.1	P △9.5	P 1.1
	2	P 1.0	△5.9	P △3.0	P △3.2	P △5.8	P △3.3	P △9.1	P 1.6
発表機関		農林中金推進部		全銀協調査部	地銀協企画調査部	第二地銀協統計課	全信連総合研究所	全信組中央協会	郵政省貯金局

（注） 1．表9（注）1，2，3に同じ。郵便局は、「郵政行政統計年報」による。
2．貸出金には金融機関貸付金，コールローンを含まない。ただし，信農連の貸出は住専会社貸付金を含む。また，都市銀行の速報値は金融機関貸付金を含む。